

第2編 災害予防計画

災害予防計画は、防災関係の事業又は業務の整備を行い、災害を未然に防止し、また、その被害を最小限度に防止することを目的とする。

第1章 水害予防に関する計画

第1節 河川等の予防対策計画

第2節 耕地等の予防対策計画

第1節 河川等の予防対策計画

【長崎県・土木部・港湾部】

河川等の水害予防として、次のような対策を実施する。

1 治水整備

- (1) 河川 洪水、はん濫等の防止のため、準用河川及び普通河川の改良を行う。また、二級河川についても、県の計画に協力し整備を促進する。
- (2) 水路 市街地等の出水を防止するため、都市下水路及び雨水渠（公共下水道）を整備する。また、公簿上の水路及び側溝等についても、整備を促進する。
- (3) 開発 土地開発や宅地造成等による流出量の増大は、河川や既存排水施設に大きな負荷が生じるおそれがあるので、十分な指導・監理を行う。

2 河川環境の整備

- (1) 維持 河川を適切に監視し、流水を阻害する川底の泥や草木は浚渫や除草を行い、その機能維持を図る。
- (2) 補修 護岸等の河川管理施設が損傷した場合、迅速に補修を行う。また、施設の補強を要する場合は、速やかに処理する。
- (3) 管理 河川敷に設置された工作物については、許可の要件及び機能を監視し、適切な指導・監理を行う。

3 重要水防箇所（河川）

重要水防箇所とは、洪水時に危険が予想され、重点的に巡視点検が必要な箇所であり、下記重要採択基準にて、重要水防区域を定めることとする。

(1) 県管理重要水防箇所（二級河川）・・・第1表

〈重要水防区域採択基準〉

ア 計画高水規模の洪水の水位が現況の堤防を越える箇所。

イ 堤防箇所では起訴地盤の軟弱による法面崩壊や急激な沈下等により決壊する危険が予想されるもの。

ウ 水衝部であって洪水時に急激に基礎部が洗掘され、崩壊する危険が予想されるも

の。

エ 背後部に市街地（家屋隣接及び商工業地等）があり被害が予想される箇所。

オ 背後地に公共施設（鉄道や主要道路等）があり被害が予想される箇所。

カ 背後地に避難箇所や要配慮者施設があり被害が予想される箇所。

キ 出水期間中に堤防を掘削する工事箇所又は仮締め切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。

(2) 市町管理重要水防箇所（準用河川・普通河川）・・・第2表

〈重要水防区域採択基準〉

ア 既往水害で被災した未復旧の箇所。

イ 未改修河川で過去に越水、浸食した箇所

ウ 既設堤防護岸が低く時間雨量60mm程度で浸水、越水の予想される箇所。

エ 土石流の顕著な河川で河床埋没のため、破壊要素の強い箇所。

オ 水衝部であって洪水時急激に基礎部が掘削され、破壊崩壊要素の強い箇所。

カ 河川沿い重要道路が被災すれば交通上重大な支障をもたらすことが予想される箇所。

キ 改修済であるが、異常埋塞等により甚だしく川積が縮小されている箇所又は、宅地開発等により状況変化の著しい箇所。

4 海岸保全施設整備事業

(1) 高潮対策

高潮、波浪、津波の海水による災害を防除するため、新設または改良を行う。

(2) 浸食対策

波浪による海岸の浸食または災害を防除するため、新設または改良を行う。

(3) 局部改良

事業規模が小さい箇所において、原則として単年度に完成し早急に事業の効果を発揮することを目的として、新設または改良を行う。

(4) 重要水防区域（海岸）・・・第3表

〈重要水防区域採択基準〉

ア 既往の波浪で被災した未復旧の箇所。

イ 未改修海岸で、過去に波浪のため越波浸水した箇所。

ウ 既設海岸堤防、護岸が低く時間風速15m/s程度で越波浸水する箇所。

エ 浸食の顕著な海岸で、急激に基礎部が洗掘され施設が崩壊する予想のある箇所。

オ 海岸沿いの重要道路が、越波により洗掘され交通上重大な支障を及ぼすと予想される箇所。

カ 河口部で高潮により人家、公共施設に大きい被害が予想される箇所。

第1表 重要水防箇所（県管理）

①家屋(戸) ②道路(m)

③耕地(ha) ④鉄道(m)

二級河川

河川名	延長 (m)	重要水防区域		重要度	予想される 事態	水防 工法	予想される 被害程度	
		町名	位置					
宮村川	右	1,100	南風崎町	海より1号鉄道橋下流100m	A	溢水	積土	①130 ②50 ③2,940 ④250
	左	2,000	荻坂町	海より朝日橋上流150m		溢水、決壊	積土	
	右	2,300	城間町	鉄道橋下流100mより四郎丸橋下流150m	B	溢水、決壊	積土	
	左	1,600	荻坂町	朝日橋上流150mより四郎丸橋上流50m		溢水、決壊	積土	
日宇川	右	1,760	瀬道町	四郎丸橋下流150mより上流端	C	溢水、決壊	積土	①2,450 ②10 ③1,700 ④300
	左	1,560	瀬道町	四郎丸橋上流50mより上流端		溢水、決壊	積土	
	右	2,900	黒髪町	海より木場橋上流200m	A	溢水、決壊	積土	
	左	3,700	黒髪町	海より葦橋上流100m		溢水、決壊	積土	
犬尾川	右	1,700	黒髪町	木場橋上流200mより猫山ダム	B	溢水、決壊	積土	①82②1.2 ③300
	左	300	黒髪町	葦橋上流100mより猫山橋上流50m		溢水	積土	
	右	930	黒髪町	猫山ダムより上流端	C	溢水、決壊	積土	
黒髪川	右	1,530	黒髪町	猫山橋上流50mより上流端	A	溢水、決壊	積土	①8 ②230
	左	1,480	黒髪町	日宇川合流点より上流端		溢水、決壊	積土	
西竜川	右	1,480	黒髪町	日宇川合流点より上流端	A	溢水、決壊	積土	①50②1.2 ③300
	左	1,420	大和町	日宇川合流点より上流端		溢水、決壊	積土	
佐世保川	右	60	黒髪町	日宇川合流点より黒髪橋	A	溢水、決壊	積土	①8 ②230
	左	60	黒髪町	日宇川合流点より黒髪橋		溢水、決壊	積土	
相浦川	右	260	黒髪町	黒髪橋より上流260m	B	溢水、決壊	積土	①50②1.2 ③300
	左	260	黒髪町	黒髪橋より上流260m		溢水、決壊	積土	
久保仁田川	右	1,420	大和町	日宇川合流点より上流端	A	溢水、決壊	積土	①2,396 ②0.05 ③7,760
	左	1,420	大和町	日宇川合流点より上流端		溢水、決壊	積土	
相浦川	右	4,500	春日町	海より山の田橋上流250m	A	溢水、決壊	積土	①300 ②3,000
	左	4,500	春日町	海より山の田橋上流250m		溢水、決壊	積土	
	右	720	桜木町	山の田橋上流250mより上流端	B	溢水、決壊	積土	
	左	720	桜木町	山の田橋上流250mより上流端		溢水、決壊	積土	
	右	1,200	大瀧町	河口より敷島橋上流150m	B	溢水、決壊	積土	
	右	600	日野町	河口より河口上流400m	C	溢水、決壊	積土	
	右	1,500	相浦町	敷島橋上流150mより相浦橋上流100m	A	溢水、決壊	積土	
	左	4,800	木宮町	河口上流400mより中里橋上流350m		溢水、決壊	積土	
	右	1,300	相浦町	相浦橋上流100mより中里橋下流50m	C	溢水、決壊	積土	
	右	5,600	大野町	中里橋下流50mより田原橋上流200m	A	溢水、決壊	積土	
	右	2,300	瀬戸越町	中里橋上流350mより吉岡橋上流400m	B	溢水、決壊	積土	
	右	1,600	吉岡町	吉岡橋上流400mより左右橋	A	溢水、決壊	積土	
右	1,900	柚木元町	田原橋上流200mより元角虫橋下流250m	B	溢水	積土		
左	1,100	瀬戸越町	左石橋より双ッ岩橋上流100m		溢水	積土		
右	1,800	柚木町	元角虫橋下流250mより柚木橋下流50m	A	溢水、決壊	積土		
左	3,400	柚木町	双ッ岩橋上流100mより柚木橋下流50m		溢水、決壊	積土		
右	3,700	川谷町	柚木橋下流50mより川谷橋上流100m	C	溢水、決壊	積土		
左	3,700	川谷町	柚木橋下流50mより川谷橋上流100m		溢水、決壊	積土		
野中川	右	1,200	里美町	29号橋上流50mより石ノ倉橋上流700m	C	溢水、決壊	積土	①121 ②25 ③2,150
	左	1,200	里美町	29号橋上流50mより石ノ倉橋上流700m		溢水、決壊	積土	
小川内川	右	100	柚木町	相浦川合流点より南藤橋上流50m	B	溢水	積土	①121 ②25 ③2,150
	左	100	小舟町	相浦川合流点より南藤橋上流50m		溢水	積土	
野中川	右	500	柚木町	南藤橋上流50mより6号橋	C	溢水、決壊	積土	①121 ②25 ③2,150
	左	500	小舟町	南藤橋上流50mより6号橋		溢水、決壊	積土	
野中川	右	2,400	小川内町	相浦川合流点から大原橋下流100m	B	溢水、決壊	積土	①121 ②25 ③2,150
	左	2,600	白仁田町	相浦川合流点から大原橋下流100m		溢水、決壊	積土	
	右	500	小川内町	大原橋下流100mから9号堰	C	溢水、決壊	積土	
	左	1,000	白仁田町	大原橋下流100mから菰田貯水池		溢水、決壊	積土	
野中川	右	100	皆瀬町	相浦合流点から2号橋	A	溢水	積土	①121 ②25 ③2,150
	左	400	野中町	相浦合流点から6号橋		溢水	積土	
	右	300	野中町	2号橋から野中橋上流70m	B	溢水、決壊	積土	
	左	458	十文野町	野中橋上流70mから上流端		溢水、決壊	積土	
左	200	野中町	6号橋から11号橋上流30m	C	溢水、決壊	積土		

河川名		延長 (m)	重要水防区域		重要度	予想される 事態	水防 工法	予想される 被害程度
			町名	位置				
里見川	右	100	野中町	相浦川合流点から里見橋上流100m	B	溢水 溢水、決壊	積土 積土	
	左	200	原分町	相浦川合流点から2号橋				
	右	664	楠木町	里見橋上流100mから上流端	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土 積土	
	左	564	原分町	2号橋から上流端				
黄斑川	右	455	踊石町	小川内川合流点より5号橋上流55m	A	溢水 溢水、決壊	積土 積土	
	左	455	踊石町	小川内川合流点より5号橋上流55m				
高尾川	右	271	柚木元町	相浦川合流点より上流端	B	溢水、決壊	積土	
	左	271	柚木元町	相浦川合流点より上流端				
大野川	右	490	原分町	相浦川合流点より8号橋上流100m	A	溢水、決壊 溢水、決壊	積土 積土	
	左	490	松瀬町	相浦川合流点より8号橋上流100m				
三本木川	右	300	柚木町	牟田川合流点より8号橋	A	溢水、決壊 溢水、決壊	積土 積土	
	左	420	柚木町	牟田川合流点より西加戸橋				
	右	120	柚木町	8号橋より西加戸橋	B	溢水	積土	
牟田川	右	500	柚木町	相浦川合流点より2号堰	A	溢水	積土	
	右	500	柚木町	相浦川合流点より2号堰	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土 積土	
	左	200	上柚木町	2号堰より3号堰下流100m				
右	300	筒井町	2号堰より3号堰	C	溢水、決壊	積土		
池野川	右	300	大野町	相浦川合流点より8号橋下流20m	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土 積土	A60 B25 C250
	左	524	松瀬町	相浦川合流点より上流端				
	右	224	松瀬町	8号橋下流20mより上流端	C	溢水	積土	
小野川	右	1,900	小野町	相浦川合流点より小野川橋	A	溢水、決壊 溢水、決壊	積土 積土	A50 B15 C2,300
	左	1,900	小野町	相浦川合流点より小野川橋				
	右	700	小野町	小野川橋より小野橋下流80m	B	溢水、決壊	積土	
右	537	小野町	小野橋下流80mより上流端	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土 積土		
左	1,237	小野町	小野川橋より上流端					
日野川	右	2,332	日野町	相浦川合流点より上流端	A	溢水、決壊 溢水、決壊	積土 積土	A800B6 C6,200
	左	2,332	日野町	相浦川合流点より上流端				
新田川	右	1,000	川下町	相浦川合流点より川下橋下流40m	A	溢水、決壊 溢水	積土 積土	A18 B25 C1,200
	左	300	椎木町	相浦川合流点より中1号橋下流50m				
	右	200	川下町	川下橋下流40mより道貫橋上流120m	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土 積土	
	左	2,046	新田町	中1号橋下流50mより上流端				
右	1,146	新田町	道貫橋上流120mより上流端	C	溢水、決壊	積土		
金田川	右	700	広田1丁目	河口より上宮崎橋	A	溢水、決壊 溢水、決壊	積土 積土	A138 B80 C6,500 D2,000
	左	600	広田3丁目	河口より宮崎橋上流50m				
	右	500	広田1丁目	上宮崎橋より碧水橋下流50m	B	溢水、決壊 溢水	積土 積土	
	左	600	重尾町	宮崎橋上流50mより碧水橋下流50m				
	右	1,700	重尾町	碧水橋下流50mより小曲橋下流100m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土 積土	
	左	1,800	重尾町	碧水橋下流50mより小曲橋				
右	800	重尾町	小曲橋下流100mより金石橋下流50m	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土 積土		
左	800	重尾町	小曲橋より金石橋上流80m					
右	418	重尾町	金石橋下流50mより上流端	A	溢水、決壊 溢水、決壊	積土 積土		
左	318	重尾町	金石橋上流80m上流端					
小森川	右	100	早岐町	潮入橋より潮入橋上流100m	A	溢水 溢水	積土 積土	A3,100 B575 C4,980 D1,000
	左	200	広田町	潮入橋より潮入橋上流200m				
	右	4,400	新替町	潮入橋上流100mより新替橋	B	溢水、決壊	積土	
	右	4,200	塩浸町	潮入橋上流200mより新替橋下流50m	C	溢水、決壊	積土	
	右	100	塩浸町	新替橋下流100mより新替橋	B	溢水、決壊	積土	
	右	1,700	三川内本町	新替橋より今福橋上流400m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土 積土	
	左	2,000	新行江町	新替橋より今福橋上流700m				
右	1,100	吉福町	今福橋上流400mより清水瀬橋上流50m	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土 積土		
左	200	吉福町	今福橋上流700mより今福橋上流900m					
右	2,522	横手町	清水瀬橋上流50mより横手橋	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土 積土		
左	3,122	横手町	今福橋上流900mより横手橋					

河川名	延長 (m)	重要水防区域		重要度	予想される 事態	水防 工法	予想される 被害程度	
		町名	位置					
鷹巣川	右	100	権常寺町	小森川合流点より下の原ダム	C	溢水、決壊	積土	
	左	100	権常寺町	小森川合流点より下の原ダム		溢水、決壊	積土	
日出川	右	400	三川内本町	小森川合流点より百年橋上流250m	C	溢水、決壊	積土	
	左	200	三川内本町	小森川合流点より百年橋上流50m		溢水、決壊	積土	
江永川	右	800	江永町	小森川合流点より江永ダム	B	溢水、決壊	積土	A)59 B)0.5 C)500
	左	800	江永町	小森川合流点より江永ダム		溢水、決壊	積土	
早岐川	右	900	早岐2丁目	河口より8号橋	A	溢水、決壊	積土	A)121 B)1,300 C)300
	左	800	早岐1丁目	河口より2号鉄道橋		溢水	積土	
	右	600	早苗町	8号橋より花高橋下流50m	B	溢水	積土	
	左	900	早苗町	2号鉄道橋より国道		溢水	積土	
	右	500	上原町	花高橋下流50mより祝田橋	A	溢水	積土	
	左	100	上原町	国道より上流100m		溢水	積土	
右	200	上原町	国道より上流100mより祝田橋	B	溢水	積土		
右	800	上原町	祝田橋より上原水源池	C	溢水	積土		
左	800	上原町	祝田橋より上原水源池		溢水	積土		
福石川	右	1,952	木風町	河口より湯船橋	A	溢水、決壊	積土	
	左	1,952	木風町	河口より湯船橋		溢水、決壊	積土	
佐々川	右	700	小佐々町	河口上流400mより見返橋下流100m	B	溢水	積土	A)1,380 B)361 C)13,050 D)1,300
	左	2,200	吉井町	正興寺橋より吉井橋	C	溢水、決壊	積土	
	右	4,200	吉井町	小春町上流300mより校門橋上流50m	A	溢水、決壊	積土	
	左	900	吉井町	吉井橋より校門橋上流50m		溢水、決壊	積土	
	右	4,600	世知原町	校門橋上流50mより太田橋	C	溢水、決壊	積土	
	左	4,600	世知原町	校門橋上流50mより太田橋		溢水、決壊	積土	
右	5,500	世知原町	太田橋より砂防堰堤	B	溢水、決壊	積土		
左	5,500	世知原町	太田橋より砂防堰堤		溢水、決壊	積土		
福井川	右	800	吉井町	佐々川合流点より田の元下流50m	C	溢水、決壊	積土	A)35 B)0.5 C)1,500
	左	4,200	吉井町	佐々川合流点より内裏橋上流170m	B	溢水、決壊	積土	
	右	4,999	吉井町	田の元下流50mより狸山橋上流580m	A	溢水、決壊	積土	
左	1,599	吉井町	内裏橋上流170mより狸山橋上流580m	溢水、決壊		積土		
北川内川	右	300	世知原町	佐々川合流点より上流端	B	溢水、決壊	積土	A)20 B)6.5 C)350
	左	300	世知原町	佐々川合流点より上流端		溢水、決壊	積土	
	右	2,052	世知原町	鞆之元橋上流50mより中通橋上流1850m	C	溢水、決壊	積土	
左	2,052	世知原町	鞆之元橋上流50mより中通橋上流1850m	溢水、決壊		積土		
路木場川	右	700	世知原町	佐々川合流点より床並橋上流120m	A	溢水、決壊	積土	A)2
	左	700	世知原町	佐々川合流点より床並橋上流120m		溢水、決壊	積土	
鍋田川	右	300	世知原町	佐々川合流点より上流300m	C	溢水、決壊	積土	A)4 B)1.4 C)100
	左	300	世知原町	佐々川合流点より上流300m		溢水、決壊	積土	
小佐々川	右	200	小佐々町	河口より河口上流200m	B	溢水、決壊	積土	A)23 B)10 C)47
	右	800	小佐々町	河口上流200mより2号橋上流40m	C	溢水、決壊	積土	
	左	400	小佐々町	河口より河口上流400m		溢水、決壊	積土	
右	2,300	小佐々町	河口上流400mより7号橋下流100m	B	溢水、決壊	積土		
つづら川	右	100	小佐々町	小佐々川合流点より前川橋上流20m	B	溢水、決壊	積土	A)15 B)0.5 C)300
	左	600	小佐々町	前川橋上流20mよりつづらダム	C	溢水、決壊	積土	
左	700	小佐々町	小佐々川合流点よりつづらダム	溢水、決壊		積土		
竹田川	右	200	小佐々町	河口より西川内橋上流120m	A	溢水、決壊	積土	A)15 B)7 C)250
	右	1,200	小佐々町	河口より4号橋下流80m	B	溢水、決壊	積土	
	左	600	小佐々町	西川内橋上流120mより浜田橋上流50m		溢水、決壊	積土	
	右	1,069	小佐々町	4号橋下流80mより竹田橋上流300m	C	溢水、決壊	積土	
左	1,469	小佐々町	浜田橋上流50mより竹田橋上流300m	溢水、決壊		積土		
上矢岳川	右	300	小佐々町	河口より矢岳橋上流110m	B	溢水	積土	A)30 B)10 C)100
	左	200	小佐々町	河口より矢岳橋上流10m		溢水	積土	
	右	1,217	小佐々町	矢岳橋上流110mより上流端	C	溢水、決壊	積土	
左	1,317	小佐々町	矢岳橋上流10mより上流端	溢水		積土		
江端川	右	500	宇久町	江端橋より観音橋	B	溢水、決壊	積土	

河川名	延長 (m)	重要水防区域		重要度	予想される 事態	水防 工法	予想される 被害程度	
		町名	位置					
江端川	右 左	400	宇久町	江端橋より観音橋下流100m	C	溢水、決壊	積土	
江迎川	右 左	900	江迎町	江迎大橋より江迎橋下流100m	B	溢水、決壊	積土	A)120 B)1.0 C)1,300
	右 左	1,000	江迎町	江迎橋下流100mより高岩橋上流100m	A	溢水、決壊	積土	
	右 左	2,600 800	江迎町 江迎町	江迎大橋より赤坂橋 高岩橋上流100mより赤坂橋	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土 積土	
	右 左	4,900 4,800	江迎町 江迎町	赤坂橋より常田橋 赤坂橋上流100mより常田橋	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土 積土	
	右 左	600 300	江迎町 江迎町	江迎川合流点より小森橋上流100m 江迎川合流点より嘉例橋上流100m	B	溢水、決壊 溢水	積土 積土	
嘉例川	右 左	900 1,200	江迎町 江迎町	小森橋上流100mより兎田橋上流100m 嘉例橋上流100mより兎田橋上流100m	C	溢水、決壊 溢水	積土 積土	A)250 C)1,150
	右 左	3,143 3,143	江迎町 江迎町	江迎川との合流点より露切橋まで 江迎川との合流点より露切橋まで	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土 積土	A)3 B)1.3 C)250
坂瀬川 (1/2)	右 左	3,249 3,276	江迎町 江迎町	松浦市との境より北田橋上流600m 平戸市との境より北田橋上流600m	C	溢水 溢水	積土 積土	A)2 B)20 C)400
	鹿町川	右 左	4,100 1,500	鹿町町 鹿町町	竜神橋上流200mより雲中野橋 土肥の浦橋上流100mより6号橋下流100m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土 積土
右 左		500 2,200	鹿町町 鹿町町	雲中野橋より上流端 6号橋下流100mより上流端	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土 積土	
右 左		800	鹿町町	鹿町川合流点より5号橋	C	溢水、決壊	積土	A)23 C)500
大加勢川	右 左	1,175	鹿町町	河口より新開橋	C	溢水、決壊	積土	A)38 B)1.5 C)380
	樋口川	右 左	200	鹿町町	河口より弥生橋上流30m	B	溢水、決壊	積土
右 左		400 600	鹿町町 鹿町町	弥生橋上流30mより樋口ダム 河口より樋口ダム	C	溢水、決壊 溢水	積土 積土	
高峰川		右 左	200	吉井町	笛の川橋下流100mより笛の川橋	A	溢水、決壊	積土
	右	1,400	吉井町	笛の川橋より高峰橋上流140m	C	溢水、決壊	積土	C)1,000

<重要度について>

重要水防区域A（水防上最も重要な区間）

重要水防区域B（水防上重要な区間）

重要水防区域C（要注意区間）

①家屋(戸) ②道路(m)

第2表 重要水防箇所（市町管理）準用河川

③耕地(ha) ④鉄道(m)

河川名		重要水防区域		予想される 事態	水防 工法	予想される 被害程度
		区域	延長(m)			
真申川	右	下本山～海	1,612	溢水	積土	A)10 B)1 C)500
	左	下本山～海	1,612			
田の頭川	右	江上町～海	550	溢水	積土	A)14 B)10 C)350
	左	江上町～海	550			
新田川	右	竹辺町275番地先～新田町672番地先	780	溢水	積土	A)67 B)53 C)4,700
	左	竹辺町425番地先～新田町618-19番地先	780			
母ヶ浦川	右	母ヶ浦ため池～小野川合流点	950	溢水	積土	A)15 B)15 C)440
	左	母ヶ浦ため池～小野川合流点	950			
天神川	右	沖新町～日宇川	540	溢水	積土	A)5 C)0.5
	左	天神町～日宇川	540			
光月川	右	宮地町60-13番地先～佐世保川合流地点	520	溢水	積土	A)50 C)1,000
	左	宮地町97-1番地先～佐世保川合流地点	520			
福浦川	右	宇久町小浜3635-1地先～宇久町小浜4303番地先	1,250	溢水 決壊	積土	A)5 B)3.5 C)300
	左	宇久町小浜3635-1地先～宇久町小浜4303番地先	1,250			

㊤家屋(戸) ㊣道路(m)

第2表 重要水防箇所(市町管理) 普通河川

㊢耕地(ha) ㊤鉄道(m)

河川名	重要水防区域		延長(m)	予想される 事態	水防 工法	予想される 被害程度
	区 域					
直谷川	右	吉井町直谷1279-6～福井川合流点	100	溢水	積土	㊤36㊢1 ㊣100
	左	吉井町直谷1279-6～福井川合流点	100			
白岩川	右	下本山町～合流点	100	溢水	積土	㊤5 ㊣50
	左	下本山町～合流点	100			
黒橋川	右	原分町～合流点	100	溢水	積土	㊤5
	左	原分町～合流点	100			
紋珠川	右	瀬戸越町～合流点	100	溢水	積土	㊤4
	左	瀬戸越町～合流点	100			
堺木川	右	横尾町～国道204号	200	溢水	積土	㊤10 ㊣100
	左	横尾町～国道204号	200			
春日川	右	春日町～佐世保川	1,120	溢水	積土	㊤15 ㊣750
	左	春日町～佐世保川	1,120			
大開川	右	保立町～合流点	200	溢水	積土	㊤5 ㊣30
	左	保立町～合流点	200			
折橋川	右	折橋町～宮田町	200	溢水	積土	㊤10
	左	折橋町～宮田町	200			
須佐川	右	須佐町～合流点	300	溢水	積土	㊤5
	左	須佐町～合流点	300			
馬氏川	右	山祇町～峰坂町	400	溢水	積土	㊤5
	左	山祇町～峰坂町	400			
次郎田川	右	大塔自動車学校～海	400	溢水	積土	㊤5㊢0.5 ㊣200
	左	大塔自動車学校～海	400			
天神川	右	天神町～日宇川	660	溢水	積土	㊤25 ㊣600
	左	天神町～日宇川	660			
松の子川	右	日宇川～篠崎クリーニング上	200	溢水	積土	㊤10 ㊣200
	左	日宇川～篠崎クリーニング上	200			
矢岳川	右	矢岳町～合流点	100	溢水	積土	㊤10
	左	矢岳町～合流点	100			
御船川	右	神島町～御船公園	200	溢水	積土	㊤5 ㊣100
	左	神島町～御船公園	200			
白南風川	右	白南風町～海	300	溢水	積土	㊤30 ㊣300
	左	白南風町～海	300			
小島川	右	南風崎町～国道下	150	溢水	積土	㊤20㊢0.5 ㊣500
	左	南風崎町～国道下	150			
飯盛川	右	大塔町～海	1,410	溢水	積土	㊤120㊢10 ㊣1,000
	左	大塔町～海	1,410			
畔岩川	右	赤崎町～海	1,100	溢水	積土	㊤5 ㊣300
	左	赤崎町～海	1,100			
小立川	右	中里町～相浦川	1,630	溢水	積土	㊤50㊢20 ㊣600
	左	中里町～相浦川	1,630			
田の浦川	右	田の浦町～海	400	溢水	積土	㊤5㊢4 ㊣100
	左	田の浦町～海	400			
小佐世保川	右	小佐世保町～海	100	溢水	積土	㊤1
	左	小佐世保町～海	100			
十郎井手川	右	柚木元町～相浦川合流点	700	溢水	積土	㊤18 ㊢25
	左	柚木元町～相浦川合流点	700			
浜の川	右	船越中央公民館下～海	360	溢水	積土	㊤12
	左	船越中央公民館下～海	360			
母ヶ浦川 支流	右	母ヶ浦町公民館下～母ヶ浦川	140	溢水	積土	㊤50 ㊢1.5
	左	母ヶ浦町公民館下～母ヶ浦川	140			
紋珠川 支流	右	瀬戸越四丁目413番1附近～相浦川合流点	30	溢水	積土	㊤12
	左	瀬戸越四丁目413番1附近～相浦川合流点	30			
マグラ川	右	宇久町野方村近～宇久町野方牧崎	2,600	溢水 決壊	積土	㊤6㊢26 ㊣300
	左	宇久町野方村近～宇久町野方牧崎	2,600			
三浦川	右	宇久町太田江寺畑～宇久町太田江江頭	1,600	溢水 決壊	積土	㊤5㊢20 ㊣400
	左	宇久町太田江寺畑～宇久町太田江江頭	1,600			
渡瀬川	右	宇久町平松尾～宇久町平船倉	800	溢水	積土	㊤40 ㊢10
	左	宇久町平松尾～宇久町平船倉	800			
鯛の浦川	右	針尾西町978-1～針尾西町716-1	310	溢水	積土	㊢246 ㊣1
	左	針尾西町978-1～針尾西町716-1	310			

第3表 重要水防区域

(水管理・国土保全局海岸)

番号	沿岸名	海岸名	区域	延長 (m)	予想される 事 態	対策水防 工 法	予想される被害状況 A家屋戸 B耕地ha C道路m D鉄道m	管理者
1	松浦沿岸	上矢岳	小佐々町矢岳	82	溢水	積土	A 30 B C 100 D	県
2	大村湾沿岸	釜浦	久津郷	1,650	決壊、浸水	〃	A 2 B 60 C 2,000 D	〃
3	大村湾	江上	江上浦	250	〃	〃	A B 1.3 C D	〃
4	松浦	崎針尾	黒瀬	410	〃	〃	A B 0.8 C D	〃
5	五島沿岸	白浜	神浦郷	300	〃	〃	A B 0.5 C D	〃

(港湾局海岸)

番号	沿岸名	海岸名	区域	延長 (m)	予想される 事 態	対策水防 工 法	予想される被害状況 A家屋戸 B耕地ha C道路m D鉄道m	管理者
1	松浦沿岸	俵ヶ浦	向後崎、本船、柳ノ本、名切、安東寺、庵ノ浦、小庵ノ浦、船越、俵ヶ浦、白浜	9,185	決壊、浸水	積土	A 9 B 5.8 C 1,170 D	市
2	〃	相浦	日野、浅子、大潟	1,603	〃	〃	A 7 B 6.9 C 383 D	〃
3	〃	針尾	口木崎、針尾大崎、有福	2,323	〃	〃	A 5 B 2.3 C 59 D	〃
4	西彼杵沿岸	西海	横瀬、寄船	2,082	〃	〃	A 10 B 3.0 C 300 D	〃
5	松浦沿岸	白ノ浦港	楠泊、小佐々、高崎、浅子	11,675	〃	〃	A 300 B C 5,000 D	県
6	大村湾沿岸	早岐港	早岐、長畑、江立、大島	14,966	〃	〃	A 650 B C 7,500 D	〃

(漁港海岸)

番号	沿岸名	海岸名	区域	延長 (m)	予想される 事 態	対策水防 工 法	予想される被害状況 A家屋戸 B耕地ha C道路m D鉄道m	管理者
1	松浦沿岸	針尾	小鯛ノ浦	200	浸水	積土	A 10 B 0.8 C 200 D	市
2	〃	楠泊	小佐々町楠泊	170	決壊、浸水	〃	A 25 B C 200 D	県
3	〃	江迎	江迎町上川内	164	〃	〃	A 17 B C 350 D	〃

(農村振興局海岸)

番号	沿岸名	海岸名	区域	延長 (m)	予想される 事態	対策水防 工法	予想される被害状況				管理者
							A 家屋戸 C 道路m	B 耕地ha D 鉄道m			
1	五島沿岸	向崎	宇久町小浜郷	82	決壊	積土	A C	B 0.05 D			県
2	〃	蒲浦	宇久町小浜郷	128	〃	〃	A C	B 0.37 D			〃
3	〃	稲ゴモリ	宇久町小浜郷	235	〃	〃	A C	B 0.08 D			〃
4	〃	古里	宇久町本飯良	790	浸水	〃	A 15 C	B 16 D			〃
5	大村湾沿岸	戸尺鼻	宮津町	1,550	決壊	〃	A 2 C 100	B 9 D			〃

第4表 土石流発生のおそれのある区域

番号	河川名	位置 町名	保全対象区域の状況		
			人家(戸)	公共物の種類数	公共施設の種類数
1	寺辺田川	城間町	7	公民館. 幼稚園	道 8m
2	四郎丸川	〃	5		道 105m
3	平原川	瀬道町	5		市道 124m 橋 1
4	堀戸川支流	奥山町	4		市道 400m 橋 4
5	西竜川	木風町	15		市道 148m 橋 2
6	中野川	日宇町	6		市道 81m 橋 4
7	松の子川支流	〃	62	病院. 学校	市道 327m
8	麓川(同支流)	黒髪町	20		市道 125m 橋 3
9	犬尾川	〃	46		市道 111m 橋 4
10	黒髪川	〃	3		市道 60m 橋 5
11	山口川	〃	7		市道 50m
12	猫山川(同支流)	〃	20		市道 258m 橋 4
13	矢岳川	矢岳町	110	病院	市道 222m 橋 3
14	明蔵寺川	東大久保町	33	教会	市道 55m
15	福田川	福田町	56		市道 80m 橋 1
16	大開川(同支流)	中通町	59		市道 197m 橋 9
17	松山川	春日町	9		市道 202m
18	折橋川支流	松山町	14		道 120m
19	名切川(同支流)	山手町	73		市道 272m 橋 3
20	光月川	高梨町	7		市道 42m
21	小佐世保川(同支流)	小佐世保町	36		市道 213m 橋 3
22	片平川	下本山町	2		
23	栈敷川	〃	18		橋 1

番号	河川名	位置	保全対象区域の状況		
		町名	人家(戸)	公共物の種類数	公共施設の種類数
24	黄班川	踊石町	5		
25	妙観寺川	小川内町	21		県道 100m
26	井手口川	白仁田町	17		市道 214m 橋 3
27	里見川	原分町	11		市道 6m 橋 1
28	坂の上川	〃	20	小学校、中学校	橋 3
29	大野川	〃	13		市道 116m 橋 1
30	峰郷川	松瀬町	29		市道 113m 橋 2
31	池野川(同支流)	〃	21		市道 500m 橋 3
32	高尾川(同支流)	柚木元町	13	公民館	市道 311m 橋 1
33	原の下川	〃	13		市道 141m
34	大平川	筒井町	13		
35	臼木川	柚木	13	神社	市道100m 橋 1
36	蜂の巣川 (同支流)	高花町	2		
37	小舟川	小舟町	2	学校、神社	市道100m 橋 1
38	矢峰川	矢峰町	11		市道248m 橋 2
39	淀姫川	松原町	14		市道 98m 橋 3
40	松原川	〃	50		道 51m
41	泉福寺川	瀬戸越1、2丁目	15		市道 30m 橋 2
42	紋珠川支流	瀬戸越1丁目	17		市道 80m
43	夜打川	吉岡町	22		市道 34m 橋 3
44	柴原川	中里町	13		市道 286m
45	小立川	〃	13		市道 88m
46	其ノ原川	小野町	10		市道 100m
47	小野川	母ヶ浦町	9		
48	牧の地川	牧の地町	4		県道 100m 橋 4
49	新田川	竹辺町	7		市道 93m
50	日野川(同支流)	日野町	74		市道 79m
51	黒坊川	桑木場町	14		市道 400m 橋 4
52	馬責川	〃	7		市道 5m
53	山ノ田川	口ノ尾町	7		
54	小森川	心野町	2		道 500m
55	牛石川	新行江町	8		市道 260m 橋 2
56	三川内川(同支流)	三川内町	27		市道 98m
57	陣の内川	早岐町	5		道 129m
58	早岐川	平松町	4	公民館	市道 89m 橋 2
59	福石川	木風町	24		市道 359m 橋 5
60	金田川	重尾町	8		市道 400m 橋 4

番号	河川名	位置	保全対象区域の状況		
		町名	人家(戸)	公共物の種類数	公共施設の種類数
61	田の頭川支流	江上町	15		道 395m
62	御船川	鵜渡越町	7		道 35m 橋 7
63	山島川	俵ヶ浦町	5		市道 87m 橋 3
64	石岳川	船越町	21		市道 119m 橋 3
65	白馬川	黒島町	1		市道 77m 橋 1
66	太田川	黒髪町	4		市道 300m 橋 3
67	番所川	城間町	6		県道 80m 橋 1
68	新行江川	新行江町	7	中学校、公民館	市道 210m
69	オツケ川	踊石町	1	幼稚園	市道 50m
70	小田川	世知原町北川内	1	神社	市道 40m 橋 2
71	前原川	世知原町岩谷口	2	集会所	市道 90m 橋 1
72	上岩谷川	〃	12	神社	市道 200m 橋 1
73	春田川	上原町	1		市道 100m
74	紋珠川	瀬戸越町	5	配水池	
75	上岩谷川支流	世知原町岩谷口	1		市道 200m 橋 1
76	黒髪川支流	黒髪町	10		市道 200m 橋 1
77	黄斑川支流	踊石町			市道 100m 橋 1
78	谷川支流	上柚木町	1		市道 100m 橋 1
79	大石川	小佐々町西川内	30		市道 100m 橋 1
80	岩ノ下川	吉井町梶木場	1		市道 100m 橋 1
81	免ノ平川	柚木町			市道 100m 橋 1
82	二反田川	白仁田町			市道 200m 橋 2
83	古木川	里美町	2		県道 220m
84	破井川	重尾町			市道 70m
85	片平川支流	八の久保町			市道 140m
86	中後谷川	江迎町乱橋	12		県道 80m 橋 1
87	吉岡川	吉岡町	8		市道 90m
88	本村川	黒島町	3		市道 20m
89	井手ノ元川支流	世知原町檜巻	4		県道 30m 市道 100m
90	地藏川	野中町	147	公民館、公園	市道2270m 橋 5
91	新田川支流	新田町	12	公園	市道 160m
92	川谷川	川谷町	8		県道 60m
93	鹿町川	鹿町町中野			市道 350m 橋3
94	七腕川	江迎町七腕	5		国道 300m 市道1300m

第2節 耕地等の予防対策計画

【農林水産部】

- 1 老朽溜池の補強として次のような対策を推進する。
 - (1) 堤体の補強を行う。
 - (2) 貯水量の増加のため余水吐口を板又は土俵をもって断面を縮小している箇所は、これの排除と併せて余水吐の整備を行う。
 - (3) 余水吐の能力及び洪水面上の余裕高について検討する。
 - (4) 斜樋及び底樋管の整備を行う。
 - (5) 放水路部分の補修を行う。

- 2 潮遊池周辺の施設補強として次の対策を推進する。
 - (1) 樋門等施設の補修を行う。
 - (2) 老朽化した招扉の取換えを促進する。

第2章 地震災害予防に関する計画

本市は過去の地震歴及び地震発生の要因となる活断層の分布などから、直下型の大地震発生の可能性が著しく小さい地域と言われている。しかし、地震災害は、台風や大雨などの風水害に比べて発生頻度は低い代わりに、ひとたび発生すると大きな災害となる。交通、通信、電気、ガス、水道などライフラインの切断などにより、広範囲で長期にわたって障害が続き、市民生活や経済等に与える影響ははかりしれない。万が一の備えとして地震災害対策は必要である。

第1節 地震被害の想定

第2節 都市の防災化

第3節 公共施設等の安全対策

第4節 津波災害の予防

第1節 地震被害の想定と課題

【防災危機管理局】

1 本市における地震発生の可能性

本市は、史料や統計によると、地震による大きな被害を受けたことがなく、平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震により、初めて震度4を観測した。

国内に目を向けると、兵庫県南部地震（阪神淡路大震災）後も東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）や熊本地震が発生するなど、幾度となく地震による被害を受けている。その要因としては、日本列島が4枚のプレートの境界に位置し、規模の大きな地震が繰り返し発生すると考えられる海溝型地震の発生領域や活断層が全国的に分布していることにある。

文部科学省の地震関係基礎調査交付金事業で全国の主要な98活断層の調査が実施された際、長崎県においては平成14～16年度に「雲仙活断層群調査」が行われ、雲仙活断層群を構成する断層群として、雲仙地溝北縁断層帯、雲仙地溝南縁東部断層帯、雲仙地溝南縁西部断層帯の3断層帯に区分され、橘湾西部断層帯、島原沖断層群が別の活断層として確認されている。

このほか、「新日本の活断層」（1991年活断層研究会編）によれば、大村から諫早北西付近、西彼杵半島北端、佐世保市北部、壱岐南部にも活断層が存在することが指摘されている。

県内における主な被害地震は過去に16回発生しているが、火山活動に伴う地震以外に死者（不明者含む）50人以上の地震は発生しておらず、本市に被害を及ぼした地震は発生していない。

また規模の大きな地震は、非常に長い時間で見れば、同じ場所で繰り返し発生していることがわかっている。その点からすると過去に大きな被害を受けたことのない本市は、規模の大きな被害地震が発生する可能性の低い地域と考えられる。

しかし、マグニチュード6クラス以下の地震は、地表に明瞭な形跡を残していないことがあり、将来地震を発生させる活断層が存在している可能性もあること、また、大村－諫早市付近にも活断層が分布していることが確認されていることから、過去に

規模の大きな地震歴がないからといって、将来も地震の被害を受けないとはいえない。

政府の調査機関による地震発生可能性の長期評価からも、低い確率ではあるものの大地震の発生の可能性が予測されている。

また、近年の被害地震の発生状況から鑑みると、主要な活断層として認められていない場所で規模の大きな地震が発生しており、本市近辺に分布する活断層の活動により市域に被害を及ぼすような地震が発生する可能性は皆無ではないことから、新たな知見にもとづき地震想定を行う必要がある。

地震等対策のため、長崎県が公表した地震等防災アセスメント調査（平成17年度）及び南海トラフ地震等を踏まえて取りまとめられた長崎県地域防災計画見直し検討委員会（平成23年度）が実施した地震津波シミュレーションについての認識が必要である。

2 長崎県の地震等防災アセスメント調査（平成17年度）における地震動の想定

長崎県は、平成7～9年度に策定した県内における地震動想定の見直しを行うため「長崎県地震発生想定検討委員会」（平成17年4月27日設置）を設置し、県内に被害を及ぼす地震の震源となる恐れのある活断層の選定、及びその震源特性の評価を行い、震度、被害範囲、津波発生の可能性等について検討を行った。

本委員会では、長崎県内に被害を及ぼす地震の震源となる活断層について、「雲仙活断層群調査」など、これまで実施された調査結果、参考文献等を基に、次の基準により選定した。

- (1) 過去の調査等で活断層であることが確実なもの、及び推定されるもの
- (2) 断層の延長が10km以上のもの。（M6.5以上の震源となりうるもの）
- (3) その他、活断層の活動状況等を考慮

上記(1)～(3)の基準により県内及び周辺の活断層として、次のものを選定した。

活断層		地震規模 (気象庁マグニチュード)	断層の長さ (km)
県内	雲仙地溝北縁断層	7.3	31
	雲仙地溝南縁東部断層帯	7.0	21
	雲仙地溝南縁西部断層帯	7.2	28
	雲仙地溝南縁東部断層帯 と西部断層帯の連動	7.7	49
	島原沖断層帯	6.8	14
	橘湾西部断層帯	6.9	18
	大村-諫早北西付近断層帯	7.1	22
県外	布田川・日奈久断層帯（熊本県）	8.0	74
	警固断層帯（福岡県）	7.2	26

各活断層の位置は、図-1「震源となる活断層の位置図」のとおりである。

以上をもとに本委員会では、長崎県地震等防災アセスメント調査委員会（平成17年9月12日設置）との合同で、県内の震度予測について検討した。

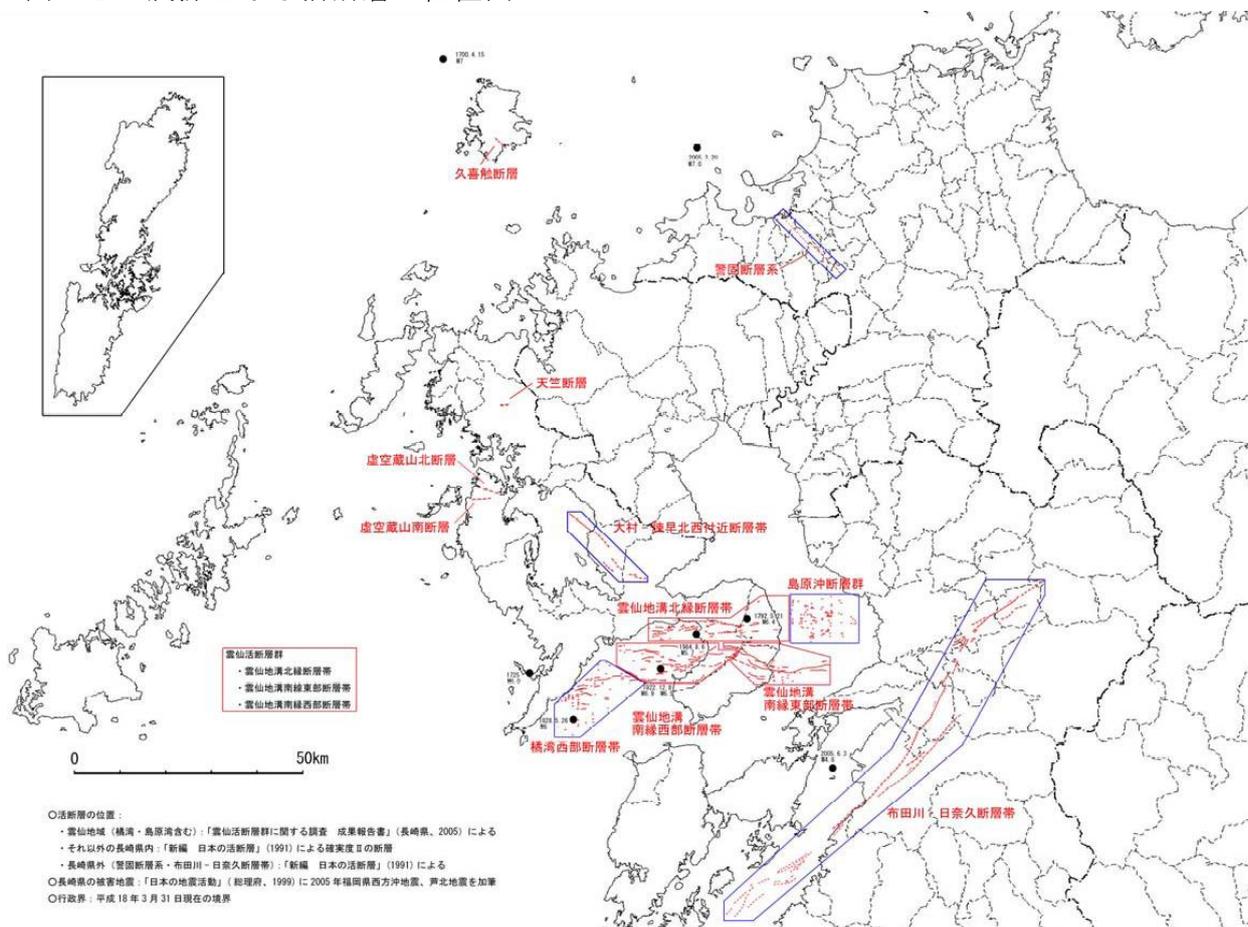
想定した活断層別に県内全域を250mメッシュで区分した震度予測が取りまとめられたが、これをもとに本市の震度等を示したものが表-1である。

県内外の活断層で、最大の規模が予測されるのは、雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動する場合と、大村-諫早北西付近断層帯が活動する場合であり、この場合で震度5強が予測される。

なお、活断層が確認されていない場所での震度予測を行うため、本市直下でM6.9（震源断層上端の深さ3km）の地震を想定しており、その場合、最大で震度6強が予測される。

ただし、この想定では、活断層の有無の確認とは無関係に震源を設定していることに注意が必要である。

＜図－1 震源となる活断層の位置図＞



＜表－1＞

県内の想定活断層による震度範囲

想定活断層	雲仙地溝北縁断層帯	雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動	島原冲断層帯	橘湾西部断層帯	大村-諫早北西付近断層帯
地震規模	M7.3	M7.7	M6.8	M6.9	M7.1
予測震度	震度3-5弱	震度4-5強	震度3-4	震度3-5弱	震度4-5強

県外の想定活断層による震度予測

想定活断層	地震規模	市城区分	宇久地域を除く	宇久地域
布田川・日奈久断層帯（熊本県）	M8.0	予測震度	震度3～4	震度3～4
警固断層系（福岡県）	M7.2		震度4	震度3～4

3 本市における地震の被害予測

長崎県地震発生想定検討委員会の審議結果を受け、県内の地震災害の危険区域及び

地域の災害特性に関して、専門的及び技術的な評価を行うために「長崎県地震等防災アセスメント調査委員会」が設置され、地震災害による物的・人的被害等について審議された。本市における地震の被害予測は、以下のとおりである。

(1) 想定活断層による地震の被害予測

ア 揺れによる建物被害予測

想定活断層	地震規模	予測震度	構造	大破棟数	中破以上棟数	全棟数
大村-諫早北西 付近断層帯	M7.1	震度4-5強	木造	1	44	69,629
			非木造	0	0	4,626

イ 建物被害による人的被害予測

想定活断層	地震規模	予測震度	死者数	負傷者数	重傷者数	屋内人口
雲仙地溝南縁東部断層帯 と西部断層帯の連動	M7.7	震度4-5強	0	1	0	262,165
大村-諫早北西付近 断層帯	M7.1	震度4-5強	0	246	37	

ウ 火災による被害予測

想定活断層	地震規模	予測震度	火災延焼（6時間後）	
			焼失棟数	
大村-諫早北西付近 断層帯	M7.1	震度4-5強	夏・朝（5時）	0
			冬・夕方（18時）	92

(2) 本市中心部直下の震源を想定した地震の被害予測

ア 揺れによる建物被害予測

地震規模	予測震度	構造	大破棟数	中破以上棟数	全棟数
M6.9	震度6弱-6強	木造	5,854	11,033	69,866
		非木造	152	308	4,640

イ 建物被害による人的被害予測

地震規模	予測震度	死者数	負傷者数	重傷者数	屋内人口
M6.9	震度6弱-6強	350	3,772	512	262,165

4 長崎県地域防災計画見直し検討委員会（平成23年度）における地震動の想定

長崎県では、平成23年3月11日の「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」の発生を受けて「長崎県地域防災計画見直し検討委員会」を設置し、長崎県地域防災計画の見直しの前提となる想定する地震津波について、平成17年度に実施した長崎県地震等防災アセスメント調査（以下「平成17年度アセスメント」という。）等を補完するとともに、「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」のように大規模な海溝型地震動の発生や津波堆積物調査の結果等の新たな知見を加えて、国において、近い将来発生が懸念される東海、東南海、南海地震の連動や震源域の規模拡大等が議論されている現状を踏まえ、東海地震、東南海地震、南海地震、日向灘地震が連動する海溝型地震（以下「4連動の地震」という。）を中心に地震津波が本県にどのような影響を与えるか検討を行い、平成24年4月「海溝型地震津波想定に関する報告書」を公表した。

本節では、本市の防災対策の推進に当たり重要な基礎資料となる本報告書のデータについて、その概要を示すものとする。

(1) 地震についての検討

検討した地震	津波波源としての検討の判断
<p>ア 東海地震・東南海地震・南海地震・日向灘地震の4連動</p>	<p>■検討対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東海・東南海・南海地震の三つを足したものが、我が国が東北の地震が起こるまで想定していた最大の地震である。もうちょっと日向灘の方まで震源域を延ばす必要があるということが指摘されている。 ○ 日向灘まで入れて、仮にマグニチュード9.0 ができて、今までの中央防災会議の評価の仕方に従えば、倍ぐらいになる可能性がある。単純に波の高さが2倍になっても、その後湾とか港の中で共振現象が起こるとかということがあり、やってみないとわからない。 港口、湾の入り口までの波の高さという単純なことを言えば、倍ぐらいと考える。 ○ 3連動を国が見直すという動きもあるが、国の場合は波高しか出ない。それから浸水予測図をつくるためには来年、再来年になってしまう。国に先駆けてやったほうがよい。 ○ 国がやった結果と県でやった結果は、モデルが違うから完全にイコールにはならないと思うが、長崎県のほうが大きかったら1回で済むし、もし長崎県のほうが小さかったら、国からデータをもらって、遡上高さをもう一回計算するということになる。 ○ 海のそばに県庁を建てようということまで心配されている県民に対して説明をするという意味で、ぜひやったほうがいいと考える。
<p>イ 橘湾～長崎(野母崎)半島付近の断層</p>	<p>□検討対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長崎港側については、調査がなされていないか、あるいは不十分なので、将来的に調査をやって、そこで、もしそういう断層があり、しかもそれがかなり縦ずれ成分を持っているということが判明したら、評価をすることが必要ではないか。 ○ 津波は、長崎港側の活断層の長さが例えば10 キロであれば、ほとんど数十センチだと思う。それが例えば20 キロ、30 キロになってくると1メートルぐらいにはなるかもしれない。ただ、非常に浅いので、そういう意味での津波のパワー自体はあまり大きくなく、波高も大きくないと考える。
<p>ウ 対馬南方の断層(九州電力(株)の津波想定)</p>	<p>□検討対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対馬地域で九電の想定した断層は横ずれ断層であり、どんなに大きくても、横にずれている限り津波は原理的に出ない。若干の縦はあるので少しは出るかもしれないが、これで津波を想定することは非常に厳しい。 ○ 現時点では科学的な根拠が非常に薄弱と言わざるを得ないので、取り上げる必要はないと考える。
<p>エ 南海トラフ～南西諸島海溝の海溝型巨大地震(M8～M9)</p>	<p>□検討対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この地域では、過去に巨大地震に記録はなく、唯一、八重山津波ぐらいしか資料がないが、長崎では被害は報告されていない。 ○ 現在の知見では、プレートは沈み込んでいるが、この領域では、プレートのカップリング(太平洋側の海底が沈み込むときの陸側の引きずり込み)がほとんど検知されていない。 ○ 実際にシミュレーションをすると、データがないのでパラメータの設定が非常に難しい。もうちょっと資料が出てくるのを待つか、国の見直し状況等をみて必要に応じて評価することで良いのではないかと。
<p>オ 沖縄トラフ(東シナ海)の地震(M7)</p>	<p>□検討対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 過去に起こった地震は、マグニチュード7程度。拡大中の海底で地殻が薄いので巨大地震の発生は考えにくいと、震源として想定しなくてよいと考える。

カ 黄海・東シナ海	<input type="checkbox"/> 検討対象としない。 <input type="checkbox"/> 基本的に国外であるため活断層の情報がない。地震が起こったら震源はわかるが、この付近では地震が観測された例はなく、地震発生の可能性は小さいと考える。
キ 日本海東縁の地震 (M7～M8)	<input type="checkbox"/> 過去の結果を参考に検討する (シミュレーションはしない) <input type="checkbox"/> 佐渡島北方沖の地震が影響を及ぼす可能性があるが、日本海中部地震のときにどのくらいの津波が来たかというのをそのまま当てはめれば、シミュレーションしなくても、そのデータを使える。 <input type="checkbox"/> 長崎県・壱岐には津波が来ても、過去の最大が30センチ程度であるから、過去の履歴から1メートル程度で防災対策をやっていくことでよいと考える。
ク 警固断層、西山断層等	<input type="checkbox"/> 過去の結果を参考に検討する (シミュレーションはしない) <input type="checkbox"/> 警固断層については、3カ年計画で詳しい調査が始まった。揺れの見直しをする必要が出てくるかもしれないが、海域では地震が発生した直後であり、今後活動する領域は陸域と想定される。 また、横ずれ主体の断層なので津波の発生については、ほとんど関係がないと考える。 <input type="checkbox"/> 西山断層については、海域に四、五十キロ延びている可能性がある。この断層は若干縦ずれ成分を伴っており、若干の津波が発生する可能性はあるが、その場合でも波高は、数十センチ程度と考えられる。この断層についても、揺れについては評価をすることになっても、津波についての検討は不要と考える。 <input type="checkbox"/> 揺れについては平成17年を参考にする。
ケ チリ地震 (M9.5) のような外国の巨大地震	<input type="checkbox"/> 過去の結果を参考に検討する (シミュレーションはしない) <input type="checkbox"/> チリ地震津波では長崎港で115センチであった。外国で起こっても長崎に影響があることを周知させることが必要である。
コ 山体崩壊や海底火山噴火などの地震以外の要因	<input type="checkbox"/> 過去の結果を参考に検討する (シミュレーションはしない) <input type="checkbox"/> 代表的な例が1792年の眉山崩壊による津波で、これはマグニチュード6.4の地震で山が崩壊して、1万5,000名が亡くなった。 こういうことが起こり得るということを広く周知させていただき、啓発活動に生かしてほしい。
サ 平成17年度防災アセスメントでの想定地震 (雲仙断層群等)	<input type="checkbox"/> 前回防災アセス結果で検討する (シミュレーションはしない) <input type="checkbox"/> 前回のシミュレーションの結果で津波被害が起こるのは、諫早市の森山町の唐比のところだけであり、50メートルメッシュを12.5メートルメッシュにしたとしても、5倍、6倍という話にはならない。

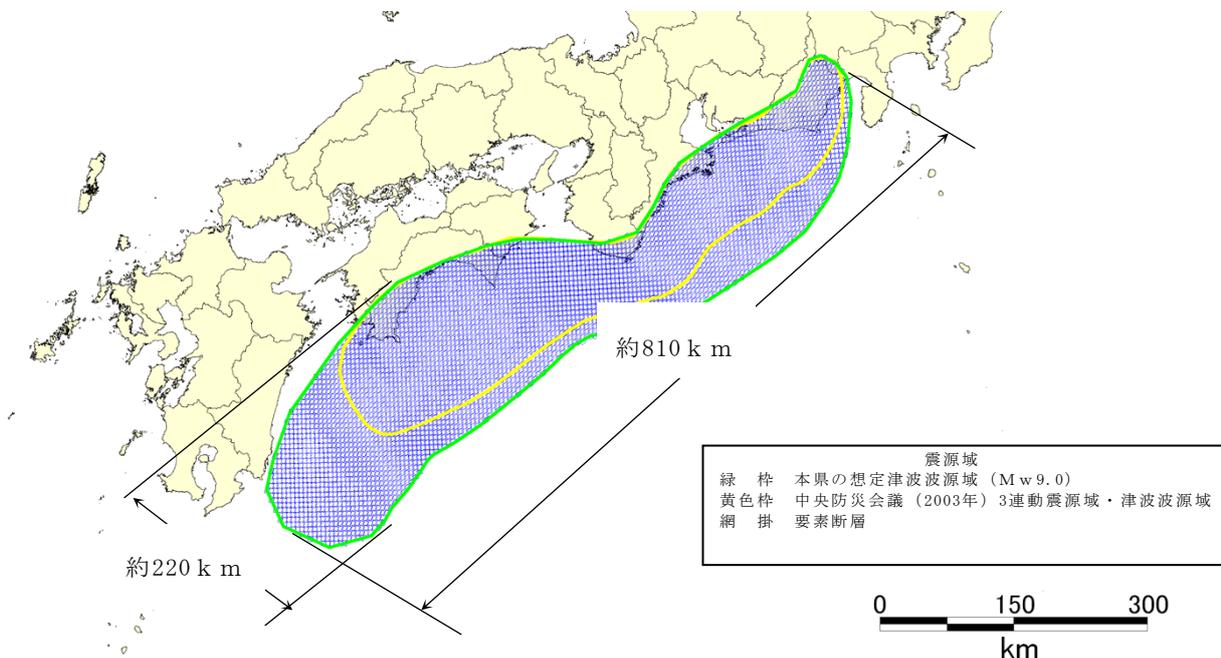
(2) 想定した津波波源

「長崎県地域防災計画見直し検討委員会」において想定した海溝型地震による想定津波の波源域は、中央防災会議（2003年）による東海地震、東南海地震、南海地震の「3連動」の場合の津波波源域に加え、南西側の日向灘の領域と南海トラフの海溝軸に近い領域を波源域として追加し、拡大した領域を津波波源域として想定した。

なお、中央防災会議で「3連動」地震で想定される波源（震源）断層内部のアスペリティや「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」の際に生じたとされている断層の破壊時間のずれについては、具体的なパラメータを設定するためのデータ及び根拠が不足しているため設定されていない。

以上の方針で設定された波源（震源）断層（4連動の地震）の諸元は、次のとおりである。

- ア 地震の規模（モーメントマグニチュードMW）：9.0
- イ 断層面積：1.14×10⁵(k m²)
- ウ 要素断層の大きさ：5 k m×5 k m、要素断層数：約4,300
- エ 要素断層のすべり量：平均8.51m（アスペリティを設定せず、均一なすべりで設定）



(3) 津波予測解析

「長崎県地域防災計画」においては、想定した津波波源により下表に示す条件で津波予測解析を行い、以下の4項目について整理されている。

- ア 津波高・最高津波高
- イ 津波の到達時間
- ウ 時刻歴波形
- エ 浸水予測

津波予測解析条件

初期潮位	堤防等施設の機能条件
既往最大潮位	機能する場合
既往最大潮位	機能しない場合
朔望平均満潮位	機能する場合
朔望平均満潮位	機能しない場合

※ 既往最大潮位（T.P. m）

過去50年間の潮位観測データをもとに、台風、高潮、あびきなどの発生を含めた最大の潮位をいう。

※ 朔望（さくぼう）平均満潮位（T.P. m）

大潮時（朔望）前後5日での最高潮位を1年以上にわたって平均した潮位。低気圧等、気象の影響も含まれるため、太陽や月の運行のみ考慮した満潮位（天文潮位）より高い潮位となり、厳しい条件を設定する場合に用いられる。

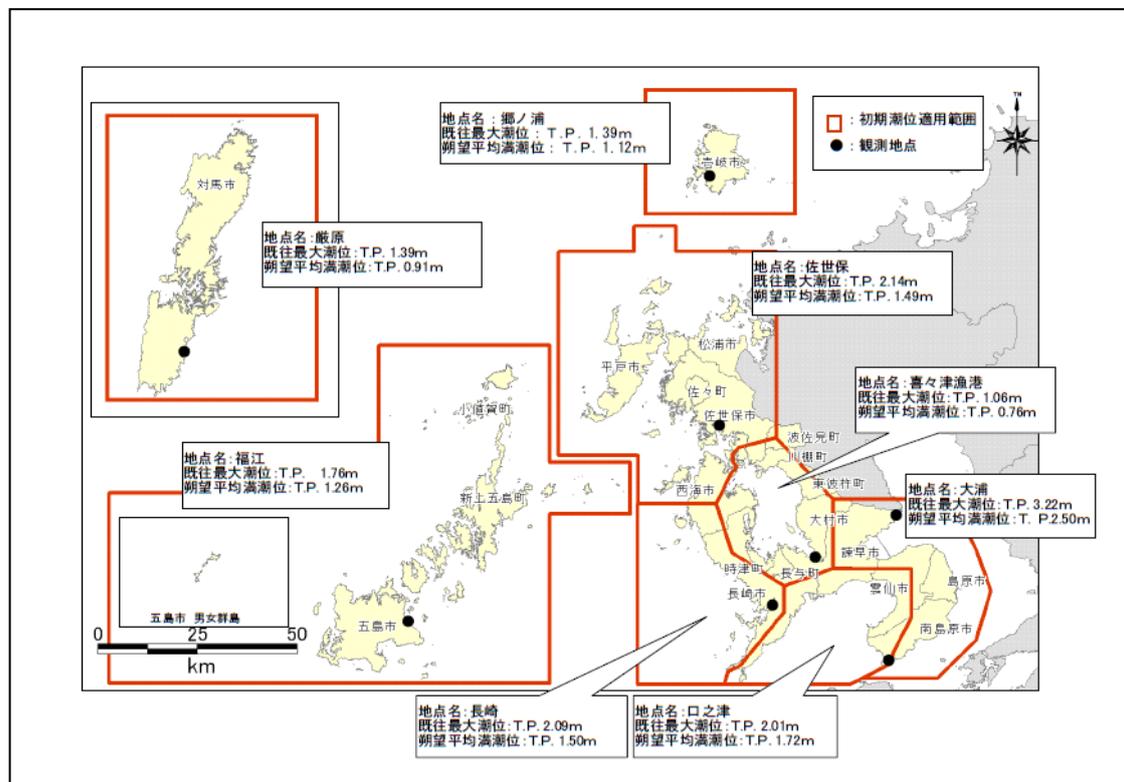
※ 堤防等施設の機能条件

東日本大震災を踏まえて、現在ある堤防等施設に過度の期待がされないようにするため、堤防等施設が機能しない場合についても計算されているが、堤防等施設の地震津波による耐震性評価はされていない。

(4) 最大水位、最大津波高、到達時間

「長崎県地域防災計画」においては、各自治体の市町庁舎に近く同じ自治体区域内で津波高が高いことや到達時間が早いことが予想される27地点の港を対象に、初期潮位、堤防等施設の機能条件別に最大津波高や到達時間の最速値が求められている。

【初期潮位設定範囲図】

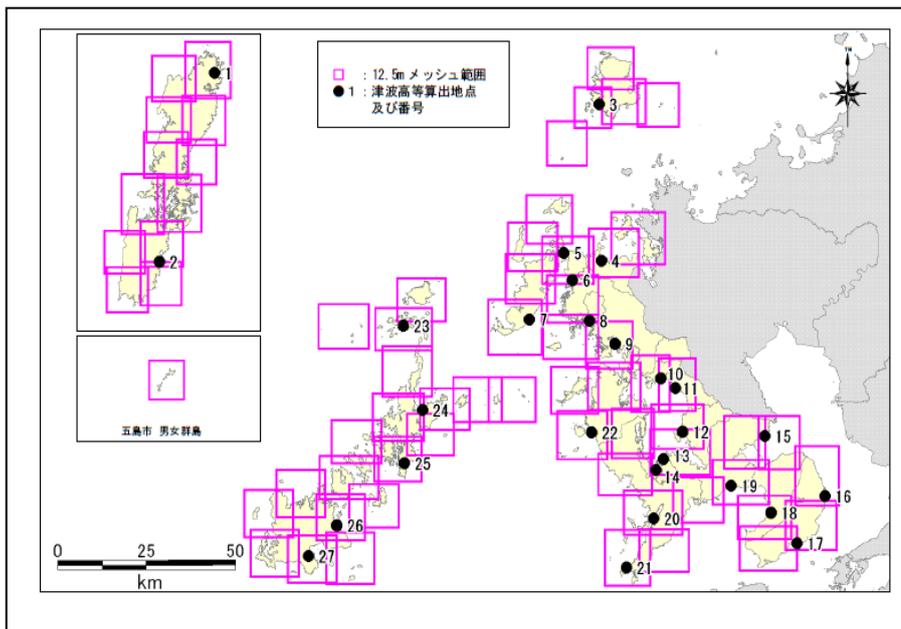


※ 初期潮位は、海水面を計算開始時の東京湾平均海面（T.P.）からの高さで表した海水位。一般に潮位は地域によって異なることから、同じ程度の潮位が観測されている地域をまとめ、範囲ごとに潮位が設定された。本市においては「松浦沿岸」及び「五島沿岸」が関係することとなる。

※ 本市に係わる初期潮位の設定は次のとおり。

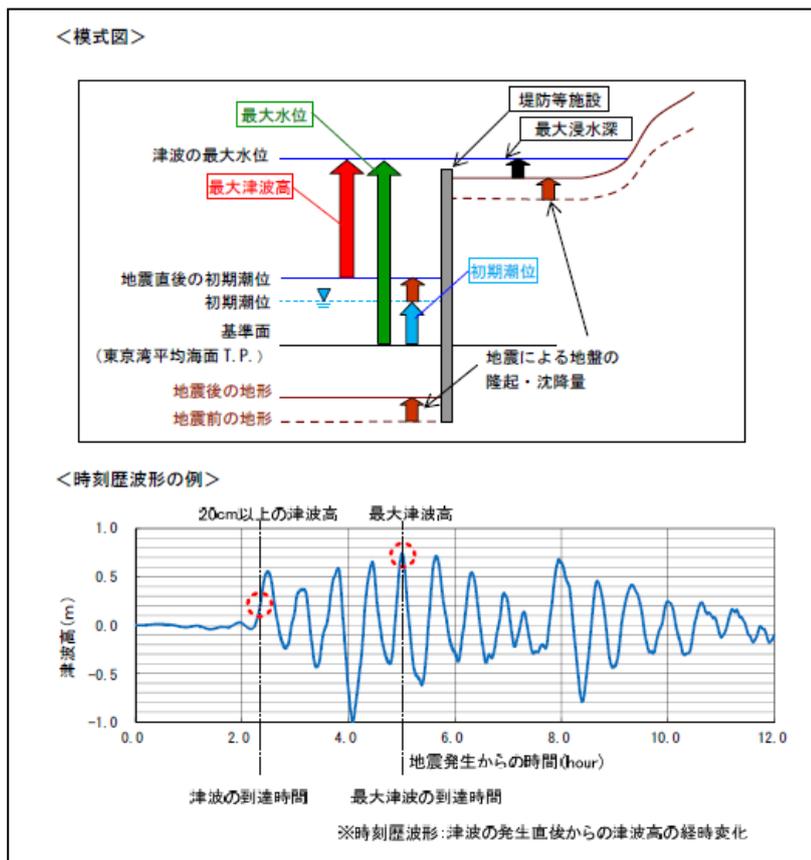
設定地点	既往最大潮位 (T.P. m)		朔望平均満潮位 (T.P. m)	
佐世保	2.14	海上保安庁HP 1959年9月17日8時35分	1.80	松浦沿岸海岸保全基本計画 平成27年12月 長崎県
福江	1.76	気象庁HP 1975年9月6日20時35分 大潮	1.26	気象庁HP 5か年 (2006~2010)

【最大水位・最大津波高及び到達時間の算出地点図】



【津波予測解析による浸水予測】

沿岸部における最大津波高や陸域における最大浸水深の解析にあたっての概要及び津波発生以降の津波高の経時変化（時刻歴波形）は図のとおりである。



(5) 本市に係わる津波の予測（県のシミュレーションの数値）

ア 既往最大潮位において堤防等施設が機能する場合の津波の予測

算出地点番号及び港名	初期潮位 T.P. (m)	地盤の隆起・沈降量 (m) ※1	津波の到達時間 (分) ※2	最大津波の到達時間 (分)	最大水位 T.P. (m) ※3	最大津波高(m) ※4
6 江迎港	2.14	0.00	170	187	3.06	0.92
9 佐世保港	2.14	0.00	167	182	2.67	0.53
23 小値賀漁港	1.76	0.00	167	167	1.99	0.23

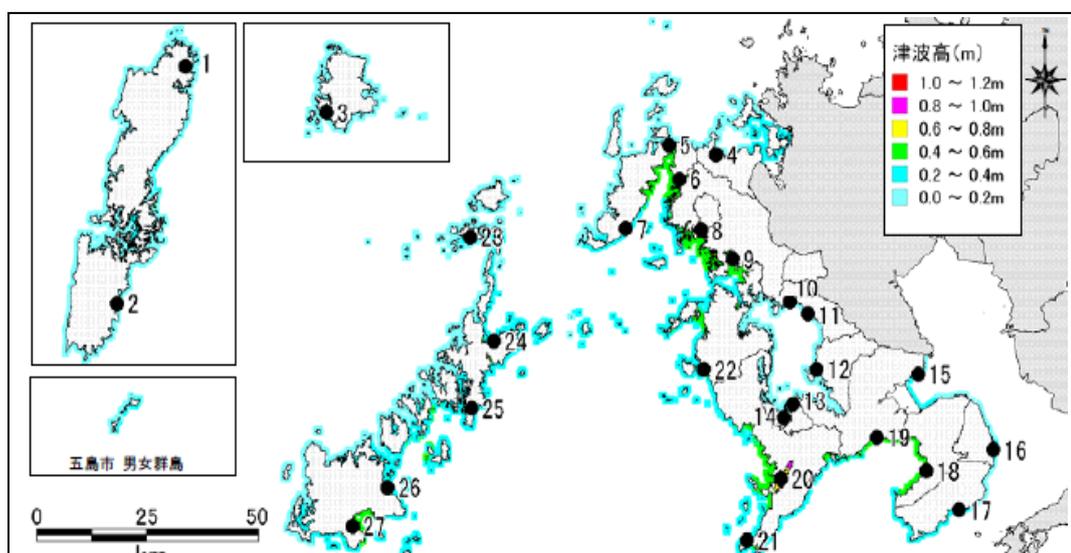
※1 「+」が隆起、「-」が沈降

※2 津波の到達時間は水位変化が±0.2m以上となった時間とした。

※3 最大水位は、津波の高さが最大となる海水面を東京湾平均海面（T.P.）からの高さで表した水位をいう。最大津波高とは異なる

※4 津波の高さが最大となる海水面を初期潮位からの高さで表したもの。

「最大津波高(m)」 = 「最大水位 (T.P. (m))」 - 「初期潮位 (T.P. (m))」 - 「地盤の隆起・沈降量(m)」とした。



イ 既往最大潮位において堤防等施設が機能しない場合の津波の予測

算出地点番号及び港名	初期潮位 T.P. (m)	地盤の隆起・沈降量 (m) ※1	津波の到達時間 (分) ※2	最大津波の到達時間 (分)	最大水位 T.P. (m) ※3	最大津波高(m) ※4
6 江迎港	2.14	0.00	170	187	3.03	0.89
9 佐世保港	2.14	0.00	167	182	2.67	0.53
23 小値賀漁港	1.76	0.00	168	168	2.03	0.27

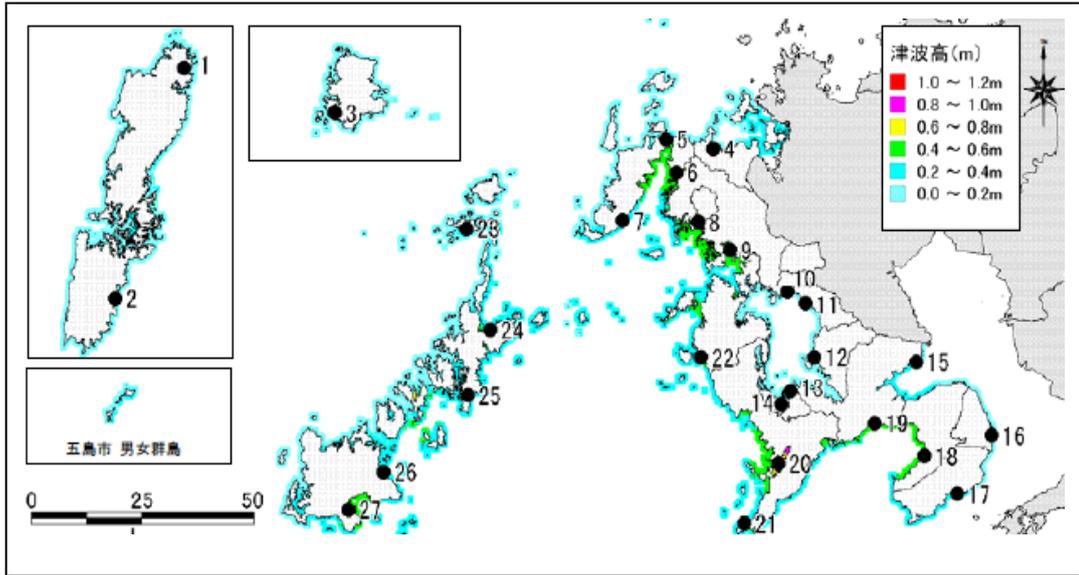
※1 「+」が隆起、「-」が沈降

※2 津波の到達時間は水位変化が±0.2m以上となった時間とした。

※3 最大水位は、津波の高さが最大となる海水面を東京湾平均海面（T.P.）からの高さで表した水位をいう。最大津波高とは異なる

※4 津波の高さが最大となる海水面を初期潮位からの高さで表したもの。

「最大津波高(m)」 = 「最大水位 (T.P. (m))」 - 「初期潮位 (T.P. (m))」 - 「地盤の隆起・沈降量(m)」とした。



ウ 朔望平均満潮位において堤防等施設が機能する場合の津波の予測

算出地点番号及び港名	初期潮位 T.P. (m)	地盤の隆起・沈降量 (m) ※1	津波の到達時間 (分) ※2	最大津波の到達時間 (分)	最大水位 T.P. (m) ※3	最大津波高 (m) ※4
6 江迎港	1.49	0.00	170	182	2.17	0.68
9 佐世保港	1.49	0.00	168	183	2.03	0.54
23 小値賀漁港	1.26	0.00	169	170	1.52	0.26

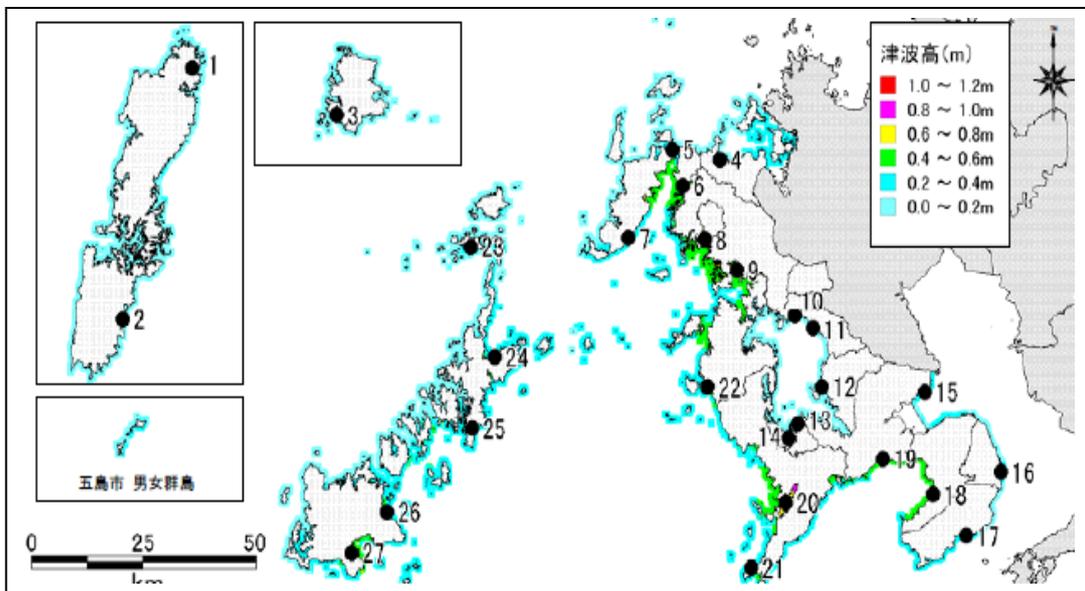
※1 「+」が隆起、「-」が沈降

※2 津波の到達時間は水位変化が±0.2m以上となった時間とした。

※3 最大水位は、津波の高さが最大となる海水面を東京湾平均海面（T.P.）からの高さで表した水位をいう。最大津波高とは異なる

※4 津波の高さが最大となる海水面を初期潮位からの高さで表したもの。

「最大津波高(m)」 = 「最大水位 (T.P. (m))」 - 「初期潮位 (T.P. (m))」 - 「地盤の隆起・沈降量(m)」とした。



エ 朔望平均満潮位において堤防等施設が機能しない場合の津波の予測

算出地点番号及び港名	初期潮位 T.P. (m)	地盤の隆起・沈降量 (m) ※1	津波の到達時間 (分) ※2	最大津波の到達時間(分)	最大水位 T.P. (m) ※3	最大津波高(m) ※4
6 江迎港	1.49	0.00	170	182	2.17	0.68
9 佐世保港	1.49	0.00	168	183	2.03	0.54
23 小値賀漁港	1.26	0.00	169	170	1.51	0.25

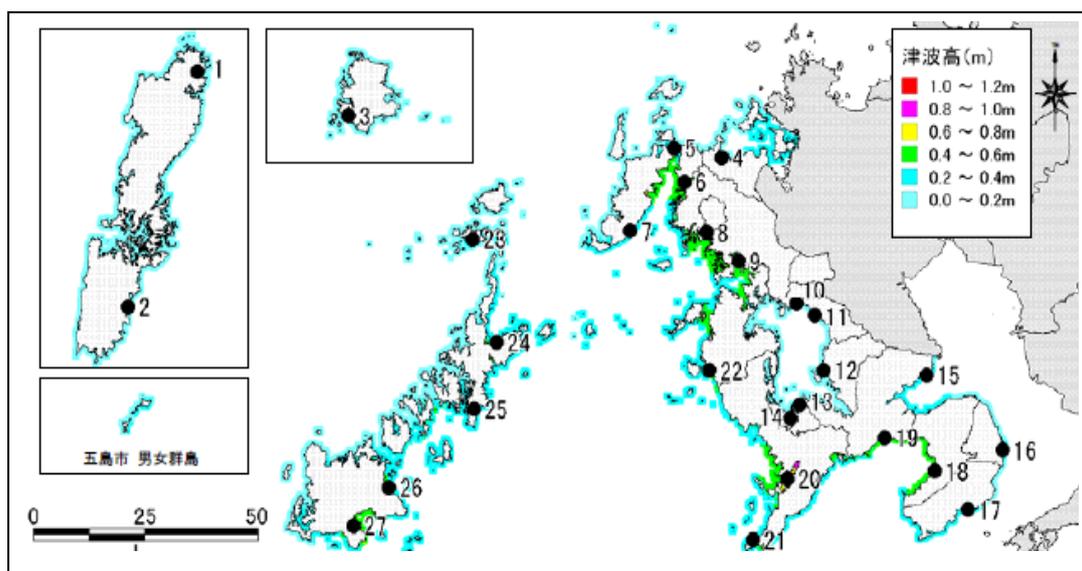
※1 「+」が隆起、「-」が沈降

※2 津波の到達時間は水位変化が±0.2m以上となった時間とした。

※3 最大水位は、津波の高さが最大となる海水面を東京湾平均海面 (T.P.) からの高さで表した水位をいう。最大津波高とは異なる

※4 津波の高さが最大となる海水面を初期潮位からの高さで表したもの。

「最大津波高(m)」 = 「最大水位 (T.P. (m))」 - 「初期潮位 (T.P. (m))」 - 「地盤の隆起・沈降量(m)」とした。



(6) 津波予測解析による浸水予測

本市に係わる津波の陸域への遡上による浸水予測の状況は、下図のとおりである。

なお、初期潮位が既往最大潮位において堤防等施設が機能する場合と機能しない場合の浸水予測である。

※ 浸水予測図

ア 江迎港・鹿町港付近

イ 小佐々浦付近

ウ 相浦港・鹿子前・佐世保港付近

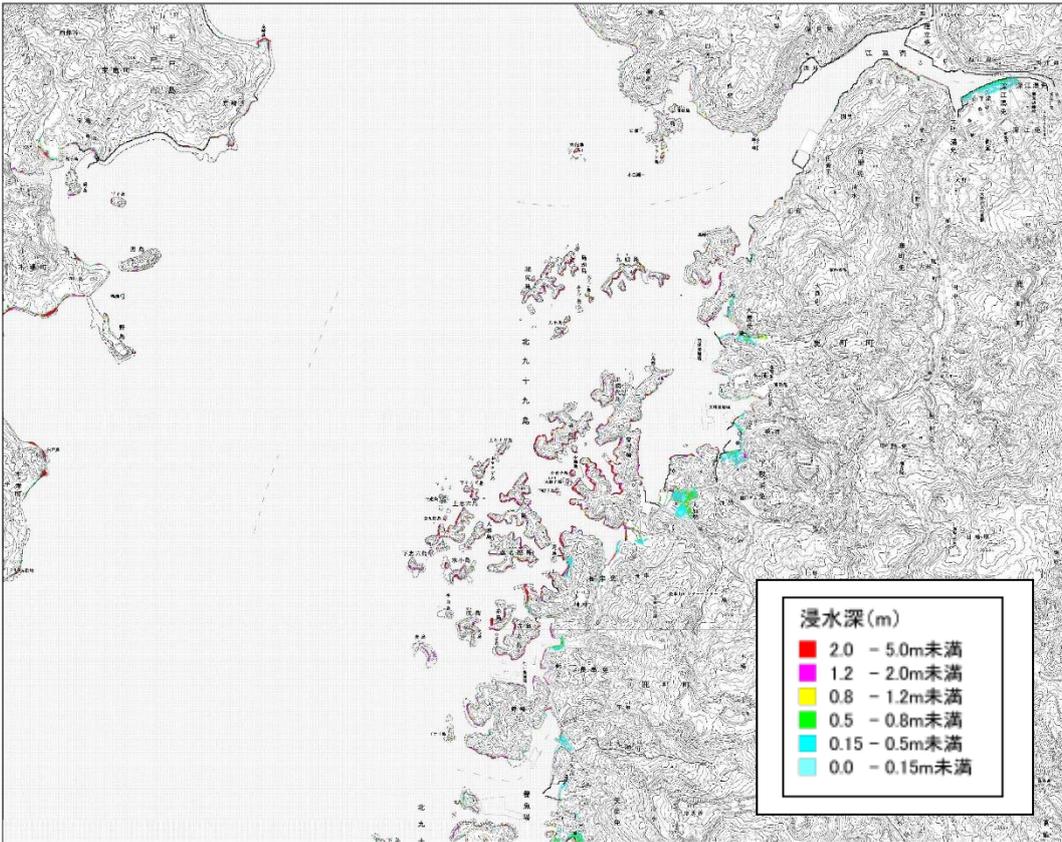
エ 佐世保湾付近

オ 江上浦付近

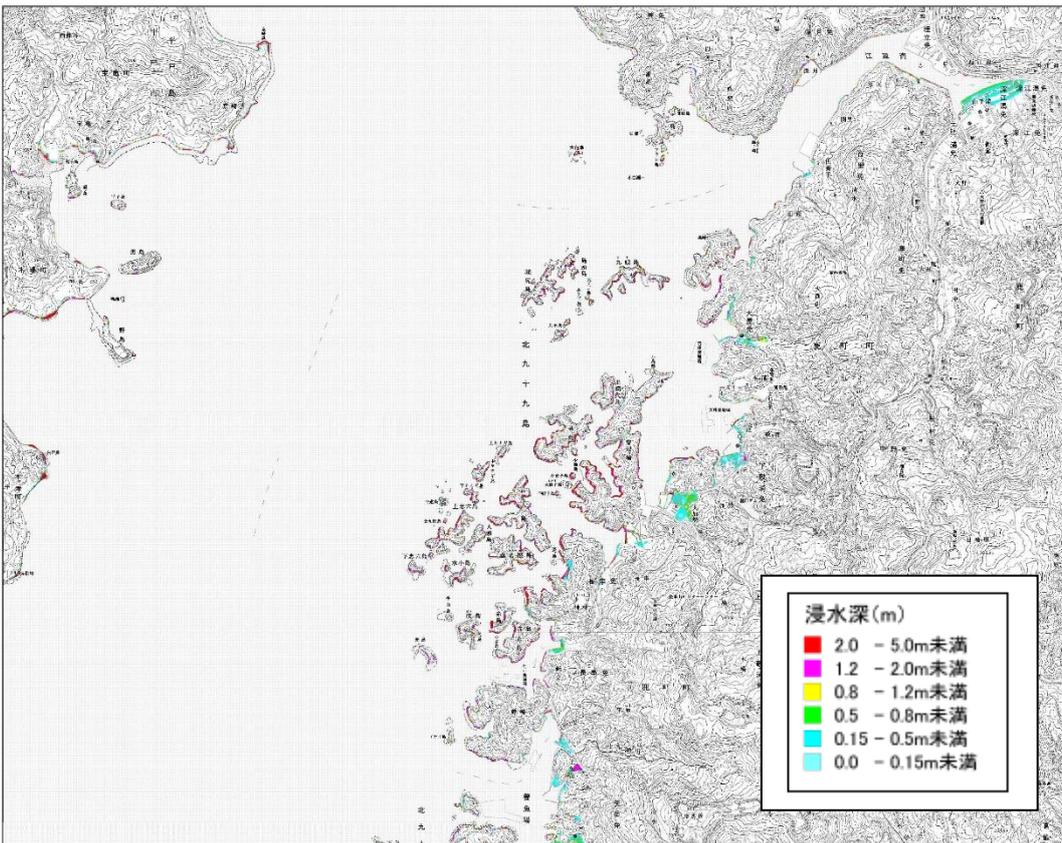
カ 黒島町付近

キ 宇久町付近

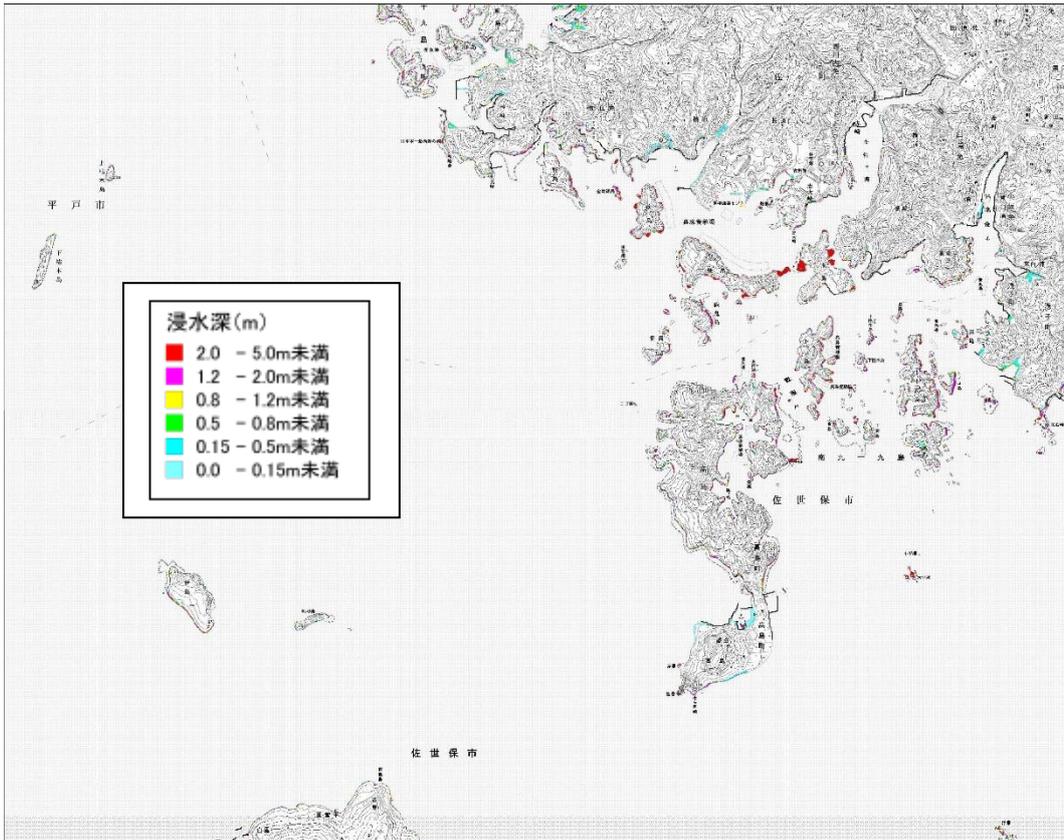
【ア 既往最大潮位・堤防施設等機能する場合（江迎港・鹿町港付近）】



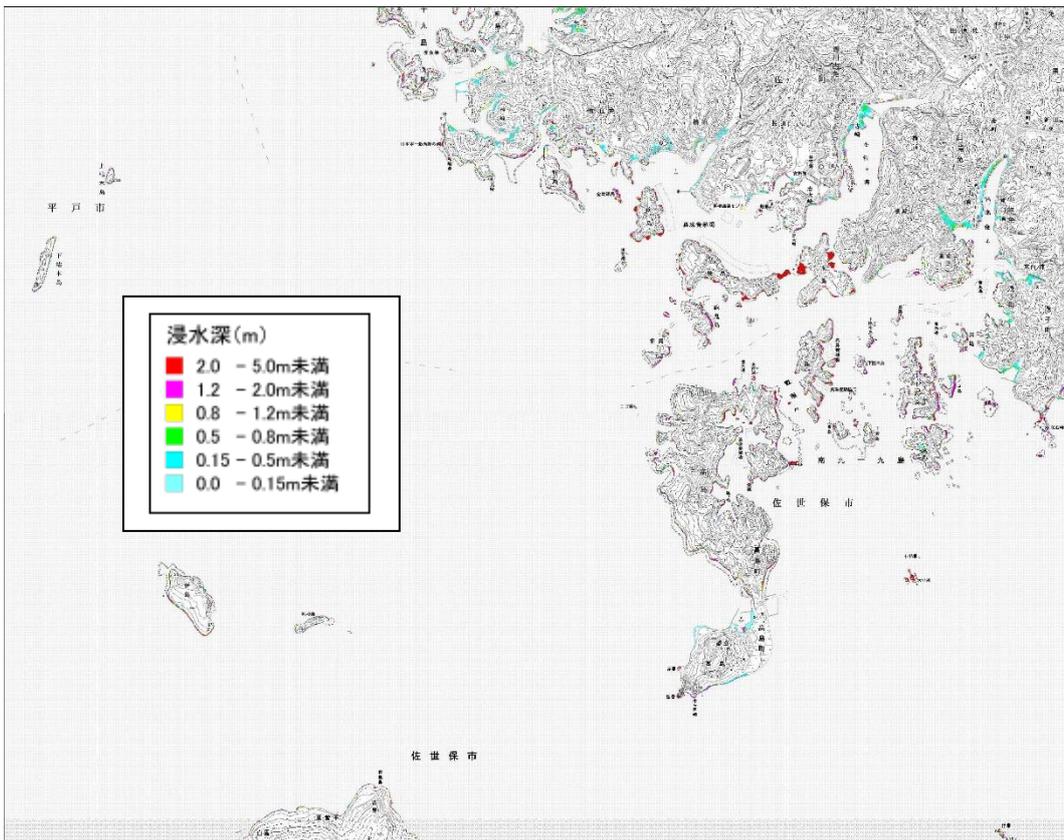
【ア 既往最大潮位・堤防施設等機能しない場合（江迎港・鹿町港付近）】



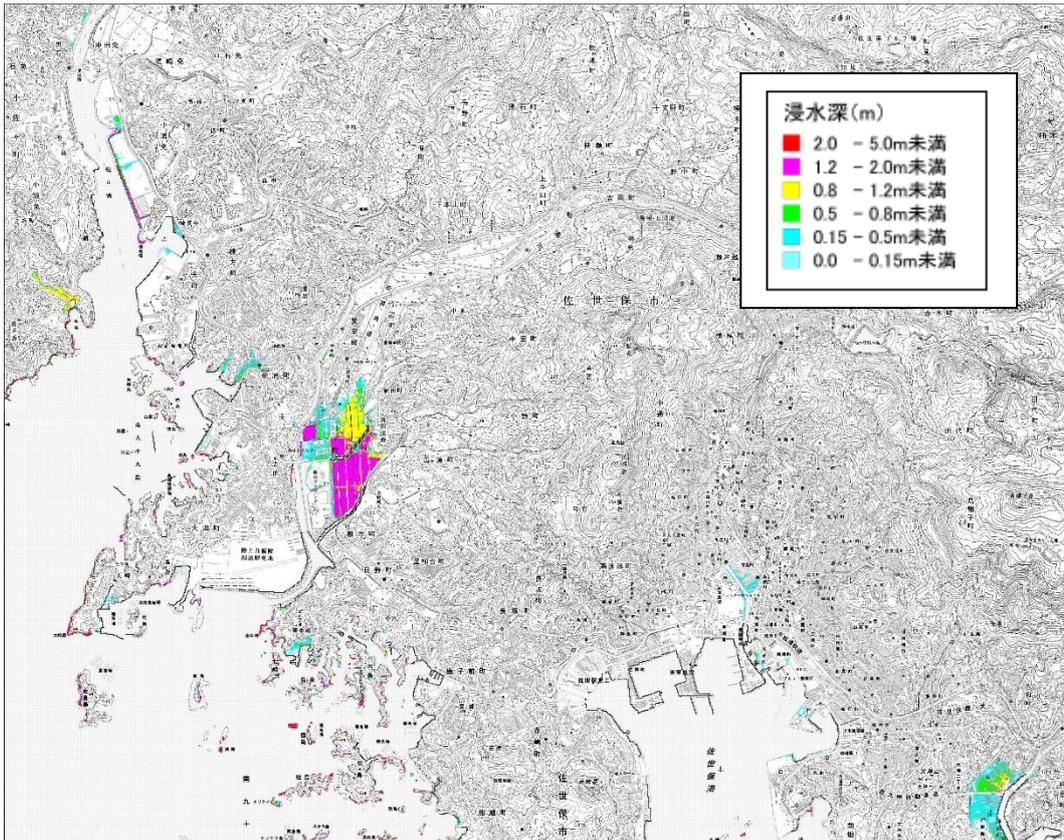
【イ 既往最大潮位・堤防施設等機能する場合（小佐々浦付近）】



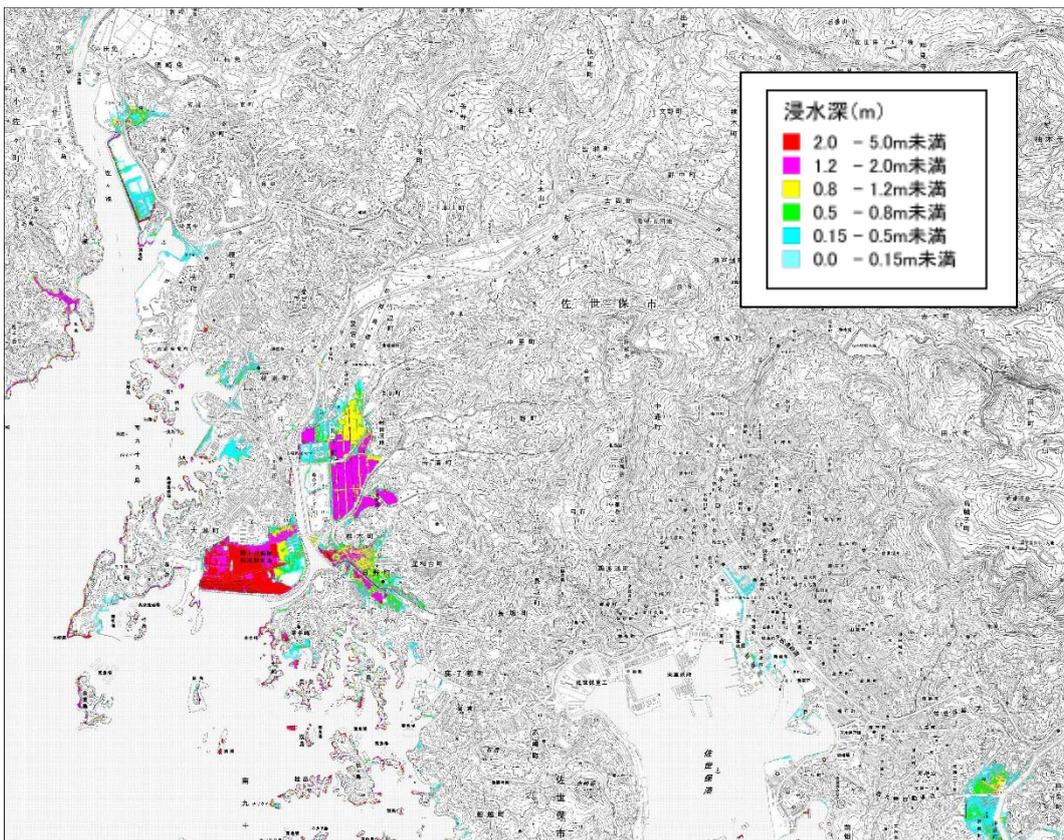
【イ 既往最大潮位・堤防施設等機能しない場合（小佐々浦付近）】



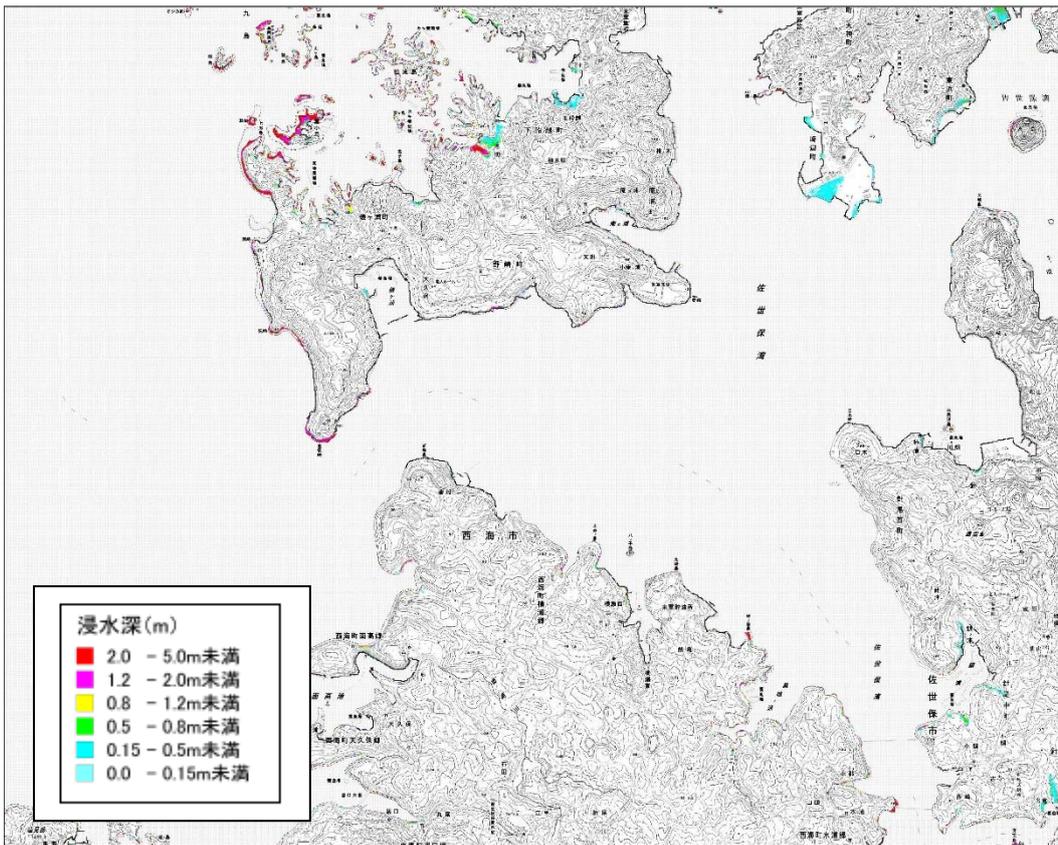
【ウ 既往最大潮位・堤防施設等機能する場合（相浦港・鹿子前・佐世保港付近）】



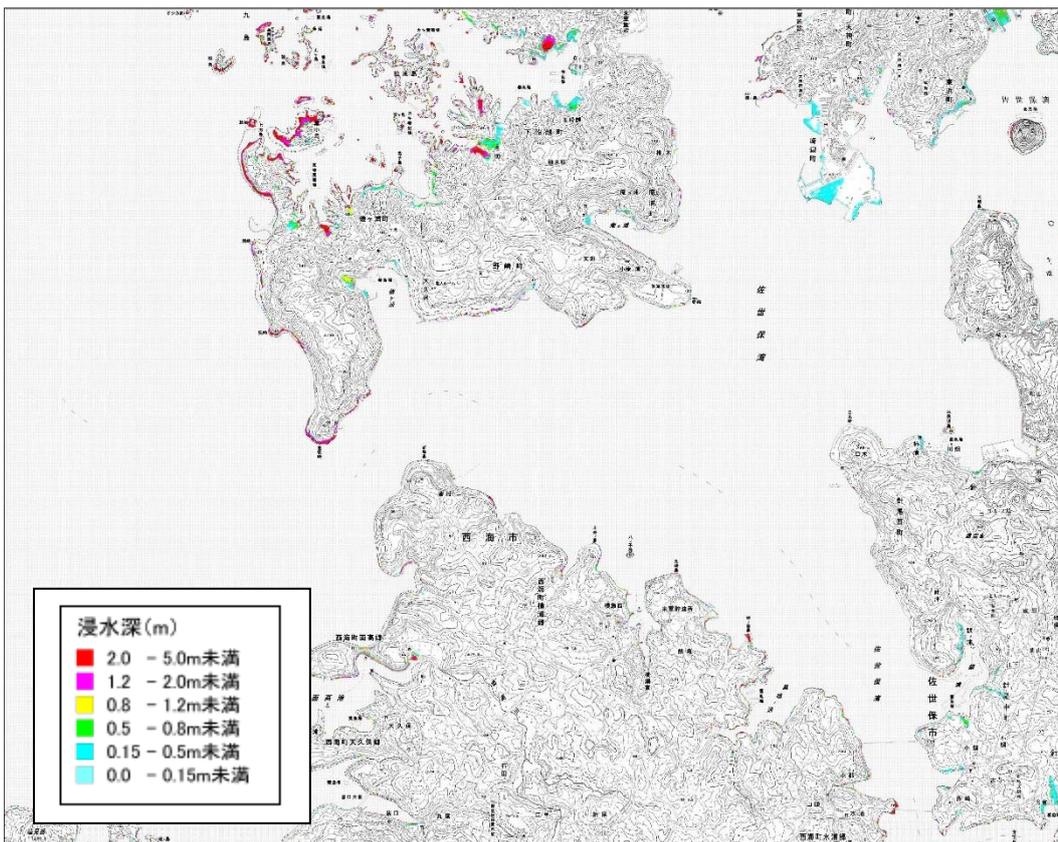
【ウ 既往最大潮位・堤防施設等機能しない場合（相浦港・鹿子前・佐世保港付近）】



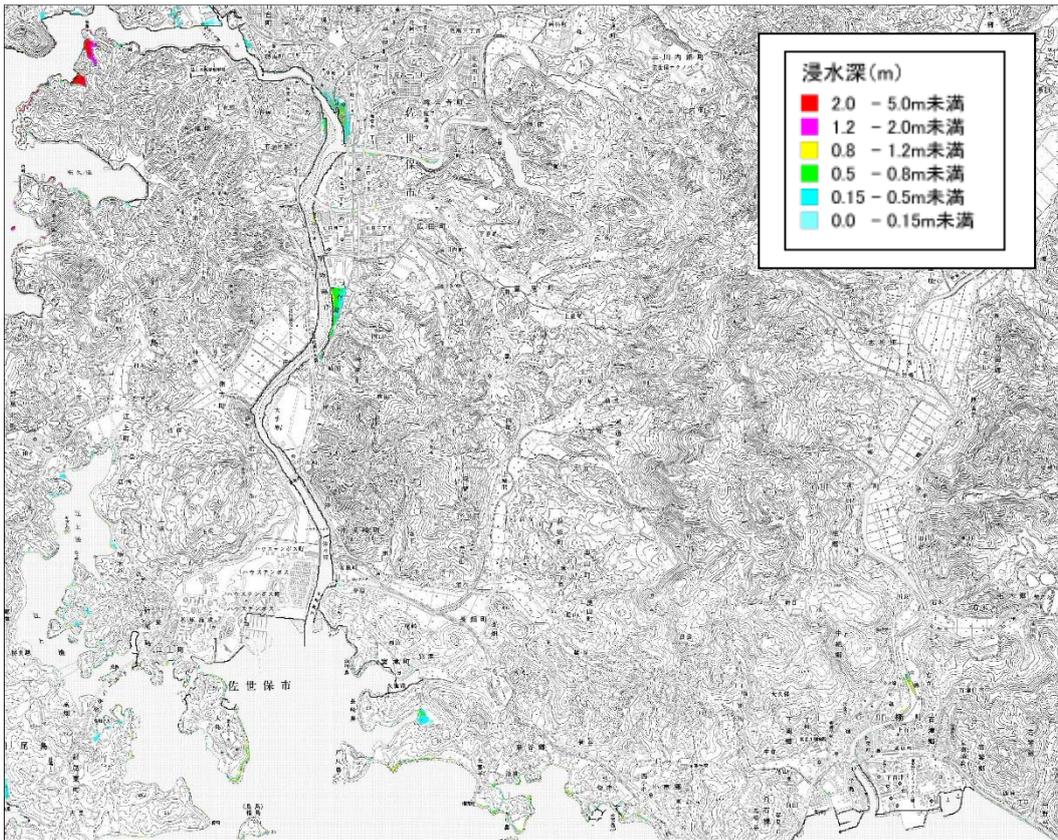
【エ 既往最大潮位・堤防施設等機能する場合（佐世保湾付近）】



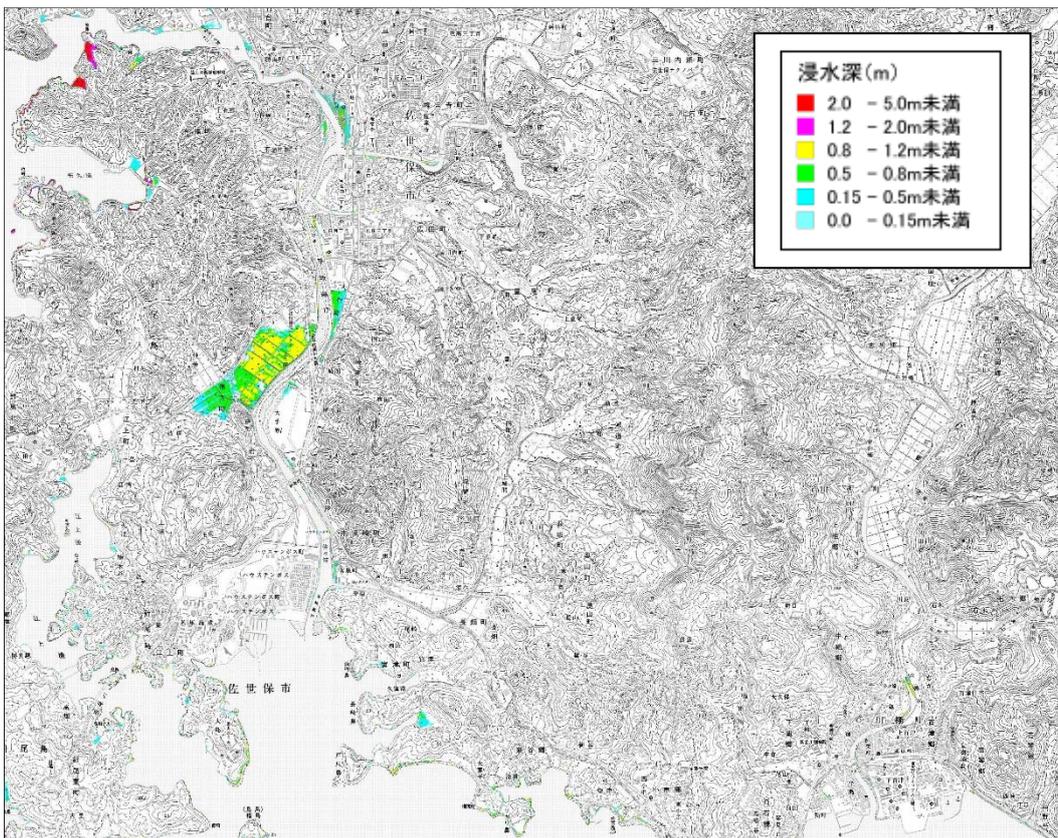
【エ 既往最大潮位・堤防施設等機能しない場合（佐世保湾付近）】



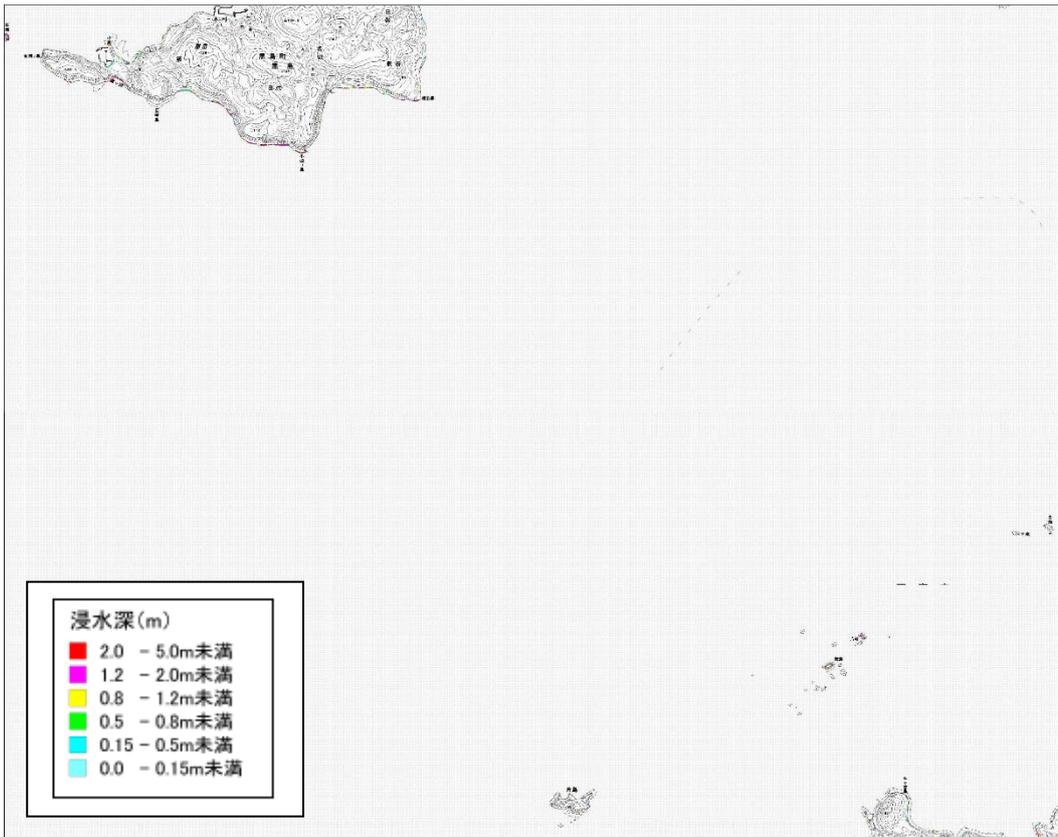
【オ 既往最大潮位・堤防施設等機能する場合（江上浦付近）】



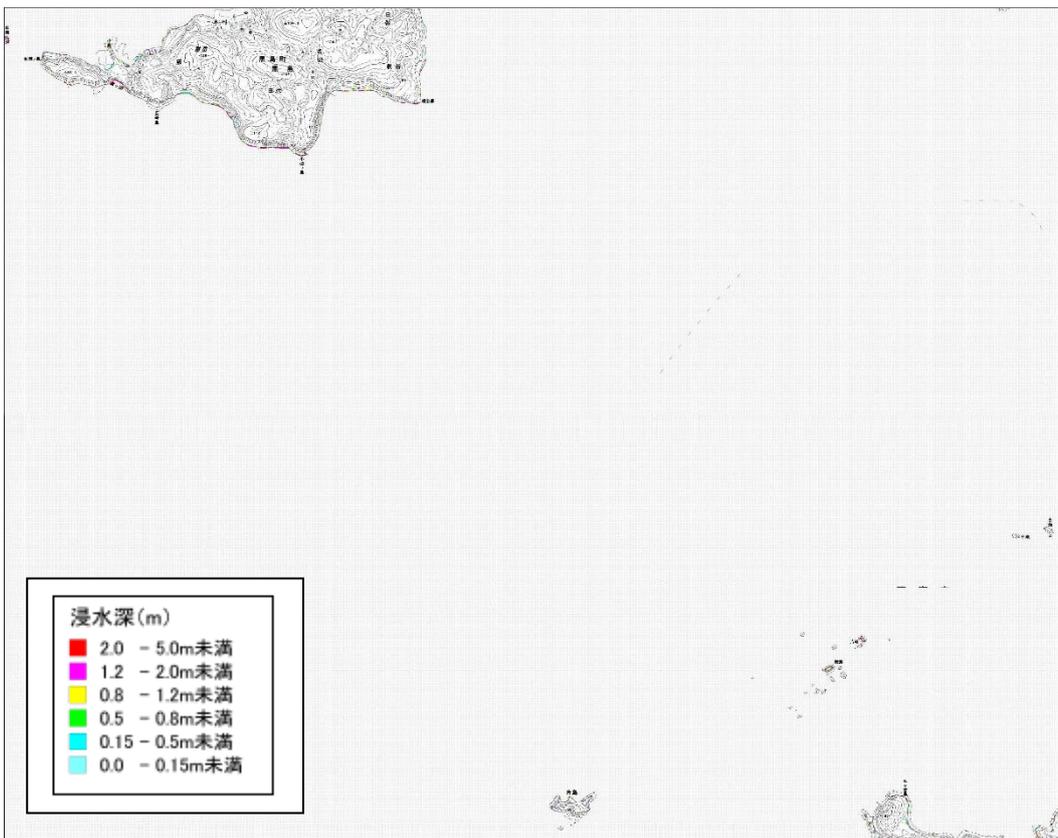
【オ 既往最大潮位・堤防施設等機能しない場合（江上浦付近）】



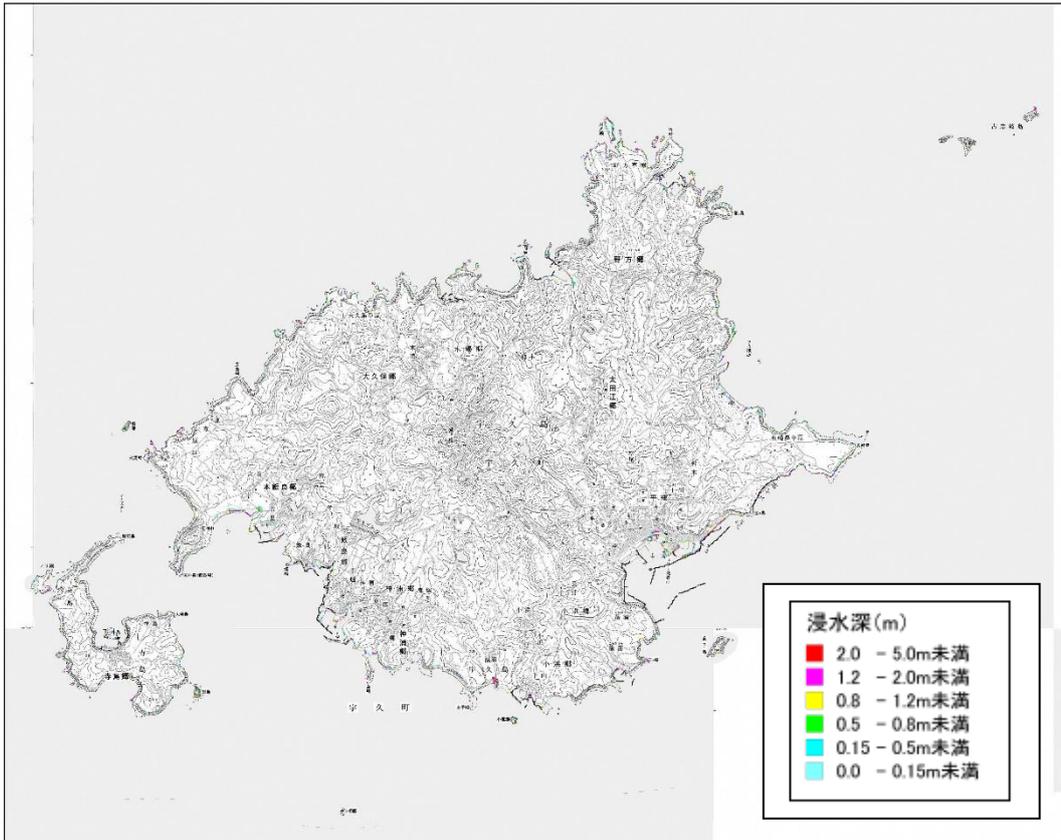
【カ 既往最大潮位・堤防施設等機能する場合（黒島町付近）】



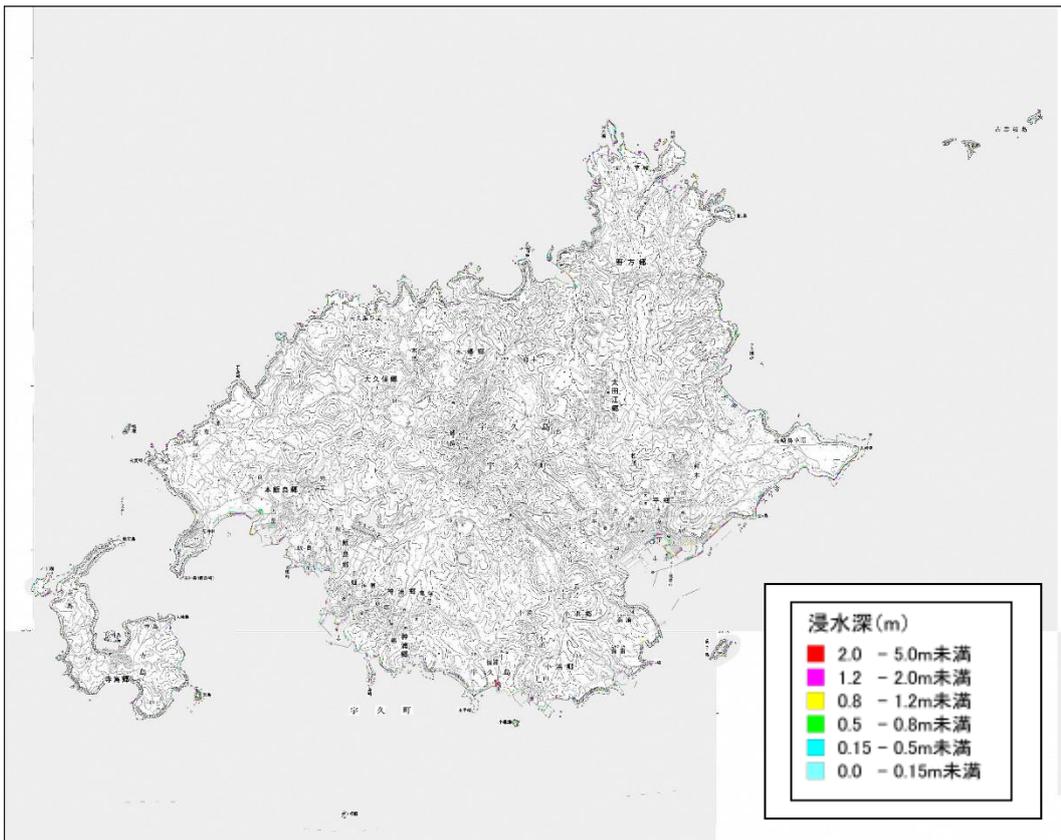
【カ 既往最大潮位・堤防施設等機能しない場合（黒島町付近）】



【キ 既往最大潮位・堤防施設等機能する場合（宇久町付近）】



【キ 既往最大潮位・堤防施設等機能しない場合（宇久町付近）】



(7) 津波予測解析による被害予測

津波の被害予測は、長崎県が既往最大潮位及び朔望平均満潮位を初期潮位として、堤防施設の機能条件別に建物・人的被害の推計を示している。

本市に係わる津波浸水による建物被害は、既往最大潮位の場合、堤防施設が機能する場合3,690棟、機能しない場合5,620棟と予測され、浸水被害軽減効果は35%になる。

朔望平均満潮位の場合の津波浸水による建物被害は、本市で1,000棟以上若しくは1,000棟前後の被害棟数が予測され、堤防等施設が機能しない場合1,480棟と予測されている。

津波浸水による人的被害は、五島沿岸あるいは西彼杵沿岸部の到達時間が最も早いですが、地震発生後約2時間経過後になるため、適切に安全な場所に避難すれば、死者0人と予測されている。

地震津波による被害予測は第1～4表のとおり。

第1表 既往最大潮位において堤防等施設が機能する場合

市町名	木造建物(棟)				非木造建物(棟)		浸水建物 合計 (棟)	死亡者数(人)				堤防等施設による浸水被害軽減効果 (%) ※3
	床下浸水 H<0.5m	床上浸水 (軽微) 0.5m≤H< 1.0m	床上浸水 (半壊) 1.0m≤H< 2.0m	床上浸水 (全壊) 2.0m≤ H	床下浸水 H< 0.5m	床上浸水 (軽微) 0.5m≤ H		津波到達時間による 補正後 ※1		津波到達時間による 補正前 ※2		
								避難意識 通常	避難意識 低い	避難意識 通常	避難意識 低い	
長崎市※4	840	210	120	20	1050	430	2670	0	0	(300)	(920)	30%
佐世保市	1540	730	350	70	560	440	3690	0	0	(240)	(740)	35%
島原市	340	300	190	80	140	200	1250	0	0	(70)	(200)	5%
諫早市※5	40	10	10	10	100	50	220	0	0	(20)	(40)	95%
大村市	30	20	10	0	20	20	100	0	0	(10)	(20)	20%
平戸市	210	130	170	40	80	130	760	0	0	(40)	(110)	20%
松浦市	110	100	170	70	20	60	530	0	0	(30)	(90)	35%
対馬市	190	110	50	0	60	70	480	0	0	(30)	(70)	15%
壱岐市	10	10	10	0	10	20	60	0	0	(10)	(10)	15%
五島市	190	180	260	20	50	100	800	0	0	(30)	(90)	25%
西海市	240	220	290	150	70	170	1140	0	0	(60)	(170)	15%
雲仙市	150	130	260	320	40	150	1050	0	0	(70)	(180)	45%
南島原市	740	590	570	250	150	260	2560	0	0	(130)	(370)	10%
長与町	10	10	0	0	0	10	30	0	0	(0)	(0)	25%
時津町	10	10	0	0	10	10	40	0	0	(0)	(0)	0%
東彼杵町	20	10	0	0	10	10	50	0	0	(10)	(10)	20%
川棚町	20	20	0	0	10	10	60	0	0	(10)	(10)	0%
小値賀町	20	10	20	0	10	20	80	0	0	(10)	(10)	15%
佐々町	100	100	210	10	40	100	560	0	0	(40)	(130)	0%
新上五島町	170	150	230	10	40	110	710	0	0	(30)	(90)	20%

※1 津波の到達時間が遅くなるほど避難が可能となることを考慮し、死亡者数の補正を行った数値

津波の到達時間と補正率の関係より、本県の場合2時間以上経過した後に津波が到達するため補正率0%

※2 避難行動に移る前(5分以内)に津波が到達した場合の死亡者数

津波の到達時間と補正率の関係より補正率100%

※3 堤防等施設による浸水被害軽減効果(%)

= {1 - (堤防等施設が有る場合の浸水建物棟数) / (堤防等施設が無い場合の浸水建物棟数)} × 100

※4 長崎市における被害予測は、現況地盤高における浸水予測結果に基づく

※5 諫早湾の縮切堤は堤防等施設としている

第2表 既往最大潮位において堤防等施設が機能しない場合

市町名	木造建物(棟)				非木造建物(棟)		浸水建物 合計 (棟)	死亡者数(人)			
	床下浸水 H<0.5m	床上浸水 (軽微) 0.5m≤H< 1.0m	床上浸水 (半壊) 1.0m≤H< 2.0m	床上浸水 (全壊) 2.0m≤ H	床下浸水 H< 0.5m	床上浸水 (軽微) 0.5m≤ H		津波到達時間によ る補正後 ※1		津波到達時間によ る補正前 ※2	
								避難意 識 通常	避難意 識 低い	避難意 識 通常	避難意 識 低い
長崎市※3	1170	320	130	40	1320	740	3720	0	0	(450)	(1390)
佐世保市	2150	1240	680	120	730	700	5620	0	0	(460)	(1410)
島原市	360	290	200	70	140	200	1260	0	0	(70)	(200)
諫早市※4	220	220	550	270	490	1500	3250	0	0	(220)	(650)
大村市	30	40	10	0	20	20	120	0	0	(10)	(20)
平戸市	250	150	210	40	100	150	900	0	0	(50)	(140)
松浦市	150	150	270	90	30	100	790	0	0	(50)	(140)
対馬市	150	130	110	0	60	90	540	0	0	(30)	(80)
壱岐市	10	10	10	0	20	20	70	0	0	(10)	(10)
五島市	250	240	320	30	50	120	1010	0	0	(40)	(110)
西海市	300	270	350	160	70	190	1340	0	0	(70)	(200)
雲仙市	260	280	430	520	70	260	1820	0	0	(110)	(320)
南島原市	790	650	660	250	160	280	2790	0	0	(140)	(410)
長与町	10	10	0	0	10	10	40	0	0	(0)	(0)
時津町	10	10	0	0	10	10	40	0	0	(0)	(10)
東彼杵町	20	20	0	0	10	10	60	0	0	(10)	(10)
川棚町	20	20	0	0	10	10	60	0	0	(10)	(10)
小値賀町	20	20	20	0	10	20	90	0	0	(10)	(10)
佐々町	100	100	210	10	40	100	560	0	0	(40)	(130)
新上五島町	200	180	280	20	50	130	860	0	0	(40)	(110)

※1 津波の到達時間が遅くなるほど避難が可能となることを考慮し、死亡者数の補正を行った数値

津波の到達時間と補正率の関係より、本県の場合2 時間以上経過した後に津波が到達するため補正率0%

※2 避難行動に移る前(5分以内)に津波が到達した場合の死亡者数

津波の到達時間と補正率の関係より補正率100%

※3 長崎市における被害予測は、現況地盤高における浸水予測結果に基づく

※4 諫早湾の締切堤は堤防等施設としている

第3表 朔望平均満潮位において堤防施設等が機能する場合

市町名	木造建物(棟)				非木造建物(棟)		浸水建物 合計 (棟)	死亡者数(人)				堤防等施設による浸水被害軽減効果(%)※3
	床下浸水 H<0.5m	床上浸水 (軽微) 0.5m≤H< 1.0m	床上浸水 (半壊) 1.0m≤H< 2.0m	床上浸水 (全壊) 2.0m≤ H	床下浸水 H< 0.5m	床上浸水 (軽微) 0.5m≤ H		津波到達時間による補正後 ※1		津波到達時間による補正前 ※2		
								避難意識 通常	避難意識 低い	避難意識 通常	避難意識 低い	
長崎市※4	60	20	40	10	110	100	340	0	0	(40)	(100)	55%
佐世保市	240	80	110	10	110	120	670	0	0	(60)	(170)	55%
島原市	80	40	30	20	40	40	250	0	0	(20)	(40)	60%
諫早市※5	10	0	0	0	20	10	40	0	0	(10)	(10)	100%
大村市	30	10	0	0	20	10	70	0	0	(10)	(10)	25%
平戸市	90	70	80	0	40	80	360	0	0	(20)	(50)	25%
松浦市	80	70	110	0	20	40	320	0	0	(20)	(50)	40%
対馬市	100	90	10	0	40	40	280	0	0	(20)	(50)	20%
杵岐市	10	10	10	0	10	20	60	0	0	(10)	(10)	0%
五島市	160	130	130	10	40	80	550	0	0	(20)	(60)	25%
西海市	240	210	250	10	60	130	900	0	0	(50)	(140)	5%
雲仙市	150	140	360	140	40	140	970	0	0	(60)	(160)	25%
南島原市	420	250	320	50	80	130	1250	0	0	(60)	(170)	15%
長与町	10	10	0	0	0	0	20	0	0	(10)	(10)	0%
時津町	10	10	0	0	10	0	30	0	0	(10)	(10)	0%
東彼杵町	20	10	0	0	10	0	40	0	0	(10)	(10)	0%
川棚町	10	10	0	0	10	0	30	0	0	(10)	(10)	50%
小値賀町	10	20	10	0	10	0	50	0	0	(10)	(10)	0%
佐々町	10	10	0	0	10	0	30	0	0	(10)	(10)	25%
新上五島町	130	110	110	0	40	70	460	0	0	(20)	(60)	20%

※1 津波の到達時間が遅くなるほど避難が可能となることを考慮し、死亡者数の補正を行った数値

津波の到達時間と補正率の関係より、本県の場合2時間以上経過した後に津波が到達するため補正率0%

※2 避難行動に移る前(5分以内)に津波が到達した場合の死亡者数

津波の到達時間と補正率の関係より補正率100%

※3 堤防等施設による浸水被害軽減効果(%)

$$= \{1 - (\text{堤防等施設が有る場合の浸水建物棟数}) / (\text{堤防等施設が無い場合の浸水建物棟数})\} \times 100$$

※4 長崎市における被害予測は、現況地盤高における浸水予測結果に基づく

※5 諫早湾の縮切堤は堤防等施設としている

第4表 朔望平均満潮位において堤防施設等が機能しない場合

市町名	木造建物(棟)				非木造建物(棟)		浸水建物 合計 (棟)	死亡者数(人)			
	床下浸水 H<0.5m	床上浸水 (軽微) 0.5m≤H< 1.0m	床上浸水 (半壊) 1.0m≤H< 2.0m	床上浸水 (全壊) 2.0m≤ H	床下浸水 H< 0.5m	床上浸水 (軽微) 0.5m≤ H		津波到達時間による補正後 ※1		津波到達時間による補正前 ※2	
								避難意識 通常	避難意識 低い	避難意識 通常	避難意識 低い
長崎市※3	150	40	80	10	260	170	710	0	0	(120)	(360)
佐世保市	520	280	230	10	220	220	1480	0	0	(150)	(450)
島原市	230	90	90	20	90	70	590	0	0	(30)	(90)
諫早市※4	260	280	340	60	470	840	2250	0	0	(140)	(400)
大村市	50	10	0	0	20	10	90	0	0	(10)	(20)
平戸市	120	100	100	0	50	90	460	0	0	(30)	(70)
松浦市	130	130	150	10	30	60	510	0	0	(30)	(90)
対馬市	120	100	20	0	50	50	340	0	0	(20)	(50)
壱岐市	10	10	10	0	10	20	60	0	0	(10)	(10)
五島市	230	160	180	10	50	90	720	0	0	(30)	(80)
西海市	250	210	250	10	70	130	920	0	0	(50)	(140)
雲仙市	240	210	410	210	60	170	1300	0	0	(80)	(220)
南島原市	560	250	310	50	100	140	1410	0	0	(70)	(190)
長与町	10	10	0	0	0	0	20	0	0	(10)	(10)
時津町	10	10	0	0	10	0	30	0	0	(10)	(10)
東彼杵町	20	10	0	0	10	0	40	0	0	(10)	(10)
川棚町	20	20	0	0	10	10	60	0	0	(10)	(10)
小値賀町	10	20	10	0	10	0	50	0	0	(10)	(10)
佐々町	20	10	0	0	10	0	40	0	0	(10)	(10)
新上五島町	160	150	120	0	50	90	570	0	0	(30)	(70)

※1 津波の到達時間が遅くなるほど避難が可能となることを考慮し、死亡者数の補正を行った数値

津波の到達時間と補正率の関係より、本県の場合2 時間以上経過した後に津波が到達するため補正率0%

※2 避難行動に移る前（5分以内）に津波が到達した場合の死亡者数

津波の到達時間と補正率の関係より補正率100%

※3 長崎市における被害予測は、現況地盤高における浸水予測結果に基づく

※4 諫早湾の縮切堤は堤防等施設としている。

5 地震防災対策の課題

本市域における地震の被害を軽減していくうえでの課題として、建物の耐震化、出火防止対策、斜面对策の強化、交通・海岸施設の整備、地域防災力の向上などが考えられる。

前述のとおり、平成17年度の長崎県の地震等防災アセスメント調査における地震動の想定に加えて、平成23年度の長崎県地域防災計画見直し検討委員会における地震動の想定を考慮しながら、まずは（1）想定活断層による震度・被害予測に基づく各種対策を推進することが必要であるが、近年、活断層が確認されていない地域においても、現に被害の大きな地震が発生していることから、（2）本市中心部直下の震源を想定した震度・被害予測に基づく対策についても、将来的に検討をしていく必要がある。

(参考) 各震度でどのような被害や現象が発生するかを示したもの

<気象庁震度階級関連解説表>

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もある。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注1）木造建物（住宅）の耐震性により2つに区別した。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある*。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある*。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動*による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

第2節 都市の防災化

【都市整備部】

大地震が発生しても建物の倒壊や火災が発生せず、住民が逃げまどうことのない街づくりが都市の防災化の基本である。このためには、市街地の耐震不燃化や公園緑地等による空間の確保等の都市生活環境の整備は欠くことができず、都市機能の充実と併せて都市計画を策定する際には防災についても十分考慮する必要がある。

佐世保市の地震被害は、長崎県地震等防災アセスメント調査報告書によると、本市中心部直下でマグニチュード6.9の地震が発生した場合、市域で大破及び中破の被害は約17,000棟と想定されている。このような被害を事前に防止することを目標として、建物の耐震不燃化、防災空間の確保、市街地の再開発、老朽危険空き家の解消等に取り組み地震に強い都市づくりを進める。

1 都市の防災構造化

安全な都市をつくる方策として、「都市の防災構造化」がある。

本市は平坦地が少なく丘陵斜面地が海に迫っている地形特性から、広域にわたる密集木造家屋の存在、道路公園等の公共オープンスペースの不足により、大規模な地震災害及びそれに伴う火災に対して、脆弱な都市構造となっており、都市の構造自体を災害に対して強くする防災構造化を推進する必要がある。

(1) 都市の防災構造化の具体的な手法として、次のことがあげられる。

ア 都市計画手法の活用等により、都市建築物の耐震不燃化を促進し、市街地大火による被害を減少させる。

イ 公園緑地等の整備により、地域住民のための避難場所を確保するとともに延焼防止のための遮断帯としても機能させる。

ウ 都市再開発や広幅員道路の整備により、震災時の安全な避難路の確保及び延焼拡大防止を図る。

エ 老朽危険空き家への適正管理の指導等や助成による除却を促進し、災害時の危険要因の排除を図る。

(2) 防火地域等の指定状況

本市の都市計画は、都市計画法(昭和43年6月15日法律第100号)に基づいて定められており、その地域指定は次のとおりとなっている。

令和5年4月1日現在

都市計画の種類	面積(ha)
1 市域面積	42,601
2 都市計画区域	29,257
(1) 市街化区域	4,471
(2) 市街化調整区域	19,505
(3) 非線引き都市計画区域	5,281
3 都市計画区域外	13,344
4 用途地域	4,471
(1) 第1種低層住居専用地域	993
(2) 第2種低層住居専用地域	25
(3) 第1種中高層住居専用地域	773
(4) 第2種中高層住居専用地域	26
(5) 第1種住居地域	1,046
(6) 第2種住居地域	126
(7) 準住居地域	60
(8) 近隣商業地域	153
(9) 商業地域	338
(10) 準工業地域	497
(11) 工業地域	225
(12) 工業専用地域	209
5 防火地域等	
(1) 防火地域	54
(2) 準防火地域	656

この中で、特に都市の防災化に関係の深いものは、上表による防火地域等である。防火地域・準防火地域は都市計画法で規定された地域での火災の延焼防止を目的として定めるものである。

これらの地域では、一定規模以上の建物は建築基準法によって、耐火建築物、準耐火建築物又は、一定の技術的基準に適合する建築物とすることが定められている。その他の建物工作物についても不燃化措置が義務づけられている。

本市では、防火地域は市街地の中心部で商業地域の特に容積率600%の全域と、同地区に隣接する容積率500%、400%の一部の区域に指定されており、その面積は54haである。準防火地域は、防火地域の周辺、近隣商業地域及び商業地域並びに密集度の高い住居系地域に指定し、面積は656haである。

(3) 防火地域及び準防火地域の指定の基本方針

都市の防災性のより一層の向上を図るため、次に掲げる指定方針に基づき、防火地域及び準防火地域を指定する。

ア 防火地域

防火地域の計画は、建築物の密集した火災危険率の高い市街地の区域について指定する。

(ア) 集団式の防火地域は、都市の重要施設が集合し、土地利用度、建築密度が高く、かつ、その経済力からみて、耐火建築物を建設しうる区域について、数街区を含む一団地として指定する。

(イ) 路線式の防火地域は、集団的防火地域の設定が経済上困難な密集市街地に指定する。

(ウ) 用途地域内の商業地域で容積率600%の区域は全区域。容積率500%、400%の区域については、路線式を指定する。

イ 準防火地域

(ア) 防火地域としない商業地域及び近隣商業地域の大部分の区域

(イ) 準工業地域及び住居地域のうち、既に過密している地域（建ぺい率60%以上の地域）

(ウ) 住居系地域のうち将来過密地区になろうと予想される地区

(エ) 建ぺい率が高く、消防水利の便が悪く火災上危険な業種の存在する区域

2 防災空間の確保

公園、緑地、広場は市民の憩いの場、スポーツレクリエーションの場であるとともに、大規模な火災が発生した場合には延焼遮断帯としての機能を果たす。又、震災時に避難場所、避難経路、給水給食物資の集積場所などの役目も併せ持つ防災上重要な空間である。このため、防災空間として、公有地の積極的活用や公園緑地等の整備に努める。

3 市街地の開発等

(1) 市街地再開発事業

低層の木造住宅が密集し、オープンスペースの不足している市街地は災害に対して脆弱であり、ひとたび火災が発生した場合は、大災害を被る可能性が高い。このような生活環境の悪化した市街地においては、細分化された宅地を共同化し、不燃建築物の建築、空地の確保等、防災性の高い空間を創造するため市街地の再開発を検討する。

(2) 土地区画整理事業

都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善および宅地の利用増進を図るため、土地区画形質の変更や公共施設の新設又は変更を行うが、この際にも防災上の観点から、防災的効果を有した事業を推進する。

第3節 公共施設等の安全対策

【九州電力送配電、西部ガス、N T T西日本、J R九州、長崎県、土木部、都市整備部、港湾部、水道局】

阪神淡路大震災の検証により昭和56年以前の基準（旧基準）によって設計された建築物に甚大な被害が発生し、多くの人的被害をもたらされたことが判っている。つまり、旧基準による建築物は十分な耐震性を有しているとは言えない。耐震化すべき建築物としては、住宅のほか、学校、医療、社会福祉施設、防災拠点となる公共施設等が優先される。すべての建築物を耐震化することは難しいが、少しずつでも耐震化を進めて行くことが被害の軽減につながるという意識を持ち、耐震診断・調査、耐震補強を推進していく必要がある。

このような背景のもと、佐世保市においては、平成20年10月に『佐世保市耐震改修促進計画』を策定している。この計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づくもので、国の基本方針にならい、大地震時の人的被害等を半減することを目的とし、特定建築物などの耐震化率を平成27年度末までに90%とすることを目標としている。計画の期間が終期を迎えたことから、現在、計画の進捗と効果についての総括を行い、国の基本方針及び県の耐震改修促進計画と連携した次の期間の計画見直しを行っている。

また、平成22年度までに耐震診断を行った防災上重要な市有建築物のうち、耐震性を有しないと診断された建築物についても、各建築物の利活用方針や適正配置計画等も踏まえ、必要に応じ早急に耐震改修設計及び耐震改修工事を行うよう努めるものとする。

1 道路の災害予防対策

想定する震度5強の地震が発生した場合、道路・橋の被害は、盛土の地割れ、路肩部の崩れ、斜面部の崩れ及び橋台・橋脚に切断、相対ずれなどが生ずることがある。

対策としては、落石・崩壊の恐れのある道路については、道路パトロールによる定期的な点検を行い、年次的に整備を図っていく。又、橋梁等の道路施設については、長寿命化補修計画を策定し、計画的かつ効率的な維持管理に努める。

2 河川の災害予防対策

佐世保市を流れる川は、地形的に急峻な所を流れる河川が多く、地震によって崩壊した土砂等によりせき止められた水が越水・溢水し、浸水を招くような二次災害防止に重点を置き安全対策の推進を図り、震災を防止し、又、震災が発生した場合における被害の拡大を防ぐため公共施設の維持管理を強化するとともに緊急性の高い箇所から計画的・重点的に耐震性の確保に努めるものとする。

3 港湾・漁港の災害予防対策

佐世保港においては、大規模地震発生時における人員・緊急物資・復旧用資材等の海上輸送の機能を確保するため、中心市街地に隣接する三浦地区の耐震強化岸壁（水深10m、岸壁延長270m（取付部含む）×1バース）について、適正な維持管理を行う。

また、離島である宇久の平漁港平地区（県営漁港）において、耐震強化岸壁（水深5m、岸壁延長150m（取付部含む）×1バース）について、適正な維持管理を行う。

4 上下水道施設の整備

上下水道事業は、市民生活に欠くことのできない重要な施設である。基幹施設（水道：浄水場、ポンプ所、配水池 下水道：終末処理場、中継ポンプ場、マンホールポンプ等）は一部耐震設計されたものもあるが、市内を縦横に走る送配水管及び污水管も多く、地震時には被害が懸念される。市内の送配水管及び污水管のうち老朽管については、順次布設替え等を行っていくものとする。又、特に停電被害が最も憂慮されるため、関連機関と密接な連絡を保ち、早期復旧できる体制を図るものとする。

5 電力施設の対策

電力供給施設は、そのほとんどが耐震設計されており、被害はないものと考えられる。しかし、電線路（地中電線路含む）は、振動や火災による被害を受けやすいため、応急送電対策を整備し、常時復旧体制を整えている。

6 都市ガス施設の対策

ガス製造・供給施設は、そのほとんどが耐震設計されており、被害はないものと考えられる。しかし、一部の低圧管については、耐震性の低い管が残存しており、これらについては、順次敷設替えを行っている。非常に大きな災害が確認された地域では、2次災害防止のためのガス供給停止を即時に実施し、2次災害の拡大を防止している。また、導管網をブロック化し、ブロック単位でのガス供給停止を実施することにより、2次災害の発生及び供給停止が全体に拡大しないようにする。

7 電気通信設備の対策

電話等の通信設備は、そのほとんどが耐震設計されており、被害はないものと考えられる。しかし、電柱、電話線などの設備は振動や火災による被害を受けやすい。ケーブルの切断などに備えて、通信ケーブルのループ化の検討を進めている。

8 鉄道施設の対策

地震計を設置し、揺れの大きさによって、列車の徐行運転や運転中止等の運転規制を行う。

なお、上記の公共施設の整備にあたって、地震防災緊急事業五箇年計画に搭載した事業については、遅滞なく事業推進を図るものとする。

※参考 地震防災緊急事業五箇年計画

地震防災対策特別措置法の施行により、都道府県知事は、人口及び産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地区について、都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して平成8年度以降の年度を初年度とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成することができることになった。

県は計画対象事業として、避難場所、避難路、消防用施設、防災行政無線施設等を設定し、市町村が実施する事業については、市町村地域防災計画に定められたものと限定している。

第4節 津波災害の予防

【防災危機管理局・教育委員会・港湾部】

過去において県内に影響を及ぼした最大の地震津波は、1707年に紀伊半島沖で発生した宝永地震(M8.4)によるもので、これ以外に津波被害の記録は残されていない。

なお、1792年に島原半島で発生した地震に関連して有明海で大津波が発生したが、これは地震により誘発された眉山の崩壊によるもので、地震により発生したものではない。

本市は、大自然の長年の営みの中で形成された複雑なリアス式海岸を有しており、佐世保の海岸線の入江には多くの港湾や漁港が点在しており、古くから天然の良港と言われてきた。また、海水浴場や海洋性の大型リゾート施設も存在し、行楽に訪れる人々も多い。

津波は、震源が海底にある大きな地震では、海水が上下に振動し、波が四方に広がって津波として海岸に押し寄せてくる現象である。リアス式海岸は、津波に襲われると湾奥部に高い水位が集中するため大被害を受けやすい。遠くで発生した地震でも大きな津波が到来することがある。

前述のとおり、東海地震、東南海地震、南海地震及び日向灘地震が連動する4連動の海溝型地震が発生した場合、本市沿岸部においても低地については津波による浸水が想定されるため、被害を防止するための対策を計画的に推進する必要がある。

1 津波情報伝達体制の確立

津波警報等の迅速で確実な伝達を期するため、防災行政無線を活用した体制の確立を図る。

各防災機関は、情報伝達系統、伝達先等を再確認し、常に関係各機関との連携を密にする。特に、休日・夜間の情報伝達体制を明らかにし、周知徹底しておく。

2 津波予報文の周知

津波警報、注意報の正確な伝達を図るため、気象業務法で定める海域区分、予報の種類、標識について関係者に周知徹底を図る。

3 津波に関する知識の普及

住民自らが生命、身体または財産を守り、あわせて地域の地震・津波災害を予防し、あるいは軽減することに資するため、広報紙、パンフレット、研修会などの機会を通じて、津波に関する正しい知識を普及するなど、必要な教育及び広報を行うものとする。

また、標高を示した防災マップ等を活用し、市のホームページ等により周知に努めるものとする。

4 津波避難体制の推進

市は、津波危険度の高い地域について、地域住民と協働して地域の特性に応じた安全な避難体制づくりを推進するものとする。

5 津波避難への公共施設の活用

市は、津波から市民等の避難を確保するため、沿岸部等の公共施設について、当該施設の構造や階層等を考慮して、津波避難のための施設として活用するものとする。

また、津波による浸水が予測される地域等においては、海拔（標高）表示等の整備に努めるものとする。

6 河川・海岸・港湾等の津波対策

市は、津波による被害に対処するため、河川・海岸・港湾施設等の整備を図るものとする。

7 職員の防災活動への参加

職員が地域における防災活動に率先して参加するような意識づけ・教育に努めるものとする。

8 学校における防災教育

校長は、児童生徒に対して災害の基礎的な知識、災害発生時の対処方法等の教育に努めるものとする。

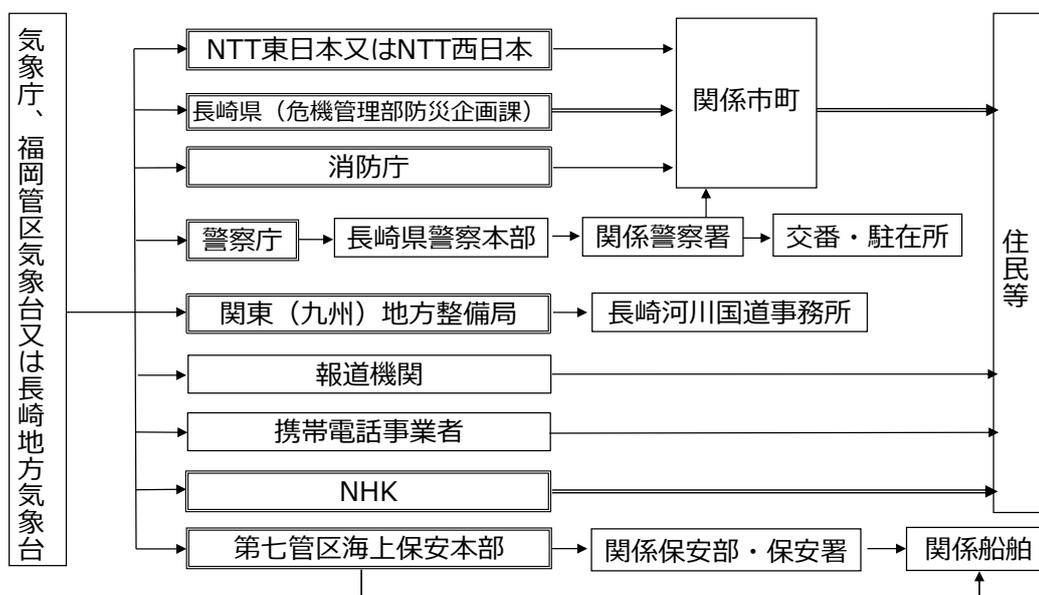
また、児童生徒が、学習した知識をもとに自ら判断して行動する力をつけるという観点に配慮して、防災訓練等の実施に努めるものとする。

9 企業に対する防災思想の普及

企業に対して、地域の防災訓練への積極的参加を呼びかけ、地域との連携強化を図るものとする。

【津波警報等の伝達系統図】

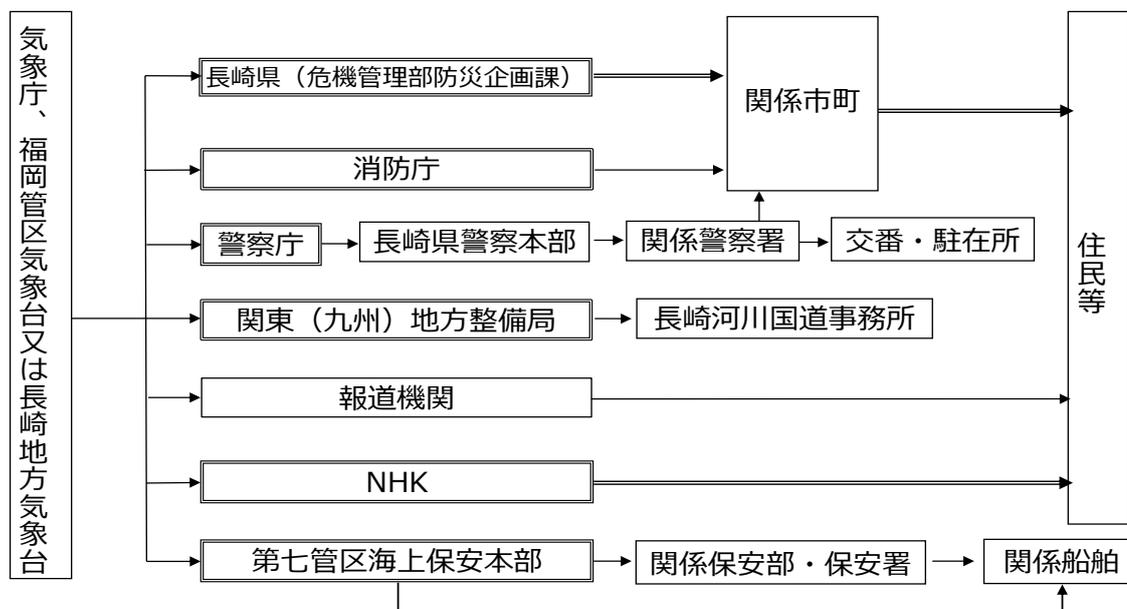
津波警報等の伝達系統図



注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。
 注2) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。
 注3) 長崎地方気象台からの伝達は、長崎県が含まれる長崎県西方、壱岐・対馬、有明・八代海の予報区に対して発表された場合。
 注4) 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信。

【地震・津波警報の伝達系統図】

地震・津波情報の伝達系統図



注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
 注2) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

第3章 その他の災害予防に関する計画

第1節 風害予防に関する計画

第2節 雪害予防に関する計画

第3節 高潮災害予防に関する計画

第4節 土砂災害危険箇所等災害予防に関する計画

第5節 森林火災予防に関する計画

第6節 火災予防に関する計画

第1節 風害予防に関する計画

【農林水産部・港湾部】

夏期7、8月頃から9月中旬頃にかけて発生する台風は、一般に九州の西側海上又は東側内陸部を通過するとみなされている。このため本市を風害から防護するためには、次のような工事を推進する。

1 港湾漁港施設の防災対策

(1) 海岸高潮対策工事

海岸保全施設の新設、改良に関する工事で災害発生のおそれのある未整備の海岸又は老朽化等により整備水準が劣っている海岸で大規模なものは、高潮・波浪・津波等の海水による災害を防除するための工事を国の補助を受けて実施しており、今後も計画的に進める。

(2) 海岸局部改良工事

海岸保全施設、改良に関する工事で小規模なものについては、各々急を要する箇所から施工する。

2 農産物の防災対策

(1) 耐風性水稻栽培技術の指導

(2) 果樹枝の結束、古い支柱の更新、防風林や防風ネットの設置

(3) 種子及び種苗の確保

(4) 古いビニールハウス等の張替え及び資材の更新

第2節 雪害予防に関する計画

【土木部】

本市は、温暖地であるため降雪は比較的少ないが、降雪によるライフラインの停滞、麻痺について留意する必要がある。平成28年1月には大雪（日最深積雪17cm）に見舞われ、道路、鉄道の交通麻痺、断水等の被害が市内全域で発生した。

1 道路の雪害予防対策

まず、路面の積雪や凍結による交通麻痺、スリップ事故が予想されることから、早急な融雪作業が必要である。対策として、毎年冬期前に融雪剤を確保して、関係機関への散布依頼と建設業者への委託を行う。

(1) 関係機関各警察署、西肥バス、消防署

(2) 建設業者を地区別に選定(約40社)

バス路線や主要幹線道路の融雪剤散布路線は次のとおり(84路線)

- ア 本庁管内(46路線) 相浦港連絡線、母ヶ浦中里線、石岳鹿子前線、船越白浜線、田原小川内町線、田原柚木町線、潜木徳道線、春日田代町線、下宇戸満場線、烏帽子岳線、鶴渡越観光通線、鶴渡越弓張線、佐世保相浦循環線、名切俵町通線、東山手線、小佐世保通線、新烏帽子岳線、福石天神町線、藤原崎辺町線、山祇黒髪町線、尼瀉循環線、もみじが丘団地本線、船越石岳線、但馬越線、矢峰柚木線、上宇戸高花線、中越転石線、田代赤木町線、戸尾山祇町線、天神山手線、天神中部線、大和楠ヶ浦線、天神町2号線、赤崎陸橋線、烏帽子木風町線、高梨山手町線、東山手上部線、須田尾東部1号線、松尾橋通線、満場中木場線、もみじが丘団地線、大塔側道1号線、大塔側道2号線、西九州道側道1号線、新白岳橋線、左石柚木線
- イ 東部工事事務所管内(12路線) 上原黒髪町線、花高循環線、広田重尾町線、花高本線、花高団地本線、横手平松町線、日出心野線、心野平松線、心野開拓線、宮津循環線、南風崎萩坂線、長畑奥山線
- ウ 西部工事事務所管内(26路線) 牧の地乙石尾線、梶木場線、田原御橋線、国見山荘線、開作中央線、世知原中央線、下開作線、田原黒石線、田原下長田線、末橋線、梶ノ村支線、根引梶ノ村線、高岩白岳線、轟線、中尾中央線、中尾栗越線、長坂立道1号線、長坂立道2号線、江迎中央線、江迎鹿町駅前線、小森線、箆尾堤原線、猪調堤原線、二本山支線、岳ノ木場船ノ村線、土肥ノ浦口ノ里線

(3) 融雪剤の配布について

上記散布路線以外の市道のうち概ね標高300m以上の山間部や積雪や路面凍結が解消にくい地区において、地域での散布作業の協力が得られる路線については、地区の指定する場所へ融雪剤の事前配布を行う。配布地区は柚木支所、中里・皆瀬支所、吉井支所、世知原支所管内等の地区とする。

(4) 除雪作業について

山間部の生活道路(市道)において、相当量の積雪・残雪があり、融雪剤の散布では効果がなく日常生活に著しく影響を与えている場合は、必要に応じて除雪作業による対応を行う。

次に、積雪による道路への樹木の倒木は、交通を阻害するので、対策として道路に覆い被さっている樹木の定期的な伐採が必要である。

第3節 高潮災害予防に関する計画

【港湾部・農林水産部】

佐世保港の海岸線は大小の入江が多く、その延長は 200kmの長さにわたっており、このうち島の延長が約50kmである。

人工護岸81kmの殆んどが、旧海軍時代に要塞地帯として、軍秘に属し、管理及び維持は放置された状態であったため、相当に老朽化したものが多く、台風時等には大きい被害を被っている。

幸い昭和31年に海岸法が制定されて以来、海岸防災事業は年々強化されている。本港は昭和38年度より海岸の整備を行ってきており、令和3年度時点で約21km完了している。今後についても、毎年計画的に整備を進める。

(参考)

潮 位		
既往最高潮位 (観測基準面)	H・W・L	偏差
+3.69	+3.3	0.39

また、漁港においては、本市が管理している 11 漁港区域内の海岸線の延長は、約 15 km あるが、整備が完了している海岸は約 3 km である。

昭和38年度から水産庁の高潮対策事業を取り込み、逐次整備を進めている。(第1表)

第1表 漁港海岸保全施設整備事業実績及び計画(水産庁所管)

漁港	海岸延長(m)	整備済延長(m)	未整備延長(m)	海岸保全区域 指定年月日
高島	1,413	428.5	984.5	昭和34年3月30日
浅子	42	0.0	42	昭和34年8月10日
柿ノ浦	471	370.5	100.5	昭和34年3月30日
針尾	3,519	1,238.2	2,280.8	昭和52年4月1日
久津	1,706	779.9	926.1	昭和53年4月7日
小浜	853	505.0	348	昭和55年4月15日
寺島	595	0.0	595	昭和34年3月30日
木場	525	0.0	525	昭和34年3月30日
矢岳	1,815	0.0	1,815	昭和34年8月10日
神崎	2,142	45.0	2,097	昭和39年6月10日
鹿町	2,575	0.0	2,575	昭和34年3月30日
計	15,656	3,367.1	12,288.9	

第4節 土砂災害予防に関する計画

【土木部・都市整備部】

土砂災害とは、急傾斜地の崩壊、土石流、もしくは地すべり等を発生原因として住民の生命または身体に生ずる被害をいい、災害予防のために必要な事業及び整備についての計画である。

1 急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの指定数の把握

土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定など「土砂災害区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」に基づき行われる土砂災害の防止のために必要な基礎調査を県が実施しており、令和5年11月現在、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの警戒区域が6,605箇所（急傾斜5,666箇所、土石流699箇所、地すべり240箇所）指定されている。

2 土砂災害警戒区域等の定義

(1) 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

(2) 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

3 崩壊防止工事の促進

(1) 砂防事業

本市は、地形的に土石流の警戒区域が多く指定されており、土石流対策事業、都市対策砂防事業を重点的に進めていく必要がある。また長崎県と協力してハード面の整備による土砂災害予防を進めるとともに、土石流警報装置、レーダー雨量計等の整備により、地域住民の警戒体制と避難誘導の対策を確立する。

(2) 地すべり等防止事業

本市は、北部地区を中心として全国有数の地すべり地帯を有しており、地すべり等防止法に基づき、建設、林野、耕地等で防止対策が進められている。しかし、大地内の現象であり、原因究明、的確な対策は極めて困難な問題がある。対策工の基本としては、地すべりの最大の原因と考えられる地下水の排除のためのボーリング工、隧道工、集水井、地すべり土塊の支持擁壁、地表水の地下浸透防止のための排水路工事等が主な工事であり、長崎県と協力して推進する。

(3) 急傾斜地崩壊対策事業

本市は、地形的に急傾斜地の崩壊が数多く指定されており、急傾斜地法に基づき、崩壊防止工事を実施してきた。今後は、長崎県と協力して崩壊防止工事の推進とともに、有害行為の規制、危険区域における工作物の制限、家屋の移転等の勧告、警戒避難体制の確立を図る。また、急傾斜地崩壊危険区域の指定があったときは、国土交通省令で定めるところにより、当該急傾斜地崩壊危険区域内にこれを表示する標識を設置するなど、土砂災害に関する防災意識の高揚を図る。

(4) 宅地造成工事規制区域

宅地造成に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地又は市街地となろうとする土地の区域を市長が指定し、その区域内の宅地造成に関する工事等についての災害の防止のために必要な規制を行う。

4 情報の周知

「土砂災害区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第8条第3項に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難施設等に関する事項などについて住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布をおこなう。

第5節 森林火災予防に関する計画

【農林水産部】

森林火災を未然に防止し、又は火災による災害の拡大防止を図るため、次の通り実施する。

1 防火線整備作業

登山者等の多い烏帽子岳周辺について、防火線の手入作業を実施する。

2 森林火災の巡視

野焼、登山者の失火などによる森林火災を予防するため、保安林の保全と併せて林野火災予防の巡視に努める。

3 山火事防止のための啓発設備

火災危険の大なる地区内の林野内、道路等には目につき易いところに山火事防止標板を設置し、登山者の注意を喚起する。

4 防火水槽の整備点検

山火事に備え設置している防火水槽の整備点検をする。

設置箇所	烏帽子岳	2
	隠居岳	1
	石盛岳	2
	八尋岳	1
	黒髪地区	2
	針尾地区	1

第6節 火災予防に関する計画

【消防局】

火災予防計画は火災を未然に防止するとともに火災による被害の拡大防止を図るため、おおむね次に掲げる事項について実施する。

1 予防査察

- (1) 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店その他多数の者が勤務し、出入し、若しくは居住する消防対象物について、定期査察若しくは必要に応じ特別査察を実施し、位置構造、設備及び管理の状況について指導する。
- (2) 消防法令に定める危険物施設等について、定期査察若しくは必要に応じ特別査察を実施し、位置、構造、設備及び危険物の貯蔵若しくは取扱いについて指導する。
- (3) 個人の住宅については、全世帯を対象に法令上設置が義務づけられた住宅用防災機器の設置を徹底するとともに、適正な維持管理を推進し、火災による人命及び財産の被害の軽減を図る。

2 防火、防災管理等の指導及び育成

- (1) 各種防火対象物の防火管理者、防災管理者及び危険物施設の危険物取扱者等の資質向上を図るため、育成指導を強化する。
- (2) 防火管理者、防災管理者及び危険物保安監督者の選任並びに防火、防災管理に係る消防計画、予防規程その他の防火安全対策の樹立を指導する。
- (3) 民間防火組織による火災予防の推進
女性防火防災クラブ、少年消防クラブ、佐世保地区防災協議会など民間防火組織の育成強化を図り地域ぐるみの防火意識の普及高揚に努め火災の未然防止を期する。

3 消防用設備等の設置及び維持

- (1) 法令上設置が義務づけられている消火設備、警報設備、避難設備等の適正な設置及び維持管理について指導を強化する。
- (2) 消防用設備等の定期点検及び報告について、指導を徹底する。

4 危険物の規制

- (1) 危険物、指定可燃物の製造、貯蔵、取扱、運搬については、法令に基づく適正取扱い等の指導を行う。
- (2) 危険物施設等については、その位置、構造及び設備の適正な維持管理と法改正にあわせた早期改修を推進する。

5 火災気象通報及び火災に関する警報

- (1) 長崎県知事は消防法第22条第1項に基づく火災気象通報を受けたときは、消防法第22条第2項に基づき直ちにこれを佐世保市長に通報しなければならない。
- (2) 佐世保市長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

※ 火災に関する警報の発令基準(佐世保市火災予防条例施行規則第8条)

- ・ 実効湿度60%以下で最低湿度40パーセントを下り、最大風速7メートルをこえる見込のとき。
- ・ 平均風速10メートル以上の風が、1時間以上連続して吹く見込のとき。
(降雨、降雪中は、発令しないことがある。)

(3) 火災警報発令中の火気の使用に関する制限及び広報

- ア 火災警報が発令されたときは、広報車を巡回する等積極的な広報活動を行い、市民へ火気取扱いについての注意を喚起する等の周知徹底に努め出火防止を図る。
- イ 火災警報発令中は屋外のたき火、林野の火入れ若しくは煙火の消費の禁止、その他火気使用制限について広報及び指導を強化する。
- ウ 火災警報発令条件に該当しないが、特に乾燥又は強風時等、気象状況が火災予防上警戒を要すると認められるときは、前(2)に準じた措置をとる。

6 特殊情勢下における特別措置

地震等による危険物の大量流出若しくは爆発危険その他大規模災害等の発生が予想されるような事態に至った特殊情勢下においては、地域住民に広報を実施し、周知徹底を図り避難誘導、火気の使用禁止その他必要な措置を示すとともに、防火安全対策を立て事故の防止と被害の軽減を図る。

第4章 資材器材等の整備に関する計画

【水道局・保健福祉部・土木部・消防局】

災害応急対策に必要な資材、器材を有事に際し、その機能を有効適切に発揮できるように、常時それらの点検整備及び数量を確保するものとする。

主要資器材等	掲 載 個 所
水防用資器材施設	第3編・第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第17節 水防計画
消防用資器材施設	第3編・第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第19節 消防活動計画 第25節 海上災害応急対策計画 第3編・第2章 地震災害応急対策に関する計画 第19節 消防活動計画 第25節 海上災害応急対策計画
上下水道用資器材	第3編・第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第7節 給水計画及び下水道応急対策計画 第3編・第2章 地震災害応急対策に関する計画 第7節 給水計画及び下水道応急対策計画
防疫用資器材、薬剤	第3編・第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第9節 医療救護、防疫に関する計画 第3編・第2章 地震災害応急対策に関する計画 第9節 医療救護、防疫に関する計画
救助用資器材施設	第3編・第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第11節 緊急輸送計画 第20節 救急業務計画 第25節 海上災害応急対策計画 第3編・第2章 地震災害応急対策に関する計画 第11節 緊急輸送計画 第20節 救急業務計画 第25節 海上災害応急対策計画

第5章 気象伝達に関する計画

【長崎地方気象台】

1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供される。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

2 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等について、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

(1) 特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

(2) 特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類	概要
特別警報	大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップ等により災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想されたときに発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

※ 土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

(3) 警報・注意報の発表基準 佐世保市：令和5年6月8日現在

宇久地域：令和4年11月24日現在 発表官署 長崎地方気象台

警報・注意報発表基準一覧表

令和6年5月23日現在
発表官署 長崎地方気象台

佐世保市 (宇久地域 を除く)	府県予報区 一次細分区域 市町村等をまとめた地域	長崎県 北部 佐世保・東彼地区			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 23		
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 151		
	洪水	流域雨量指数基準	江迎川流域=16.5, 鹿町川流域=11.6, 佐々川流域=21.3, 相浦川流域=23.7, 佐世保川流域=11, 日宇川流域=12.2, 小森川流域=14.5, 金田川流域=9.2, 宮村川流域=10.4, 小川内川流域=8.7, 牟田川流域=7.4, 早岐川流域=8.9		
		複合基準*1	—		
		指定河川洪水予報による基準	—		
	暴風	平均風速	陸上	20m/s	
			外海	20m/s	
			大村湾	20m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	
			外海	20m/s 雪を伴う	
			大村湾	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm	
			山地	12時間降雪の深さ20cm	
波浪	有義波高	外海	6.0m		
		大村湾	2.5m		
高潮	潮位	大村湾側	1.1m		
		九十九島側	2.4m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	15		
		土壌雨量指数基準	87		
	洪水	流域雨量指数基準	江迎川流域=9.1, 鹿町川流域=9.2, 佐々川流域=17, 相浦川流域=18.9, 佐世保川流域=8.8, 日宇川流域=9.7, 小森川流域=11.6, 金田川流域=7.3, 宮村川流域=8.3, 小川内川流域=6.9, 牟田川流域=5.9, 早岐川流域=7.1		
		複合基準*1	江迎川流域=(7, 9.1)		
		指定河川洪水予報による基準	—		
	強風	平均風速	陸上	10m/s	
			外海	10m/s	
			大村湾	10m/s	
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う	
			外海	10m/s 雪を伴う	
			大村湾	10m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ3cm	
			山地	12時間降雪の深さ5cm	
波浪	有義波高	外海	2.5m		
		大村湾	1.5m		
高潮	潮位	大村湾側	0.9m		
		九十九島側	1.9m		
雷	落雷等により被害が予想される場合				
融雪					
濃霧	視程	陸上	100m		
		外海	500m		
		大村湾	500m		
乾燥	①最小湿度45%で、実効湿度65% ②実効湿度60%				

	なだれ	積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか1 気温3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ30cm以上	
	低温	夏期：平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合 冬期：最低気温が-3℃以下	
	霜	11月30日までの早霜、3月15日以降の晩霜 最低気温4℃以下	
	着氷・着雪	大雪注意報・警報の条件下で、気温が-2℃～2℃ 湿度90%以上	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm

*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

警報・注意報発表基準一覧表

令和6年5月23日現在
発表官署 長崎地方気象台

佐世保市 (宇久地域)	府県予報区	長崎県			
	一次細分区域	五島			
	市町村等をまとめた地域	上五島			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 27		
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 179		
	洪水	流域雨量指数基準	-		
		複合基準*1	-		
		指定河川洪水予報による基準	-		
	暴風	平均風速	陸上	20m/s	
			海上	20m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	
			海上	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm		
波浪	有義波高	6.0m			
高潮	潮位	2.2m			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	16		
		土壌雨量指数基準	103		
	洪水	流域雨量指数基準	-		
		複合基準*1	-		
		指定河川洪水予報による基準	-		
	強風	平均風速	陸上	12m/s	
			海上	12m/s	
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う	
			海上	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ3cm		
	波浪	有義波高	2.5m		
	高潮	潮位	1.7m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
	濃霧	視程	陸上	100m	
海上			500m		
乾燥	最小湿度50%で、実効湿度65%				
なだれ					
低温	夏期：平年より平均気温が3℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合 冬期：最低気温が-3℃以下				
霜	11月30日までの早霜、3月15日以降の晩霜 最低気温4℃以下				
着氷・着雪	大雪注意報・警報の条件下で、気温が-2℃～2℃ 湿度90%以上				
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm		

*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

<府県版、市町村版参考資料>

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

詳細は土壌雨量指数の説明（<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/dojoshisu.html>）を参照。

流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。詳細は流域雨量指数の説明（<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/ryuikishisu.html>）を参照。

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。詳細は表面雨量指数の説明（<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/hyomenshisu.html>）を参照。

市町村等版警報・注意報発表基準一覧表の解説

- (1)本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2)警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3)大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4)表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5)表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“-”で、それぞれ示している。
- (6)大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (7)地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- (8)大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (9)大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
1km四方毎の基準値については、別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。
- (10)洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
- (11)洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。
主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料
（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (12)洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料
（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (13)洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川[△△]」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (14)高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。

(4) 特別警報・警報・注意報の発表区域（北部、五島）

府県予報区名	1次細分区域名	市町村等を まとめた地域名	警報等の発表単位となる 市町・地域等名
			(2次細分区域名)
長崎県	北部	佐世保・東彼地区	佐世保市（宇久地域を除く）
			東彼杵町
			川棚町
			波佐見町
			佐々町
		平戸・松浦地区	平戸市
			松浦市
	五島	上五島	佐世保市（宇久地域）
			西海市（江島・平島）
			小値賀町
			新上五島町
下五島		五島市	

※ 大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

ア 発表の基準の欄に記載した数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査した上で決定する。

イ 警報・注意報はその種類に係わらず、これらの新たな警報・注意報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。

ウ 警報・注意報には、防災上特に必要となる事項を「注意警戒文」として、本文冒頭に表現する。この「注意警戒文」の内容は次の通りとし、簡明な記載を行う。

- (い つ) 注意警戒すべき期間・・・具体的に示す
- (どこで) 注意警戒すべき地域・・・現象の中心になると予想される地域
- (何 が) 注意警戒すべき気象現象など・・・量的な予測

(5) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

警報の危険度分布等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

(6) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県北部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県など）で発表される。大雨、高潮に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(7) 長崎県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの長崎県気象情報が発表される場合がある。

(8) 長崎県潮位情報

大潮による高い潮位、副振動（※1）や異常潮位（※2）などの潮位の変動により、被害の発生するおそれがある場合や、潮位の状況を解説する場合に発表される。

※1 副振動：湾などで観測される周期数分から数十分程度の海面の昇降現象

※2 異常潮位：潮位が比較的長期間（1週間から3ヶ月程度）継続して平常より高く（もしくは低く）なる現象

(9) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる佐世保市（宇久地域を除く）、佐世保市（宇久地域）を特定して警戒を呼びかけられる情報で、長崎県と長崎地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(10) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間 110ミリ以上の降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(11) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、佐世保市（宇久地域を除く）は長崎県北部で佐世保市（宇久地域）は五島で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が佐世保市（宇久地域を除く）は長崎県北部で、佐世保市（宇久地域）は五島で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(12) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに長崎地方気象台が長崎県知事に対して通報し、県を通じて市町や消防本部に伝達される。

（通報区分）

概ね市町を単位とする「二次細分区域」単位で通報する。

（通報基準）

長崎地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。

なお、「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。

（通報内容及び時刻）

毎日5時頃（日本時間、以下同様）、翌日9時までの気象状況の概要を気象概要として通報する。この際、火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、これを以て火災気象通報とし注意すべき事項を付加する。

また、直前の通報内容と異なる状況となった場合は、その旨を臨時通報する。

3 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上もしくは長周期地震動階級1以上等と予測されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	備考
長崎県	長崎県対馬	
	長崎県壱岐	
	長崎県五島	佐世保市(宇久地域)
	長崎県北部	佐世保市(宇久地域を除く)
	長崎県南西部	
	長崎県島原半島	

注)

緊急地震速報は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

4 津波警報等及び地震・津波に関する情報

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。なお、長崎県沿岸は「長崎県西方」「壱岐・対馬」「有明・八代海」に分けられており、佐世保市が属する津波予報区は「長崎県西方」である。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ（注）等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表（予想される	巨大地震	

		津波の高さの区分)	震の場 合の発 表	
大津波警 報	予想される津波 の最大波の高さ が高いところで 3 mを超える場 合	10m超 (10m<予想される津波の 最大波の高さ) 10m (5 m<予想される津波の 最大波の高さ≤10m) 5 m (3 m<予想される津波の 最大波の高さ≤5 m)	巨大	巨大な津波が襲い、 木造家屋が全壊・流 失し、人は津波によ る流れに巻き込まれ る。沿岸部や川沿い にいる人は、ただち に高台や津波避難ビ ルなど安全な場所へ 避難する。警報が解 除されるまで安全な 場所から離れない。
津波警報	予想される津波 の最大波の高さ が高いところで 1 mを超え、3 m以下の場合	3 m (1 m<予想される津波の 最大波の高さ≤3 m)	高い	標高の低いところで は津波が襲い、浸水 被害が発生する。人 は津波による流れに 巻き込まれる。沿岸 部や川沿いにいる人 はただちに高台や津 波避難ビルなど安全 な場所へ避難する。 警報が解除されるま で安全な場所から離 れない。
津波注意 報	予想される津波 の最大波の高さ が高いところで 0.2m以上、1 m 以下の場合であ って、津波によ る災害のおそれ がある場合	1 m (0.2m≤予想される津波 の最大波の高さ≤1 m)	(表記 しない)	海の中では人は速い 流れに巻き込まれ、 また、養殖いかだが 流失し小型船舶が転 覆する。海の中にい る人はただちに海か ら上がって、海岸か ら離れる。海水浴や 磯釣りは危険なので 行わない。注意報が 解除されるまで海に 入ったり海岸に近付 いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

(注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項等

- (ア) 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- (イ) 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- (ウ) 津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- (エ) どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- (オ) 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(2) 津波情報

ア 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 (注1)	各津波予報区の津波の到達予想時刻 (注2) や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表に記載) を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 (注3)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 (注4)

(注1) 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。

(注2) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(注3) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2 m以上	数値で発表
	0.2 m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(注4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値（注））の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注) 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

イ 津波情報の留意事項等

(ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- a 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によ

ては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

- b 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

(ウ) 津波観測に関する情報

- a 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

- b 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

(エ) 沖合の津波観測に関する情報

- a 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

- b 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報等の解除後も海面変動が継続するとき(注)(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っ ての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(注) 「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表される。

(4) 地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する	・震度3以上	「津波の心配がない」または「若干の海面

る情報	(津波警報または注意報を 発表した場合は発表しない)	変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度 情報	<ul style="list-style-type: none"> 震度1以上 津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 緊急地震速報(警報)発表時 	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
推計震度分 布図	<ul style="list-style-type: none"> 震度5弱以上 	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
長周期地震 動に関する 観測情報	<ul style="list-style-type: none"> 震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合 	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表(地震発生から10分後程度で1回発表)。
遠地地震に 関する情報	<p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等*</p> <ul style="list-style-type: none"> マグニチュード7.0以上 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 <p>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。</p>	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表*。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表
その他の情 報	<ul style="list-style-type: none"> 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など 	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

※津波情報で用いる長崎県の津波観測点(9地点)

地点名称	地点名称の読み	津波予報区	所属
佐世保	させぼ	長崎県西方	海上保安庁
長崎	ながさき	長崎県西方	気象庁
口之津	くちのつ	長崎県西方	気象庁
福江島福江港	ふくえじまふくえこう	長崎県西方	気象庁
対馬市厳原	つしましいづはら	壱岐・対馬	海上保安庁
対馬比田勝	つしまひたかつ	壱岐・対馬	気象庁

長崎港皇后	ながさきこうこうご	長崎県西方	国土交通省港湾局
平戸市田平港	ひらどしたびらこう	長崎県西方	国土交通省港湾局
壱岐島郷ノ浦港	いきのしまごうのうらこう	壱岐・対馬	国土交通省港湾局

※震度情報で発表される震度観測点（長崎県北部、長崎県五島）

地域名称	情報用市町村名称	震度観測点名称	所属
長崎県北部	佐世保市	佐世保市干尽町	気象庁
	佐世保市	佐世保市八幡町	防災科学技術研究所
	佐世保市	佐世保市小佐々町	自治体
	佐世保市	佐世保市吉井町	〃
	佐世保市	佐世保市世知原町	〃
	佐世保市	佐世保市江迎町	〃
	佐世保市	佐世保市鹿町町	〃
	平戸市	平戸市岩の上町	気象庁
	平戸市	平戸市鏡川町	防災科学技術研究所
	平戸市	平戸市志々伎町	〃
	平戸市	平戸市大島村	自治体
	平戸市	平戸市生月町	〃
	平戸市	平戸市田平町	〃
	東彼杵町	東彼杵町蔵本	防災科学技術研究所
	川棚町	川棚町中組	自治体
	波佐見町	波佐見町宿	〃
	松浦市	松浦市福島町	〃
	松浦市	松浦市志佐町	防災科学技術研究所
	松浦市	松浦市鷹島町	自治体
	佐々町	佐々町本田原	〃
長崎県五島	佐世保市	佐世保市宇久町	防災科学技術研究所

(5) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (全国速報版・地域速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・（長崎県西方で）津波警報・注意報発表時（遠地地震による発表時除く） ・（佐世保市宇久地域では長崎県五島、佐世保市宇久地域を除くでは長崎県北部）震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報や津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資

	その都度の発表はしない。)	料。 <ul style="list-style-type: none"> 地震解説資料（全国速報版） 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 地震解説資料（地域速報版） 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。
地震解説資料 （全国詳細版・地域詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 <ul style="list-style-type: none"> （長崎県西方で）津波警報・注意報発表時 （佐世保市宇久地域では長崎県五島、佐世保市宇久地域を除くでは長崎県北部）震度5弱以上を観測 社会的に関心の高い地震が発生 	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 <ul style="list-style-type: none"> 地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況に応じて、単独で提供されることもある）。
地震活動図	<ul style="list-style-type: none"> 定期（毎月初旬） 	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の長崎県の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

週間地震概況	・ 定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などをとりまとめた資料。
--------	------------	---------------------------------------

5 防災気象情報の伝達

長崎地方気象台発表の特別警報・警報・注意報、情報並びに気象庁発表の津波警報・注意報、長崎県記録的短時間大雨情報及び長崎県竜巻注意情報は長崎地方気象台から防災気象情報システム等により各関係機関へ伝達・提供され、同時に長崎県危機管理課を通じ、消防局警防課及び防災危機管理局に伝達される。通知を受けた各機関は気象官署と十分な連絡の方法を講ずるとともに、速やかに情報組織網を通じて市内の一般住民に周知をはかり、さらに指定地方公共機関、市長その他の関係者へ防災気象情報を通知する。

6 異常現象を発見した者の措置（災害対策基本法54条）

同条第4項による市町村長が気象庁その他の機関に通報するもののうち、気象庁に通報するものについてはおおむね次によって行う。

(1) 対象になる現象名

ア 気象に関する事項

著しく異常な気象現象、たとえば竜巻、強い降ひょう等

イ 地象に関する事項

火山関係：噴火現象・噴火以外の火山性異常現象

地震関係：群発地震

ウ 水象に関する事項

異常潮位

異常波浪

(2) 発生場所

(3) 発見した日時分

(4) その他参考になる情報

(5) 通報手段

市から気象官署に対する通報は、公衆電信による。ただし6の(1)のAおよびイについては、文書によってもよい。

(6) 通報に要する費用

発信市の負担とする。

(7) 気象官署への通報は長崎地方気象台とする。

長崎地方気象台 長崎市南山手町11-51 TEL095-811-4861（夜間土日休日留守番電話）

7 災害通信整備に関する計画

長崎地方気象台から発表される各種の気象通報は、直ちに所管の伝達系統によって、有線、あるいは無線通信施設を通じて下部機関に伝達されるとともに、被害情報の収集、及びその対策についても緊密な連絡を行うこととなっているが、有線による通信施設（公衆、専用）が途絶した場合は、地区非常通信連絡会会長（長崎県危機管理課長）は「非常無線通信」の発動を指令して非常通報を取扱うことにしている。

佐世保市内における無線局

免許人	設置場所	受付所	電話
J R 九州	佐世保市早岐 1 丁目 93	早岐駅構内	38-2030
行政無線	佐世保市木場田 3-25	県北振興局	23-4211
九州電力 送配電	佐世保市福石町 4-12	九州電力送配電(株)佐世保配電事業所	0800-777-9421
警 察	佐世保市天満町 4-1	佐世保警察署	23-0110
	佐世保市愛宕町 161	相浦警察署	47-5110
	佐世保市勝海町 136	早岐警察署	39-0110
	佐世保市江迎町長坂 120-11	江迎警察署	66-3110
消 防	佐世保市平瀬町 9-2	佐世保市消防局	23-5121
九 地 建	佐世保市田の浦町 68	国土交通省長崎河川国道事務所 佐世保国道維持出張所	38-2174

第6章 訓練に関する計画

【消防局・防災危機管理局】

大規模な災害が発生した場合に、広範多岐にわたる災害応急対策を迅速かつ的確に遂行するためには、日頃から実践的な訓練を積み重ねておくことが必要である。

訓練は、非常災害時において災害関係諸機関が相互に緊密な連携を保ちながら迅速かつ適切な救助、救護活動、避難、水防作業又は消火作業などを円滑に行うために、次の要領で実施するものとする。

1 水防訓練

(1) 実施訓練

水防作業は、最悪の事態に直面した暴風雨の中において昼夜を問わず行われるので、次の各事項について訓練を行わなければならない。

ア 観測 イ 通報 ウ 動員 エ 輸送
オ 工法 カ 樋門等の開閉操作 キ 避難の誘導

(2) 実施の時期

7月末日までに行わなければならない。

2 消防訓練計画

(1) 自主的訓練

消防局（署）及び消防団は、活動の基本を徹底するため適宜に自主的訓練を行う。

(2) 非常招集訓練

消防局（署）及び消防団は適当な時期を選び非常招集訓練を行う。

(3) 消防訓練

消防局（署）及び消防団は春季、秋季に随時特殊建物、火災防御困難なる場所を選定し、消防訓練を行う。

(4) 避難訓練

消防局（署）員、消防団の一部をもって適当な時期を選び、特殊建築物又は地域毎の関係者に対する火災等による避難指示訓練を行う。

(5) 訓練項目

ア 消防用機械器具取扱訓練 エ 非常招集訓練 キ 通信連絡訓練 コ その他
イ 消防用機関運用訓練 オ 人命救助訓練 ク 破壊消防訓練
ウ 各種操法訓練 カ 飛火警戒訓練 ケ 出場訓練

3 非常無線通信訓練

災害が発生した場合に、非常無線通信が十分な効果をあげられるよう、長崎地区非常無線通信協議会で計画する非常無線通信訓練計画に基づき、総合訓練及び各個訓練を定期及び臨時に実施する。

4 総合防災訓練・地域防災訓練

訓練は、地方行政機関、県、県警、消防団、地方公共機関、自衛隊、住民等の参加を求めて、原則毎年1回実施する。また、必要に応じ、地域防災訓練を実施する。

第7章 地域防災力の向上に関する計画

【防災危機管理局】

1 自治会等における自主防災組織について

災害発生直後において、防災機関の対応がまだ末端まで行き渡らない時点では、住民の自主防災活動に負うところが大きい。また、災害の未然防止においても平常時の住民の研修、訓練及び近隣互助の体制の確立は大きな効果をもたらすと期待される。

したがって、地域住民が「自らの地域は自らが守る」という精神のもとに、自主防災会を結成し、組織的な活動をとることは非常に重要である。

本計画は、災害の未然防止や災害発生時に初動活動を円滑に行うため、地域ごとに自主的な防災組織の結成を促進し、その活動を支援するものである。

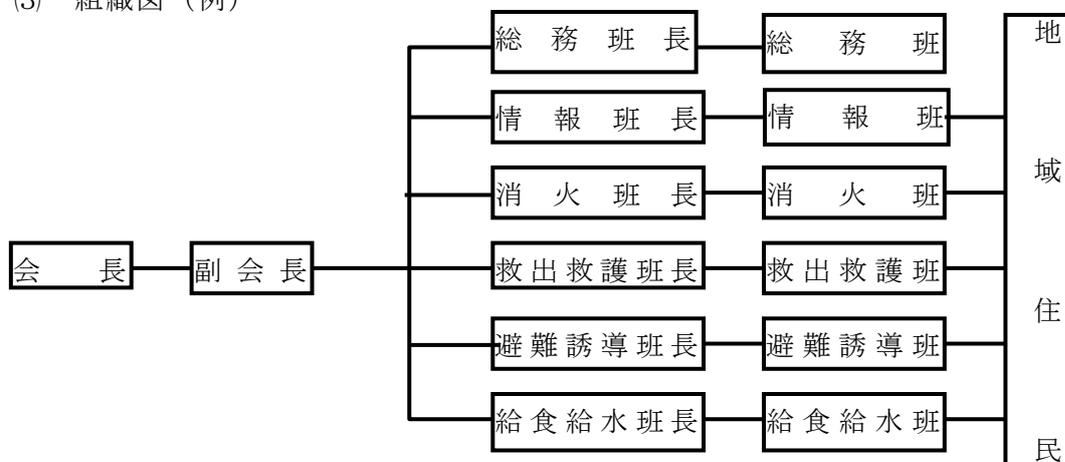
(1) 組織

- ア 原則として、自治会、町内会等を単位として自主防災会を結成する。
- イ 自主防災会を運営するうえでの必要事項は、規約で定める。
- ウ 活動内容は、各地域に応じて防災計画で定める。

(2) 活動内容（例）

- ア 防災知識の普及に関すること。
- イ 防災訓練の実施に関すること。
- ウ 情報の収集伝達に関すること。
- エ 出火防止及び初期消火に関すること。
- オ 救出・救護に関すること。
- カ 避難誘導に関すること。
- キ 給食・給水に関すること。

(3) 組織図（例）



(4) 本市の支援

自主防災広報誌の発行及び自主防災研修会を開催するほか、自主防災会の要請に基づき、防災訓練や講習会へ講師を派遣するなど、支援を行うものとする。

毎年開催予定の総合防災訓練においては、自主防災会の参加を得て、自主防災にか

かる訓練を実施する。

2 地区防災計画について

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業所（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難に支援を必要とする者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画である地区防災計画を作成することができる。

佐世保市防災会議は、防災協働社会の実現に向けて、各地区の特性に応じたコミュニティレベルでの防災活動を尊重し、地域密着型の防災計画として災害対策基本法第42条第3項に基づき、地区自治協議会ごとに以下の地区防災計画を定めるほか、同法第42条の2に基づく地区居住者から提案を受け、必要があると認めるときは随時地域防災計画に定めることとする。

（地区防災計画策定地区一覧）

宮地区自治協議会	三川内地区自治協議会
針尾地区自治協議会	江上地区自治協議会
広田地区自治協議会	早岐地区自治協議会
日宇地区自治協議会	崎辺地区自治協議会
南地区自治協議会	山澄地区自治協議会
中部地区自治協議会	西地区自治協議会
愛宕地区自治協議会	九十九地区自治協議会
清水地区自治協議会	北地区自治協議会
大野地区自治協議会	柚木地区自治協議会
中里皆瀬地区自治協議会	相浦地区自治協議会
黒島地区自治協議会	吉井地区自治協議会
世知原地区自治協議会	宇久地区自治協議会
小佐々地区自治協議会	江迎地区自治協議会
鹿町地区自治協議会	

自主防災会 結成状況（令和6年10月1日現在 470組織）

■本庁管内（106／166）

名称	町名	名称	町名
俵町公民館	俵町	御船町2組公民館	御船町
神島町2組公民館	神島町	上京町自治会	上京町
西天神町公民館	天神町	峰坂町公民館	峰坂町
十郎新町町内会	十郎新町	三浦町一組公民館	三浦町
祇園町一組町内会	祇園町	若葉町4組公民館	若葉町
大宮町四組公民館	大宮町	潮見町公民館	潮見町
東小佐世保町公民館	小佐世保町	白南風町公民館	白南風町
御船町一組公民館	御船町	大宮町三組自治会	大宮町
トーカンマンション潮見町管理組合	潮見町	春日町二組公民館	春日町
若葉町1組公民館	若葉町	船越町公民館	船越町
名切町公民館	名切町	山祇公民館	山祇町
東今福公民館	今福町	保立町二組公民館	保立町
松山町自治会	松山町	稲荷町四組公民館	稲荷町
松川町一組自治会	松川町	藤原町2組公民館	藤原町
西小佐世保町自治会	小佐世保町	西今福公民館	今福町
稲荷町二組町内会	稲荷町	若葉町2組公民館	若葉町
須佐団地自治会	須佐町	万徳町公民館	万徳町
若葉龍神自治会	若葉町	稲荷町一組公民館	稲荷町
島瀬町自治会	島瀬町	東大久保町3の組町内会	東大久保町
春日町1組公民館	春日町	東大久保町2組町内会	東大久保町
上町町内会	上町	須田尾町二組公民館	須田尾町
三浦町二組公民館	三浦町	東大久保町1の組自治会	東大久保町
御船町3組公民館	御船町	稲荷町五組公民館	稲荷町
桜木団地町内会	桜木町	東鵜渡越町公民館	鵜渡越町
神島町1組公民館	神島町	大黒町三組町内会	大黒町
西高梨町公民館	高梨町	大黒団地自治会	大黒町
西鵜渡越公民館	鵜渡越町	ウイング稲荷町内会	稲荷町
折橋町三組公民館	折橋町	サンティレジデンスマンション自治会	三浦町
折橋町二組町内会	折橋町	若葉町3組公民館	若葉町
折橋町4組自治会	折橋町	西大久保町公民館	西大久保町
熊野町公民館	熊野町	野崎町公民館	野崎町
烏帽子町内会	烏帽子町	ウイング御船Ⅱ自治会	今福町
田代町内会	田代町	ビバシティ佐世保ベイト管理組合	三浦町
山手町公民館	山手町	木風町2組公民館	木風町
本島町公民館	本島町	下金比良町公民館	金比良町
折橋町一組町内会	折橋町	藤原町一組公民館	藤原町
松川町二組町内会	松川町	栄町公民館	栄町
石坂町公民館	石坂町	東大黒町内会	大黒町
常盤町町内会	常盤町	福石町公民館	福石町
白木町自治会	白木町	保立町一組公民館	保立町
船越町石岳町内会	船越町	弓有公民館	小野町
須田尾町一組公民館	須田尾町	小島町公民館	小島町
須佐町自治会	須佐町	浜田町1組町内会	浜田町
比良町1組公民館	比良町	天満町町内会	天満町
東高梨町公民館	高梨町	中通町自治会	中通町
藤原町3組公民館	藤原町	鹿子前町一組公民館	鹿子前町

プライムマンションイリ自治会	稲荷町	鹿子前町二組公民館	鹿子前町
赤木町町内会	赤木町	春日町中央公民館	春日町
桜木町県営アパート自治会	桜木町	梅田町公民館	梅田町
宮田町公民館	宮田町	東山町一組	東山町
東山町二組	東山町	木風一組自治会	木風町
宮地町自治会	宮地町	勝富町自治会	勝富町
横尾町公民館	横尾町	桜木町公民館	桜木町

■相浦支所管内（45／45）

名称	町名	名称	町名
川下町公民館	川下町	愛宕町町内会	愛宕町
日野新町公民館	日野町	日野緑町2組公民館	日野町
相浦ニュータウン町内会	棚方町	新田団地自治会	新田町
日野本町公民館	日野町	母ヶ浦町町内会	母ヶ浦町
相浦新町町内会	相浦町	相浦第2ニュータウン町内会	棚方町
浜町町内会	相浦町	日野緑町一組公民館	日野町
相浦本町町内会	相浦町	新田町公民館	新田町
相浦栄町町内会	相浦町	星和台公民館	星和台町
築町町内会	相浦町	上相浦町公民館	木宮町
相浦大黒町町内会	相浦町	大潟町一組町内会	大潟町
相浦蛭子町町内会	相浦町	大崎町町内会	大潟町
相浦柳町町内会	相浦町	美崎が丘町内会	大潟町
相浦川迎町町内会	相浦町	日野美鳥ヶ丘自治会	日野町
日野上町公民館	日野町	棚方緑町町内会	棚方町
金比羅町町内会	相浦町	小野町公民館	小野町
西浜町町内会	相浦町	川下団地公民館	相浦町
長坂町公民館	長坂町	県立大学公舎自治会	大潟町
高島町町内会	高島町	小野町2組町内会	小野町
ふじみ台自治会	棚方町	棚方町自治会	棚方町
竹辺町町内会	竹辺町	光町公民会	光町
椎木町公民館	椎木町	浅子町公民館	浅子町
鹿子前町3組公民館	鹿子前町	大潟町2組町内会	大潟町
弓有公民館	小野町		

■黒島支所管内（8／8）

名称	町名	名称	町名
東堂平町町内会	黒島町	蕨町町内会	黒島町
名切町町内会	黒島町	本村町町内会	黒島町
田代町町内会	黒島町	根谷町町内会	黒島町
古里町町内会	黒島町	日数町町内会	黒島町

■中里皆瀬支所管内（27／27）

名称	町名	名称	町名
下楠木町公民館	楠木町	菰田町町内会	菰田町
皆瀬3組自治会	皆瀬町	小川内町公民館	小川内町
踊石町町内会	踊石町	上本山町3組公民館	上本山町
皆瀬1組町内会	皆瀬町	十文野町公民館	十文野町
皆瀬町2組公民館	皆瀬町	上本山1組町内会	上本山町

岳野町町内会	岳野町	吉岡町第三町内会	吉岡町
吉岡町第一公民館	吉岡町	野中下町内会	野中町
八の久保町内会	八の久保町	桧台自治会	上本山町
踊石新町町内会	踊石町	上本山町二組公民館	上本山町
吉岡町第2町内会	吉岡町	中里町上公民館	中里町
牧の地町内会	牧の地町	中里町下公民館	中里町
野中町公民館	野中町	下本山町公民館	下本山町
山住町内会	白仁田町	下本山団地自治会	下本山町
白仁田町内会	白仁田町		

■大野支所管内（28／29）

名称	町名	名称	町名
坂の上公民館	原分町	松原町2組公民館	松原町
矢峰町公民館	矢峰町	北池野公民館	松瀬町
四条橋公民館	田原町	南池野公民館	大野町
乙女橋公民館	大野町	峰公民館	松瀬町
上堺木公民館	瀬戸越町	大野公民館	松瀬町
下堺木公民館	瀬戸越町	石盛公民館	松瀬町
上の角公民館	瀬戸越4丁目	知見寺公民館	知見寺町
左石公民館	瀬戸越町	坂の下公民館	原分町
泉福寺1組公民館	瀬戸越3丁目	田原町公民館	田原町
泉福寺2組公民館	瀬戸越2丁目	上楠木公民館	楠木町
泉福寺3組公民館	瀬戸越2丁目	瀬戸越中央団地公民館	瀬戸越町
西泉福寺公民館	瀬戸越3丁目	春日の杜自治会	瀬戸越1丁目
紋珠公民館	瀬戸越4丁目	新泉福寺町内会	瀬戸越2丁目
松原町1組公民館	松原町	泉福寺住宅13号館自治会	瀬戸越2丁目

■柚木支所管内（22／25）

名称	町名	名称	町名
柚木新町公民館	柚木町	小舟町2組公民館	小舟町
柚木町3組公民館	柚木町	高花町2組公民館	高花町
柚木元町1組公民館	柚木元町	小舟町3組公民館	小舟町
柚木町1組公民館	柚木町	潜木町公民館	潜木町
筒井町自治会	筒井町	上柚木町3組公民館	上柚木町
柚木元町3組公民館	柚木元町	上柚木町4組公民館	上柚木町
川谷町公民館	川谷町	上柚木町5組自治会	上柚木町
柚木第2住宅	柚木町	上柚木町2組公民館	上柚木町
戸ヶ倉町自治会	戸ヶ倉町	上柚木町1組町内会	上柚木町
里美町公民館	里美町	高花町一組自治会	高花町
柚木町2組公民館	柚木町	小舟町1組公民館	小舟町

■日宇支所管内（21／31）

名称	町名	名称	町名
卸本町・陽光台自治会	卸本町	白岳町二組自治会	白岳町
日宇町3組自治会	日宇町	大塔町自治会	大塔町
黒髪町5組自治会	黒髪町	ウッディヒルもみじ自治会	もみじが丘町
日宇ヶ丘自治会	日宇町	黒髪町一組自治会	黒髪町

北大和町公民館	大和町	日宇町2組自治会	日宇町
黒髪町2の1組自治会	黒髪町	日宇町一組自治会	日宇町
黒髪町3組自治会	黒髪町	大塔町脇崎自治会	大塔町
白岳町一組自治会	白岳町	もみじが丘町自治会	もみじが丘町
黒髪町2の2組自治会	黒髪町	黒髪町桜ヶ丘公民館	黒髪町
東大和町公民館	大和町	大塔住宅自治会	大塔町
ひうみ町自治会	ひうみ町		

■早岐支所管内（47／68）

名称	町名	名称	町名
花高1丁目西部自治会	花高1丁目	中原町町内会	中原町
田の浦町自治会	田の浦町	花高二丁目二組自治会	花高2丁目
汐入町自治会	権常寺	広田3丁目自治会	広田3丁目
花高4丁目2組自治会	花高4丁目	中島町公民館	早岐2丁目
上原町公民館	上原町	早岐中央団地自治会	早岐2丁目
峰の前自治会	権常寺町	東下苗手自治会	早苗町
早苗町一組自治会	早苗町	花高1丁目2組自治会	花高1丁目
花高4丁目一組自治会	花高4丁目	築町自治会	早岐1丁目
公営崎岡住宅自治会	崎岡町	重尾町公民館	重尾町
旭町自治公民館	早岐2丁目	花高2丁目AB自治会	花高2丁目
昭和町自治会	権常寺町	重尾新町自治会	重尾町
下陣の内町自治会	陣の内町	東町自治会	早岐2丁目
立石原自治会	陣の内町	下宮崎自治会	広田1丁目
花高3丁目中央自治会	花高町3丁目	早苗町二組自治会	早苗町
花高2丁目1組自治会	花高2丁目	パールヒルズ田の浦自治会	田の浦町
権常寺皆瀬公民館	権常寺町	早苗町4組自治会	早苗町
西陣の内町自治会	陣の内町	早苗町三組公民館	早苗町
若竹台自治会	若竹台町	下陣の内町自治会	陣の内町
権常寺町自治会	権常寺町	日向町自治会	早岐1丁目
上宮崎自治会	広田町、1・3丁目	勝海町公民館	勝海町
田中町自治会	早岐3丁目	早岐中町公民館	早岐2丁目
平松町町内会	平松町	グランドベルシティ花高	花高3丁目
小森自治会	広田町	広田花立自治会	広田1丁目
鶴ヶ丘自治会	広田町		

■江上支所管内（25／30）

名称	町名	名称	町名
上小島公民館	指方町	田ノ頭公民館	江上町
戸迎公民館	有福町	上浦公民館	江上町
神揚公民館	指方町	下有福公民館	有福町
堤山公民館	江上町	生島公民館	有福町
汐美台自治会	有福町	岩下公民館	指方町
伊勢川公民館	指方町	白毛ノ浦公民館	有福町
下小島公民館	指方町	ハウステンボースビルズⅠ管理組合	ハウステンボース町
彼岸手町内会	江上町	ハウステンボースビルズⅡ管理組合	ハウステンボース町
鳥越公民館	指方町	沖小島公民館	指方町
江上町里公民館	江上町	ハウステンボースビルズⅢ管理組合	ハウステンボース町

上有福公民館	有福町	ハウステノホ`スヒルス`Ⅳ管理組合	ハウステノホ`ス町
中有福公民館	有福町	有福春陽台自治会	有福町
大浦公民館	江上町		

■ 針尾支所管内（20 / 20）

名称	町名	名称	町名
宮の浦公民館	針尾北町	畦津公民館	針尾西町
古里公民館	針尾東町	勝負越公民館	針尾東町
葉山公民館	針尾中町	名倉公民館	針尾中町
岳の田公民館	針尾中町	小鯛公民館	針尾中町
大崎公民館	針尾北町	船山公民館	針尾北町
口木公民館	針尾西町	高畑公民館	針尾東町
崎針尾公民館	針尾東町	浦頭公民館	針尾北町
太田町内会	針尾北町	柿ノ浦公民館	針尾西町
川畑公民館	針尾西町	昭和公民館	針尾西町
鯛の浦公民館	針尾西町	西海橋町公民館	針尾東町

■ 三川内支所管内（19 / 19）

名称	町名	名称	町名
馬責町内会	桑木場町	塩浸町内会	塩浸町
桑木場東区町内会	桑木場町	前平町内会	木原町
桑木場西区町内会	桑木場町	前田円常寺町内会	塩浸町
三川内町町内会	三川内町	心野町内会	心野町
吉福町内会	吉福町	新替町内会	新替町
江永町内会	江永町	横手町町内会	横手町
三川内本町南区町内会	三川内本町	下の原町町内会	下の原町
牛石町内会	新行江町	口の尾町町内会	口の尾町
木原町町内会	木原町	三川内本町西区町内会	三川内本町
新行江町町内会	新行江町		

■ 宮支所管内（8 / 8）

名称	町名	名称	町名
南風崎町二区町内会	南風崎町	奥山町町内会	奥山町
宮津町町内会	宮津町	城間町町内会	城間町
南風崎町一区町内会	南風崎町	瀬道町町内会	瀬道町
長畑町町内会	長畑町	萩坂町町内会	萩坂町

■ 吉井支所管内（25 / 28）

名称	町名	名称	町名
西立石区	吉井町立石	上吉田区	吉井町上吉田
御橋区	吉井町春明	風見台地区	吉井町吉元
立石新町区	吉井町立石	黒岩区	吉井町立石
松原区	吉井町直谷	下橋川内町内会	吉井町踊瀬
吉元区	吉井町吉元	草ノ尾区	吉井町草ノ尾
下直谷区	吉井町直谷	下福井区	吉井町直谷
上橋川内区	吉井町橋川内	田原地区	吉井町踊瀬

板樋自治会	吉井町板樋	峠地区	吉井町高峰
上直谷区	吉井町直谷	高峰区	吉井町高峰
樋口区	吉井町立石	梶木場	吉井町梶木場
東立石町内会	吉井町大渡	中立石区町内会	吉井町中立石
山手区	吉井町田原	内裏区	吉井町正谷
光風台	吉井町乙石尾		

■世知原支所管内（12／24）

名称	町名	名称	町名
開作自警団	世知原町開作	栗迎7区町内会	世知原町矢櫃
太田区	世知原町太田	上野原区	世知原町上野原
北川内区	世知原町北川内	かじか自治会	世知原町矢櫃
栗迎6区	世知原町栗迎	長田代区	世知原町長田代
城山区	世知原町檜巻	檜巻一区	世知原町檜巻
栗迎四区	世知原町栗迎	檜巻三区	世知原町中通

■宇久行政センター管内（27／27）

名称	町名	名称	町名
寺島地区	宇久町寺島	梅の木地区	宇久町木場
堀川地区	宇久町平	木場地区	宇久町木場
向江地区	宇久町平	大久保地区	宇久町大久保
佐賀里地区	宇久町平	蒲浦地区	宇久町小浜
旦の上地区	宇久町平	小浜（福浦）地区	宇久町小浜
船倉地区	宇久町平	小浜（長野）地区	宇久町小浜
川端地区	宇久町平	下山地区	宇久町小浜
松原地区	宇久町平	郷東地区	宇久町神浦
平地区	宇久町平	郷西地区	宇久町神浦
山本地区	宇久町平	町東西地区	宇久町神浦
十川地区	宇久町平	町寿久居地区	宇久町神浦
針木地区	宇久町平	飯良地区	宇久町飯良
野方地区	宇久町野方	本飯良地区	宇久町本飯良
太田江地区	宇久町大田江		

■小佐々支所管内（9／13）

名称	町名	名称	町名
黒石地区	小佐々町黒石	西川内地区	小佐々町西川内
小坂地区	小佐々町小坂	新田地区	小佐々町黒石
港町地区会	小佐々町白ノ浦	岳ノ木場地区	小佐々町岳ノ木場
田原地区	小佐々町田原	矢岳地区	小佐々町矢岳
神崎自治会	小佐々町矢岳		

■江迎支所管内（17／28）

名称	町名	名称	町名
志戸氏地区	江迎町志戸氏	末橋地区	江迎町末橋
亀ノ子住宅地区	江迎町末橋	岩下地区	江迎町田ノ元
三浦地区	江迎町三浦	東江迎地区	江迎町長坂
西岩崎地区	江迎町長坂	小川内住宅地区	江迎町小川内
赤坂区	江迎町赤坂	開田自治会	江迎町田ノ元

根引地区	江迎町根引	中尾区	江迎町中尾
東ノ木地区	江迎町志戸氏	深川区	江迎町奥川内
猪調区	江迎町猪調	岩石区	江迎町三浦
栗越区	江迎町籠尾		

■鹿町支所管内（16／16）

名称	町名	名称	町名
深江地区	鹿町町深江	褥崎地区	鹿町町長串
御堂地区	鹿町町深江	長串地区	鹿町町長串
山手浦地区	鹿町町土肥ノ浦	曾辺ヶ崎地区	鹿町町下歌ヶ浦
北鹿町地区	鹿町町深江	大加勢地区	鹿町町下歌ヶ浦
南鹿町地区	鹿町町鹿町	加勢地区	鹿町町下歌ヶ浦
船ノ村地区	鹿町町船ノ村	歌ヶ浦地区	鹿町町下歌ヶ浦
木場地区	鹿町町上歌ヶ浦	大屋地区	鹿町町大屋
平原地区	鹿町町長串	口ノ里地区	鹿町町口ノ里

第8章 防災知識の普及に関する計画

【消防局・農林水産部・防災危機管理局】

本計画は、防災関係職員及び一般住民に対し、災害予防又は災害応急対策等の防災知識の普及徹底を図るためのものである。

1 普及事項

普及徹底を要する事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 佐世保市地域防災計画の概要
- (2) 火災予防の心得
- (3) 農作物の災害予防事前措置
- (4) 災害気象及び注意報・警報の種別と対策
- (5) 台風、地震等災害時の心得
- (6) 避難予定場所及び避難時の注意事項
- (7) その他各種応急対策で住民に周知すべき事項

2 普及方法

防災知識の普及方法は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 市政だより及びその他刊行物による普及
- (2) ラジオ、テレビ、インターネットによる普及
- (3) 広報車による普及
- (4) 講習会及び展示会による普及
- (5) 火災予防週間、海難防止運動、全国防災の日など各種防災運動期間を利用した普及
- (6) 出前講座による普及

第9章 避難行動要支援者に関する計画

【保健福祉部・子ども未来部・防災危機管理局】

市は、高齢者や障がい者等の災害時に特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努め、実効性のある避難支援を行うことが求められている。

1 避難行動の原則

災害に対しては、各人が自らの判断で避難行動をとることが原則であり、避難行動要支援者も、自ら適切な避難行動をとる意思を持つことが原則である。

避難行動要支援者の安全に対しては特段の配慮が必要であるが、一方で、避難支援は避難行動要支援者の意思に基づいて行われるものであるということを、支援を要する者、支援を行う者の双方が認識するものとする。

2 避難行動要支援者名簿の作成

市は、災害対策基本法第49条の10第1項の規定に基づき、避難行動要支援者に対する避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿における避難行動要支援者は、市内に在宅で生活しかつ下記に掲げる範囲の者とする。なお、社会福祉施設及び医療機関等に長期で入所・入院している者は、当該施設の管理者等が基本的に避難支援するものとし、避難行動要支援者名簿の避難行動要支援者からは、除くものとする。

ア 要介護認定3～5を受けている者

イ 一人暮らしの高齢者（65歳以上）又は高齢者のみの世帯に属する者で、要介護認定1～2を受けている者

ウ 身体障害者手帳の交付を受け1級又は2級の者で、第1種を所持する肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がい又は呼吸器機能障がいのある者

エ 療育手帳のA、A1又はA2を所持する者

オ 精神障害者保健福祉手帳の1級又は2級を所持する者

カ 特定疾患医療受給者証所持者のうち、人工呼吸器等を使用している者

キ 本市の障がい福祉サービスを受けている難病患者

ク 従前の「佐世保市災害時要援護者支援制度」に登録されている者

ケ その他、自力での避難が難しいために避難の支援を希望する要配慮者

(2) 災害対策基本法第49条の11第2項に規定されている避難支援等関係者となる者

ア 佐世保市消防局、佐世保市消防団

イ 長崎県警察

ウ 民生委員

エ 佐世保市社会福祉協議会

オ 自主防災組織、町内会等その他の避難支援等の実施に携わる関係者

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

ア 避難行動要支援者名簿に掲載する事項は、下記のとおりとする。

(ア) 氏名

(イ) 生年月日

(ウ) 性別

(エ) 住所又は居所

(オ) 電話番号その他の連絡先

(カ) 避難支援等を必要とする事由

(キ) その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

イ 避難行動要支援者名簿の作成にあたって必要な個人情報の入手方法は次のとおりとする。

(ア) 災害対策基本法第49条の10第3項の規定による市が保有する情報の利用又は同条の10第4項の規定による長崎県知事その他の者に対する情報提供要請

(イ) その他要配慮者本人からの申し出

(4) 名簿の更新に関する事項

名簿は、転入及び新規の申請により、新たに避難行動要支援者となった者、並びに死亡、転出及び入所など避難行動要支援者の要件を満たさなくなった者の情報は、随時更新することとする。

また、変更された情報は、関係する避難支援等関係者に対して、遅滞なく提供するものとする。

(5) 災害対策基本法第49条の11第2項又は第3項の規定により、避難支援等関係者に名簿情報を提供する際、情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

ア 市は、情報の提供にあたっては、法第49条の13の規定に基づき避難支援等関係者に守秘義務が課せられることを明示する等、情報漏えいの防止のために十分な措置を講ずることを求めることとする。

イ 市は、名簿情報の不正な流出を防止するため、当該避難行動要支援者に関わることが想定される避難支援等関係者に限り提供することとする等、当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるものとする。

(6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

市は、要配慮者が災害情報を取得できるよう、多様な手段を活用した情報伝達体制の整備に努める。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、避難支援の実施にあたり、本人又はその家族などの生命及び身体の安全確保を最優先するものとし、市は、あらかじめ避難行動要支援者に対し、名簿提供は災害発生時に避難支援等関係者やその他支援者による避難支援が必ずなされることを保証するものではなく、法的な責任や義務を負うものではないことの周知を図るものとする。

3 避難行動要支援者名簿の提供

市は、平常時においては、災害対策基本法第49条の11第2項の規定により、避難行動要支援者からの同意を得て、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報の提供を行うことができるものとする。

市は、現に災害が発生、または発生の恐れがある場合には、災害対策基本法第49条の11第3項の規定により、本人の同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、提供することができるものとする。

4 個別避難計画の作成

市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、災害対策基本法第49条の14第1項の規定に基づき、避難行動要支援者の同意を得て、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、町内会、福祉専門職等の避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成に努めるものとする。なお、作成に同意しない避難行動要支援者についても、必要な配慮を行うものとする。また、個別避難計画の作成に際しては、内閣府の取組指針等を踏まえ、自ら避難することが困難な者のうち、ハザード区域内に居住する者等を優先度が高い者として中心に取り組むものとし、優先度が高い対象者については、災害対策基本法の改正のあった令和3年度からおおむね5年程度で作成するよう努めるものとする。

(1) 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

ア 個別避難計画には、避難行動要支援者名簿に記載された事項に加え、下記の事項を記載する。

(ア) 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

(イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(ウ) 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

イ 個別避難計画の作成にあたって必要な個人情報の入手方法は次のとおりとする。

(ア) 災害対策基本法第49条の14第4項の規定による市が保有する情報の利用又は同条の14第5項の規定による長崎県知事その他の者に対する情報提供要請

(イ) その他要配慮者本人からの申し出

(2) 個別避難計画の更新に関する事項

個別避難計画は、避難行動要支援者名簿と定期的に照合し、適時適切に更新することとする。

(3) 災害対策基本法第49条の15第2項又は第3項の規定により、避難支援等関係者に個別避難計画情報を提供する際、情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

ア 市は、情報の提供にあたっては、法第49条の17の規定に基づき避難支援等関係者に守秘義務が課せられることを明示する等、情報漏えいの防止のために十分な措置を講ずることを求めることとする。

イ 市は、個別避難計画情報の不正な流出を防止するため、当該避難行動要支援者に関わることが想定される避難支援等関係者に限り提供することとする等、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるものとする。

(4) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

市は、要配慮者が災害情報を取得できるよう、多様な手段を活用した情報伝達体制の整備に努める。

(5) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、避難支援の実施にあたり、本人又はその家族などの生命及び身体の安全確保を最優先するものとし、市は、あらかじめ避難行動要支援者に対し、個別避難計画の情報提供は災害発生時に避難支援等関係者やその他支援者による避難支援が必ずなされることを保証するものではなく、法的な責任や義務を負うものではないことの周知を図るものとする。

5 個別避難計画情報の提供

市は、平常時においては、災害対策基本法第49条の15第2項の規定により、避難行動要支援者からの同意を得て、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に個別避難計画情報の提供を行うことができるものとする。

市は、現に災害が発生、または発生の恐れがある場合には、災害対策基本法第49条の15第3項の規定により、本人の同意の有無にかかわらず、個別避難計画情報を避難支援等関係者その他の者に対し、提供することができるものとする。

6 社会福祉施設等における対策

社会福祉施設等には、自力では歩行できない高齢者や障がい者、又は、児童が入所あるいは通所しており、これらの人々は、災害発生時に自力で行動することは困難であり介助が欠かせない。災害発生時にはこれらの人々の安全を確保するため、次の防災対策を図る。

(1) 防災設備等の整備

災害発生時に、要配慮者はとっさの自己防御がとれない可能性が高いことから、施設の建物の倒壊や火災などの被害を受けないようにするだけでなく、照明器具や備品などの転倒や落下などの危険がないように配慮する。

また、ライフライン等の機能停止の際にも、施設入所者の生活維持ができるよう必要に応じて、非常用給水タンク、非常食料、医薬品の設備、備蓄に努める。

(2) 災害時行動の迅速化

災害発生時には、施設職員の迅速で的確な行動が重要であり、このため、職員の任務分担、動員計画、避難方法等を定めた災害時行動マニュアルの作成に努める。

入所あるいは通所している人々の身体状況は様々であるためそれぞれの施設の実状に応じた迅速な行動を事前に把握するように努める。

地域社会の防災関連機関等との連携を考慮したマニュアルとなるよう努める。

(3) 防災教育、防災訓練の充実

施設の職員が、防災に理解を深め、災害発生時に適切な行動をとれるよう定期的に防災教育を行う。また、職員や入所・通所者が災害時の切迫状況でも適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や、入所・通所者の状況に応じた防災訓練を行う。とくに自力歩行が困難な入所者がいる施設では、夜間における防災訓練を努めて実施するようになる。

(4) 緊急連絡体制の整備

災害発生時の関係機関への迅速な連絡が行えるよう、緊急時の情報伝達の手段、方法を定める等、緊急連絡体制の整備に努める。

(5) 地域社会との連携

社会福祉施設の入所、通所者は、自力で避難ができない場合が多く、サポートが必要

である。災害時における避難に際しては職員だけでは不十分であり、地域住民等によるボランティアの支援が望まれる。この点からも、日頃から地域にとけ込んだ施設となるように努め、住民との連携を強め、災害時には協力が得られるような体制づくりに努める。

第10章 要配慮者に関する計画

【経済部・文化スポーツ部・防災危機管理局】

災害時に特に配慮を要する者（要配慮者）であって、避難行動要支援者以外の者への対応については、次の要領で実施するものとする。また、被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。

1 観光客に関する対策

(1) 避難場所案内板等の整備

避難場所案内板等については、観光客が安全に避難活動を行えるよう整備を進める。また、外国語や絵による標識をつけ加えるなど、外国人観光客にも配慮する。

(2) 避難場所の掲示

宿泊施設及び観光地にその近くの避難場所を掲示するように協力要請する。

(3) 責任者、従業員に対する指導・訓練

宿泊施設及び観光地の責任者や従業員に避難誘導やパニック防止等の指導・訓練を行い、国内外の観光客に対処する。

(4) 緊急放送

宿泊施設及び観光地において、災害等が発生した際には誘導を促す緊急放送等を行うこととし、外国語でもこれを行うよう指導する。

(5) 観光客に対する避難所の確保

大規模な災害時において、多くの観光客が滞在するおそれのある駅（JR佐世保駅、ハウステンボス駅など）やハウステンボス、九十九島パールシーリゾートなどの施設管理者と連携を密にし、連絡手段を確保しておく。

2 外国人に関する対策

本市には外国人市民が約2,000人居住しているほか、米軍関係者が多数居住している。外国人市民等に関しては、言語や防災知識の違いなどにより、必要な情報が届きにくいことから、適切な行動がとれず、被害が拡大する可能性があるため、次の対策を推進する。

(1) 防災パンフレットの作成

防災意識の啓発のため、パンフレット及び防災マップ等を作成する際には、外国語を併記するなど市内居住の外国人にも配慮した記載にするよう努める。

(2) 避難場所案内板等の整備

避難場所案内板等については、外国人にもわかりやすいデザイン及び外国語を付け加えるなど、安全に避難活動が行えるよう配慮する。

(3) 外国人が所属するコミュニティとの連携

外国人が所属するコミュニティ（職場、学校、教会、日本語教室、町内会等）と連携し、各コミュニティ内で外国人が集まる機会を活用して防災講座、防災訓練の実施に努める。

(4) やさしい日本語の普及

災害情報の伝達及びコミュニケーションの手段として、外国人のみならず、高齢者や子どもにも伝わりやすく、他言語への翻訳精度も上がるとされる「やさしい日本語」の普及に努める。

(5) 長崎県災害多言語支援センターとの連携

大規模災害発生時は、長崎県と公益財団法人長崎県国際交流協会が設置する長崎県災害多言語支援センターと連携し、多言語による情報発信や避難所に来た外国人との意思疎通に努める。

第 11 章 ボランティアに関する計画

【社会福祉協議会・保健福祉部・市民生活部】

近年の災害においては、発生直後から様々な局面で多くのボランティアが活躍しており、その役割は応急対策及び復興において大きな力となっている。

災害発生に際して、ボランティアが円滑に活動し、能力が十分発揮できるよう下記のとおり計画する。

1 NPO（民間非営利組織）・ボランティア等との連携

本市では、平成17年4月に開設し、社会福祉協議会ボランティアセンターも入居している「させば市民活動交流プラザ」を拠点として、平常時から保健、福祉をはじめとする多くのNPO（民間非営利組織）・ボランティア等が活躍している。

災害発生時にもこうした団体の活動が期待されるため、平常時から連携を深めておく必要がある。

社会福祉協議会、災害ボランティアネットワーク連絡協議会、日本赤十字社を通じて、各団体との連絡体制を確立するなどネットワーク化を図るものとする。

2 一般ボランティアの受入れ

日常的に活動しているボランティアのほか、災害発生時には被災地外から多くの一般ボランティアが応援に駆けつけることが予想される。

一般ボランティアは被災地の実情（地理、被災状況）を熟知していないことが多いため、円滑な活動を行うことができるよう、被災地の情報や要望を的確かつ正確に伝える必要がある。

そのため、災害発生時におけるボランティア受付窓口の設置やボランティアコーディネートについて、社会福祉協議会、災害ボランティアネットワーク連絡協議会を中心に各団体と協議するものとする。

第12章 情報収集伝達に関する計画

【防災危機管理局】

災害発生時に、被害情報を迅速に収集し、また、防災情報の伝達を円滑に行うため、平常時から情報収集伝達体制の強化を図る。

1 災害情報収集伝達システムに関する計画

市民等への情報伝達手段として、特に防災行政無線（戸別受信機を含む。）の更新整備を図るとともに、インターネット配信や携帯電話の活用も含め、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備を図る。

また、無線通信網の多重化対策を強化するとともに、災害情報共有システムの構築を図る。

(1) 同報無線システムの整備

災害時の応急活動にかかる情報通信の重要性に鑑み、耐災害性に優れたデジタル同報無線システムの整備を図る。

ア 到達性・建物浸透性の高い電波を利用した非常通信設備

イ 無線通信と衛星通信の導入による通信の二重化

ウ 屋外拡声機と戸別受信機の配備による防災情報の確実な伝達

(2) 災害情報共有システムの整備

災害時に被害の状況を把握し、迅速的確な応急対策を実施するため、観測情報や被害情報等の収集、分析、意思決定支援ならびに情報発信機能を一元的に管理、運用する災害情報共有システムの整備を図る。

2 情報収集伝達体制に関する計画

防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、様々な環境下にある住民や職員に対し、防災情報が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、ウェブページやメール、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図るなど、情報収集伝達体制の強化を進める。

また、勤務時間外における災害発生に備え、消防機関との連携により、情報収集伝達体制の確保に努める。